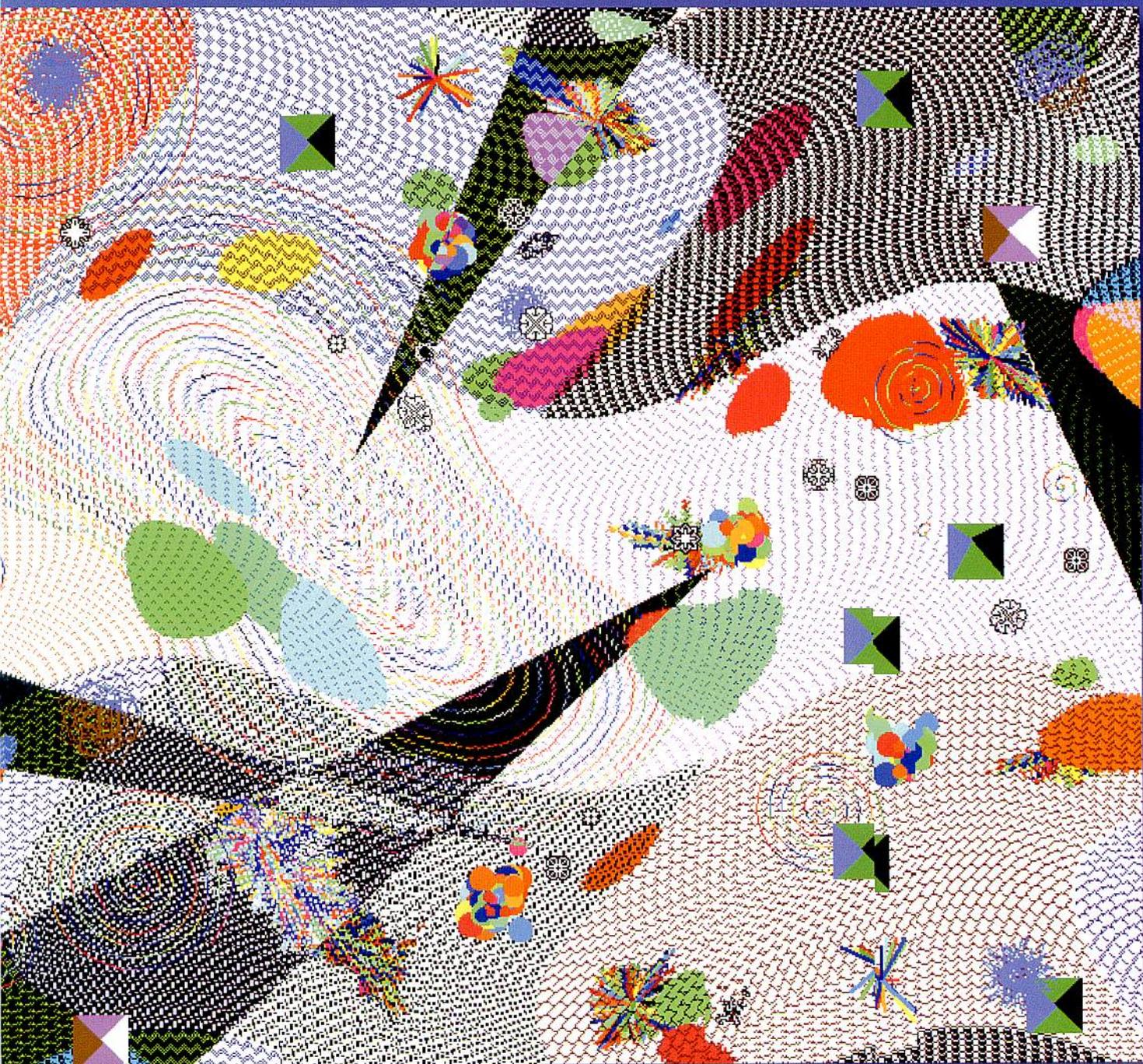


# 第4次枚方市総合計画

基本構想・基本計画



平成13年  
2001

# HIRAKATA CITY





## ごあいさつ

いよいよ、21世紀がスタートしました。

20世紀は大きな繁栄をもたらした半面、戦争や環境破壊など多くの負の遺産を残しました。

これらの反省から、新しい世紀は「平和」「環境」「人権」をキーワードに、すべての人が豊かな心を育める時代にしなければなりません。

こうした視点にたって、本市ではこのほど、21世紀のまちづくりの指針となる第4次枚方市総合計画を策定しました。

市制施行から半世紀以上が経過し、都市としての成熟期を迎えつつある本市では、ハード面の整備だけでなく、市民一人ひとりの豊かな心を育て、生きがいづくりを支援していくことが重要な課題となっています。

今、ごみ処理をはじめとする環境問題や福祉の問題など様々な課題がありますが、これらはすべて行政だけで解決できる問題ではなく、行政と市民とがパートナーシップを確立し、それぞれの役割と責任を分担しながら、ともに知恵を出し合い、汗を流して取り組むことが大切です。また、市民の皆さんがまちづくりに積極的に参画することによって、郷土愛も生まれてくると確信しています。

こうした考えのもと、本計画では、基本構想の中で、「出会い、学びあい、支えあい、生きる喜び創るまち、枚方」をめざすまちの姿と定め、行政と市民、事業者が協働してまちづくりに取り組む必要性を明確にしました。

そのためには、職員の意識改革を図りながら行財政改革をさらに推進し、行政評価システムの導入など新たな発想と手法によって、「小さくても仕事のできる市役所」を確立しなければなりません。本年4月から本市は特例市となりますが、これを契機に、行政と市民、事業者が一体となって、地方分権にふさわしい魅力ある21世紀の枚方を築いていきたいと決意しています。本計画の策定にご尽力いただきました総合計画審議会の委員各位をはじめ、貴重なご意見を頂戴しました市民の皆様や関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成13年3月

枚方市長 中 司 宏



# 第4次枚方市総合計画基本構想目次

## 第1章 総合計画の策定にあたって

1. 前文（総合計画策定の趣旨）	1
2. 前総合計画の総括	2
3. 総合計画策定の背景	4
・時代背景	
・枚方市を取り巻く状況	

## 第2章 基本構想

1. 基本構想策定の視点	8
2. 基本構想の前提	10
・目標年次	
・将来推計人口	
3. 基本構想の役割	10
4. 基本構想の実現主体	11
5. 枚方市がめざすまちの姿	12
6. まちづくりの基本目標と取り組みの基本方向	13
基本目標1：人と自然が共生する環境保全のまち	
基本目標2：やすらぎのなか、世代をつないで住み続けるまち	
基本目標3：魅力にあふれ、生き生きとしたまち	
基本目標4：健康で心豊かな自立と共生のまち	
基本目標5：ふれあい、学びあい、感動できるまち	
基本目標6：みんなで作る分権・市民参加のまち	

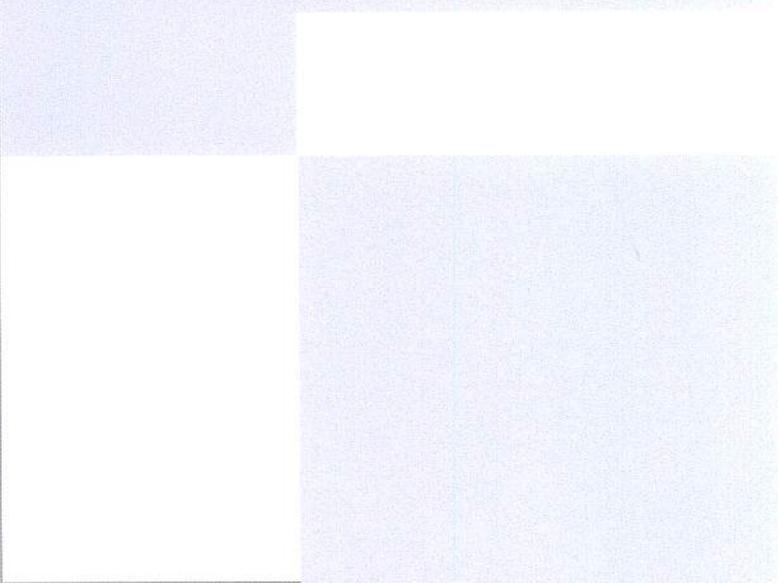
## 第4次枚方市総合計画基本計画 目次

<b>第1編 総論</b> .....	21
<b>第1章 基本計画の構成</b> .....	21
第1節 計画の役割 .....	21
第2節 計画の期間 .....	21
第3節 計画の構成 .....	21
<b>第2章 基本計画策定の前提</b> .....	22
第1節 本市の位置・沿革 .....	22
第2節 人口の推移 .....	23
第3節 土地利用の状況 .....	26
第4節 財政 .....	27
第5節 前基本計画の成果と課題 .....	30
<b>第3章 基本計画策定の背景</b> .....	45
第1節 将来推計人口 .....	45
第2節 広域計画及び関連計画 .....	47
第3節 市民意向 .....	49
<b>第4章 基本計画の位置付けと策定の視点</b> .....	52
第1節 基本計画の位置付け .....	52
1. 基本計画の実現主体 .....	52
2. 枚方市がめざすまちの姿 .....	53
3. まちづくりの基本目標と取り組みの基本方向 .....	54
第2節 基本計画策定の視点 .....	55
1. 市民・事業者・行政による協働 .....	55
2. 達成状況を明確にするための指標設定 .....	55
3. 行政評価システムとの連携 .....	55
4. 施策の総合的・一体的な推進 .....	56
<b>第2編 部門別計画</b> .....	57
<b>第1章 人と自然が共生する環境保全のまち</b> .....	57
第1節 資源を循環させ環境を大切にすまちをつくる .....	57
第2節 健康に生活できる安全な環境をつくる .....	60
第3節 自然と仲よく暮らすまちをつくる .....	62

## 第4次枚方市総合計画基本計画 目次

第2章 やすらぎのなか、世代をつないで住み続けるまち	64
第1節 快適でやすらぎのあるまちをつくる	64
第2節 「農」を守り、活かすまちをつくる	68
第3節 人にやさしく安全な交通体系をつくる	70
第3章 魅力にあふれ、生き生きとしたまち	72
第1節 魅力と活気にあふれるまちをつくる	72
第2節 集客交流がひろがるまちをつくる	75
第3節 時代の変化に対応した産業を興す	77
第4章 健康で心豊かな自立と共生のまち	79
第1節 人が心豊かに共に生きるまちをつくる	79
第2節 人が健やかに自立して暮らせるまちをつくる	82
第5章 ふれあい、学びあい、感動できるまち	85
第1節 自他を生かす力を持つ子どもたちを育む	85
第2節 学び続けるよろこびのあるまちをつくる	88
第3節 出会いをひろげ、心動かす文化の育つまちをつくる	90
第6章 みんなでつくる分権・市民参加のまち	92
第1節 市民・事業者と行政の協働を推進する	92
第2節 分権時代に対応した地方自治の拡充を図る	95
第3節 男女の共同参画を進める	97
<b>第3編 重点プランとまちづくり指標</b>	<b>99</b>
<b>第1章 重点プラン</b>	<b>99</b>
第1節 重点プランの設定	99
第2節 重点プランの基本的視点	100
第3節 重点プラン	101
<b>第2章 まちづくり指標</b>	<b>103</b>
<b>付属資料</b>	<b>109</b>



A stylized graphic of a city skyline in the top right corner, composed of several rectangular blocks of varying heights and widths, rendered in a light blue color against the background.

HIRAKATA  
CITY

総合計画基本構想



# 第1章 総合計画の策定にあたって

## 1. 前文（総合計画策定の趣旨）

- 本市は平成9年（1997年）に市制施行50周年を迎えました。昭和22年（1947年）8月1日、府内で12番目に市制を施行した本市の当時の人口は4万人余りでしたが、昭和30年（1955年）に津田町と合併。その後、高度経済成長期に急激な都市化が進展し、現在では40万人を超える人口を擁する都市となりました。
- 本市は、昭和62年（1987年）、第3次総合計画を策定し、「緑と文化を育む、人と人とのふれあいのあるまち、枚方」を本市の将来像として捉え、都市基盤の整備、福祉・教育・文化など充実を図りながら、その実現に努めてきました。
- 現在、本市を取り巻く状況は、大きく変化しています。少子・高齢化の進展により、本市の人口推移についても減少傾向が予測されるとともに、日本経済が低迷するなかで市税収入等が落ち込み、本市の財政状況の悪化が進んでいます。従来のような人口と経済の成長に支えられた右肩上がりの税収増加を前提にしたまちづくりを見直し、新たな観点でまちづくりをすすめる必要があります。
- 地方分権が進展し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するために、市民に身近な地方自治体の主体性と総合性を高めていくことが求められています。行政による情報の開示、説明責任の履行を基礎に、あらゆる場面で市民参加の促進を図り、市民・事業者・行政の協働を実現することが必要です。
- さらに、<sup>\*</sup>オゾン層の破壊や地球温暖化、酸性雨問題など地球レベルでの環境問題が顕在化し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式の見直しが求められています。まちづくりのあらゆる場面において、環境への負荷をできる限り小さくし、持続可能な発展をめざすことが必要です。
- また、21世紀のまちづくりにおいては、これまでのように「モノ」を中心に考えるのではなく、人と人のつながりや「心」を重視しなければなりません。地域の歴史や文化、環境を大切にしながら、新たなまちの魅力を創出し、人々が愛するまちをめざす必要があります。
- そこで、私たちがめざすまちの姿とまちづくりの基本目標を改めて探求し、市民・事業者・行政が協働<sup>\*</sup>して取り組む基本方向を確立するため、市民の叡智を集めて、平成27年度（2015年度）を目標年度とする新たな枚方市総合計画を策定するものです。
- なお、本計画については、その達成状況等を定期的に検証し、必要に応じて改定するものとします。

## 2. 前総合計画の総括

まちづくりは、過去から未来へと積み重ねられる歴史的な営みの上に、進められるものです。そこで、新たな総合計画の策定にあたって、まず、これまでの基本構想の総括を行います。

### 2-1 これまでの総合計画基本構想

#### 第1次総合計画

全国有数の人口急増都市となり、一部で無秩序な宅地開発が問題となっていた昭和44年（1969年）、本市は乱開発を防ぎ秩序あるまちを形成するため、最初の総合計画を策定しました。同計画では、昭和60年（1985年）を目標年次に、適正人口を42万人から47万人に設定し、昭和41年（1966年）に実施した総合計画基礎調査で明らかにされた基本構想を継承し、「きれいな空気と水に恵まれ、あらゆる機能を備えながら整然として伸び、福祉のゆきとどいた緑のまち」をめざすとなりました。

#### 第2次総合計画

昭和48年（1973年）の第1次石油ショック以後、高度経済成長期の反省から開発のあり方や人の生き方などの価値観が見直される気運が広がり、昭和52年（1977年）、本市は総合計画を改定しました。小中学校の建設に追われ、都市基盤の整備が遅々として進まないなか、第2次総合計画においては、まちづくりの方向を「市民生活優先・福祉の向上・ゆとりとうるおいのある都市建設」と定め、本市の性格を「住宅機能を重点とした多機能都市」として再認識しました。また、目標年次である昭和60年（1985年）の目標人口は40万人に下方修正しました。



### 第3次総合計画

人口微増期に入り、義務教育施設の建設も一段落し、新たなまちづくりに取り組むための主体的条件が備わったことから、昭和62年（1987年）、本市は、市制施行40周年を機に、再び総合計画を改定しました。目標年次を平成12年（2000年）とし、上限人口を45万人と設定した基本構想では、本市の将来像を「緑と文化を育む、人と人とのふれあいのあるまち、枚方」としました。

そして、下水道・道路・公園・枚方市駅の高架化などの都市基盤整備に全力を傾けるとともに、公民館・図書館・美術センター・総合スポーツセンター・地域体育館・野外活動センターなどの社会教育施設の建設を進め、それぞれの施設を拠点に積極的な社会教育・文化・スポーツ活動を展開してきました。また、総合福祉会館を建設し、21世紀の本格的な高齢社会に備えて、高齢者の在宅福祉サービスおよびこれを支える施設サービスの拡充などに努めたほか、全市域での高度浄水処理水の供給も実現しました。

しかしながら、ごみの減量化や適正処理のための新たな清掃工場の新設など環境問題への取り組みや、本市の中心市街地である市駅周辺の特徴ある地域としての再整備、本市の東部地域を人々が住み・創造し・憩う21世紀の新しいまちとして形成する課題等については、その緒についたばかりだといえます。

## 2-2 これまでの総合計画基本構想の評価

これまで3次にわたって策定された総合計画基本構想は、時代状況に促した強調点の違いはあるものの、「環境（自然）」「住宅機能」「多機能」「文化」「ふれあい」といった諸点に注目し、ゆとりのある自然環境に恵まれながら、さまざまな都市機能や魅力を持ったまちをつくることを一貫してめざしてきたといえます。

日本社会が人口減少時代に入り、地方分権の進展によって自治体が個性豊かなまちづくりを進めるために、主体的で総合的な力量が問われる時代を迎えた今、これまでの基本構想で示した方向を基本的に引き継ぎ、21世紀の新しい枚方の創造をめざすことが重要です。

### 3. 総合計画策定の背景

#### 時代背景

##### — 国・地方を通じた変化 —

#### ○地方分権の推進

平成12年（2000年）4月、地方分権一括法が施行され、地方分権時代の本格的な幕が開きました。各自治体においては、今後一層、地域の個性を生かしたまちづくりが求められます。

また、地方分権を進めるということは、地域のことは地域で責任を持って決める自治を強化することであり、そのためには行政だけでなく、市民・事業者と行政が協働してまちづくりを行うことが求められています。

#### ○人口構造の転換

平成7年（1995年）における全国の人口構成比は、14歳以下が16.0%、15～64歳が69.5%、65歳以上が14.6%でしたが、21世紀半ばの平成62年（2050年）には、14歳以下が13.1%、15～64歳が54.6%、65歳以上が32.3%という、3人に1人が高齢者となる超高齢社会になると予測されています。

人口動向についても、全国では平成17年（2005年）をピークに減少傾向に、大阪府においても、将来的には減少傾向に転じると予測されています。また、少子・高齢化の進行により、生産年齢人口と非生産年齢人口の逆転、そして、世代間負担システムの変化などが生じると予想されています。

#### ○地球環境を視野に入れた政策形成の必要性

都市・生活型公害や廃棄物問題などの地域環境問題、さらに地球温暖化などの地球環境問題など、環境問題が空間的広がりや将来の世代への影響という時間的広がりを持つに至り、人類の生存基盤を脅かそうとしています。

これらの問題は、現在の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムや浪費型のライフスタイルが共通の要因となっており、私たちの日々の生活スタイルや社会経済活動の変革が重要となっています。

#### ○バブル経済崩壊、景気低迷等の経済情勢の変化

バブル経済の崩壊に伴う不良債権問題の処理が未だに終わらず、また、少子・高齢化の進展に伴う年金・保険問題などを抱えているため、国民の日本経済の先行きに対する不透明感と将来所得に対する不安感は依然として強く、景気の先行きは、引き続き楽観が許されない状況にあります。

また、人口減少時代の到来が予想され、いわゆる生産年齢人口の占める割合が低下することから、もはや従来のような「右肩上がり」の経済成長や税収増を期待することは困難です。

## ○情報化の進展

情報技術（IT）革命が進展するなかで、社会のさまざまな分野で情報化が浸透し、情報に対する需要が増大しています。平成11年（1999年）における日本のインターネット人口は約2700万人と前年比の約6割増と急激に増加しています。また、地方自治体のホームページ開設率も平成11年（1999年）度末では70%を超えており、さらに、企業におけるインターネットの利用率は80.0%に及んでいます。

このような状況のなかで、市民生活の向上と産業など地域活性化を図るため、また、行政情報の公開を促進するために、地域の情報化を進める必要性が高まっています。

### 枚方市を取り巻く状況 — 転換期を迎える枚方市 —

## ○人口増加の落ちつきを経て、人口減少の時代へ

本市の人口動向は、昭和30年以降に急速に人口増加を遂げ、昭和60年代に入って微増傾向に変化しています。周辺の自治体をみると、昭和45～50年まで急速な人口増となった寝屋川市、守口市、門真市、大東市については昭和50年代にすでに微増傾向・減少傾向に変化する一方、八幡市、交野市、京田辺市、生駒市については増加傾向が継続しており、大都市から周辺都市への人口移動は本市を越え、さらに郊外地へと広がっているといえます。

一方、我が国の人口は、平成17年（2005年）をピークに減少傾向に入り、大阪府においても人口が減少すると予測されています。こうした動向を反映し、本市においても平成25年（2013年）をピークに人口減少の時代に突入すると予測しています。

## ○急速に進む本市の高齢化

平成7年（1995年）の国勢調査によると、本市の高齢化率は9.5%で、全国（14.6%）、大阪府（11.9%）と比較すると低いものの、人口急増期に流入した市民の年齢層が特定の層に集中しているため、今後、急激に高齢化が進展するものと予測されます。今回行った将来人口推計では、平成27年（2015年）における高齢化率は、23.2%と予測しています。

また、15歳から64歳のいわゆる生産年齢人口の総人口に占める割合は、平成7年（1995年）から平成27年（2015年）にかけての20年間で、約74%から約62%へと減少すると予測しています。

## ○伸び悩む税収

本市の地方税収入の推移をみると、個人市民税・法人市民税ともに平成5年（1993年）以降、伸びておらず、特に法人市民税については、その割合が低下しています。

昭和40年代以降、本市の税収が堅調に増加してきたのは、経済成長と人口増加という「二重の成長」に支えられてきたからであり、現在、本市の税収構造は、新たな局面への転換期に入ったと見られます。

### ○大規模製造業の市外移転、産業構造の転換

本市の産業は、工業団地等の誘致により製造業を中心に発展してきましたが、経済の国際化が進展するとともに、単純な労働集約型量産品から、高度な技術を活用した知識集約型高付加価値型分野への転換が余儀なくされるようになりました。

また、1970年代以降、本市製造業の成長力鈍化に伴い、市内総生産額に占める第2次産業のシェアが大きく低下し、1990年代には、生産コスト等の削減を図るために大規模工場の市外移転が相次ぎました。本市においても、急激なスピードで脱工業化が進展し、産業構造が転換してきたといえます。

一方、商業については、世代交替が困難で品揃えや提供サービスに魅力を欠きがちな地元零細小売店舗が衰退し、大型小売店舗とコンビニエンスストアが売上げを伸ばしてきました。消費者ニーズの多様化や経済成長の低下に伴う消費縮小傾向のなかで、地域における商業のあり方が問い直される状況に至っています。

### ○大学の 신설・拡大

本市には、大阪歯科大学・関西医科大学・関西外国語大学・摂南大学（薬学部）・大阪国際大学・大阪工業大学（情報科学部）の6つの大学が市域の北中部、東部地域に立地し、「学園都市」としての性格を帯びるようになりました。また、関西外国語大学が旧コマツ製作所枚方工場の一部移転跡地に、関西医科大学が旧クラブ枚方工場移転跡地の一部にキャンパスを移転する計画を現在進めています。

市内に立地する大学は、それぞれが専門性の高い大学としての特徴を持ち、大学附属病院のような専門性の直接的な地域還元をはじめ、「若者、大学関係者の増加等による経済効果」、「地域の生涯学習・文化基盤の向上」、「学会・研究会の開催等に伴う交流機会の増大」など、まちの活性化に果たし得る潜在的な可能性は極めて高くなっています。今後、地域における産・学と行政の連携を強化し、新たな産業創造の可能性を追求することなど、「学園都市」としての機能や内実を高度化することが重要となっています。

### ○人口急増対応型行政需要の沈静化、更新需要の増大

昭和40年代に数多く建設された大規模団地や大規模民間開発地は、その後、それらの開発地と従来の集落地とを結ぶ間の地域に小規模な民間開発を密集させる“呼び水”となり、急速な人口増の要因となりました。このような急激な人口増に対応した行政需要は人口の伸びの鈍化に伴い沈静化したものの、都市基盤整備の積み残しという課題が残りました。したがって、今後、本市では、積み残された都市基盤の整備、すでに整備された都市基盤の適切な維持管理、そして時間の経過とともに高まる都市の修復・更新需要の3つを同時に充足させなければならないという課題を抱えています。

### ○まちの魅力を低下させる開発

近年、敷地面積の狭隘な、いわゆる狭小宅地住宅が増加しており、居住環境だけでなく防災面での問題を生じています。また、これらの狭小宅地住宅では建物更新期における建替え等が難しく、不良住宅や空き家の増加など、新たな都市問題の要因となる危険性をはらんでいます。

また、本市の宅地化については農地や山林で進展していますが、今後、世代交代や農業経営環境の悪化に伴い、農地や緑地がさらに減少することになれば、自然環境にめぐまれた住宅地という本市のまちの魅力は低下するものと考えられ、農地や緑地を守りながら、良好な市街地を形成することが必要です。

### ○本市を取り巻く交通環境の変化

都市と都市を結ぶ第二名神自動車道や第二京阪道路といった広域幹線道路や鉄道については、まちを活性化するための都市基盤として、その整備や充実が望まれています。同時に、本市においては、市の東西方向の交通網を整備し、市域内の移動を円滑にすることでまちとしての一体感を醸成しなければなりません。

また、地球環境保全の必要性が高まるなか、環境にやさしい新たな公共交通体系を整備する必要があります。



## 第2章 基本構想

### 1. 基本構想策定の視点

私たちがめざすまちの姿を実現するためには、以下の基本的な視点が重要です。

#### ■持続可能な地域発展をめざした地域性豊かなまちづくりの展開

—都市の永続性・永住魅力を高める—

- 人口推移の動向を見据え、世代をつないで住み続けたいと思えるまちを創造すること
- 東部の山々と淀川をつなぐ自然豊かな生活空間を創出すること
- 農地や里山（まちのゆとり空間）を積極的に保全・活用し、市街地の無秩序な外延化を防止すること

—枚方市の個性・独自性・優位性を確立する—

- 自然と身近にふれあえる住宅地域と活力ある中心市街地という多面的な都市の魅力を生み出すこと
- 産業構造の転換に伴う土地利用転換への対応、市街地の再整備などによる、都市魅力を増大させるための都市更新を推進すること
- 市内に存在する大学の機能や活力を生かすこと
- 本市の歴史や文化を大切にするとともに、新たな市民文化の創出によって「誇りの持てる」まちをつくること

#### ■広域的な観点でのまちづくりの展開

- 自然や文化など広いつながりのなかにまちが存在することを捉えなおすこと
- 環境対策やまちづくりにおけるさまざまな場面で、市域や府県域を越えた広域的な連携と交流を促進すること

#### ■地球環境を視野に入れたまちづくりの展開

- 身近な地域での地球環境保護の取り組みを創造・支援することにより、自然と共生する都市を建設すること

## ■市民・事業者と行政の協働によるまちづくりの展開

- 行政による情報の開示、説明責任の履行を基礎に、あらゆる場面で市民・事業者がまちづくりに参加し、地域の自治・相互扶助機能を醸成しつつ、市民・事業者・行政の協働の実現をめざすこと

## ■行政のあり方の転換

### 一分権と自立の観点ー

- 地域のさまざまな課題について、国に委ねることなく自治体が主となって総合的な観点で取り組むとともに、広域的な観点で行政運営にあたること

### ー公開と市民参加の観点ー

- 説明責任の履行、情報の開示、あらゆる場面で市民参加を促進するとの観点で行政運営にあたること

### ー効果的・効率的な行財政運営ー

- 従来のような右肩上がりの成長が見込めない厳しい経済・財政状況のもとで、行政役割を見直し、市場機能の活用を図るなかで行政をスリム化すること。そのために、政策・施策・事務事業のそれぞれを適切に評価し、サービス水準の向上と集中すべき事業領域選択の適正化を可能にする行政評価システムの確立が不可欠であること
- 地方税財源の拡充を国に求めつつ、市民のニーズにあった適切な政策の展開を可能にする財政構造を確立すること

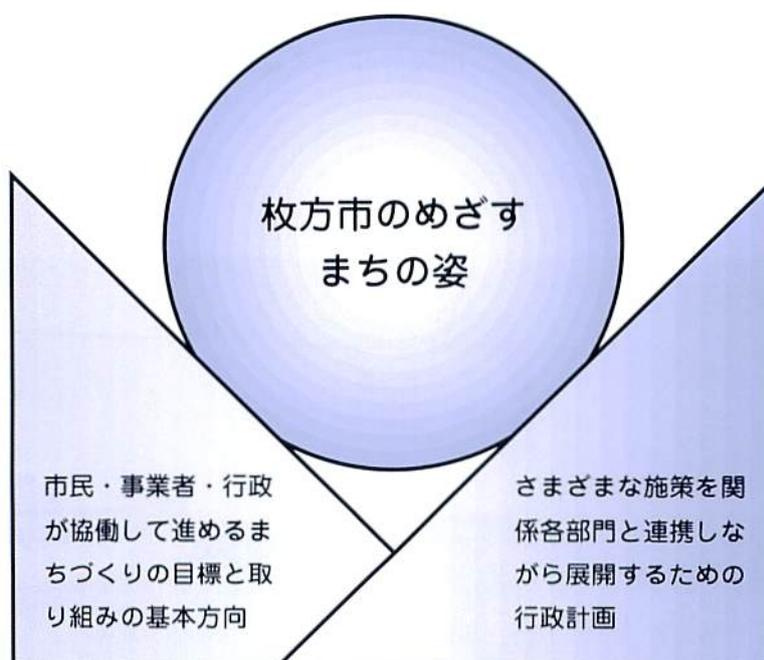


## 2. 基本構想の前提

- この基本構想の目標年度は、平成27年度（2015年度）としますが、必要に応じて改定するものとします。
- 本市の将来人口は、平成25年（2013年）、約42万4千人をピークに減少すると見込まれます。そこで、平成27年（2015年）における本市の将来推計人口は、約42万3千人と想定します。

## 3. 基本構想の役割

この基本構想は、21世紀のはじまりにあたり、本市のめざすまちの姿、およびこれを実現するため市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を担いつつ、協働して進めるまちづくりの基本目標と取り組みの基本方向を定めたものです。同時に、この基本構想は、行政がさまざまな施策を関係各部門と連携しながら、計画的に市政を展開するための行政計画の役割を果たします。

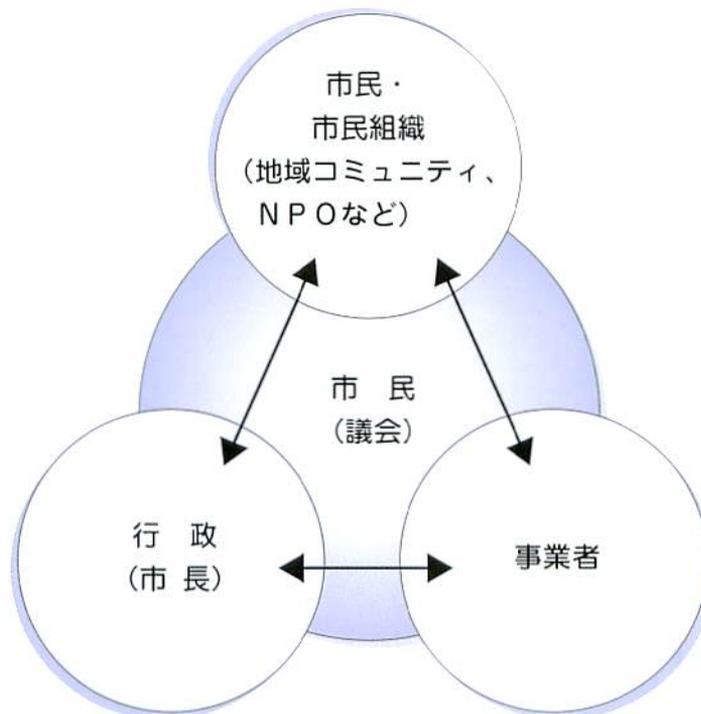


## 4. 基本構想の実現主体

この基本構想を実現する主体は、「枚方市に住み・働き・学ぶすべての人々（私たち）」であり、市民及び地域コミュニティ・NPOなどさまざまな市民組織、市内の事業者と行政との協働を推進します。

【総合計画を実現する主体】

枚方市に住み・働き・学ぶすべての人々（私たち）



## 5. 枚方市がめざすまちの姿

私たちのまち・枚方の持続的な発展と市民生活の向上を実現するためには、先人が培ってきた地域の歴史や文化を愛し、お互いを尊重し、支え合う社会を育むとともに、自然環境の恵みを次世代へ受け継ぐことが求められています。また、常に新たな価値の創造に努め、生き生きとした輝きを発し続けることが必要です。

人と人、人と自然、人とまちの豊かな関わり合いのなかで、そうした営みを積み重ね、心ときめく魅力あるまちをつくることは、私たちのめざすまちの将来の像であり、また、私たちの日々の行動指針でもあります。

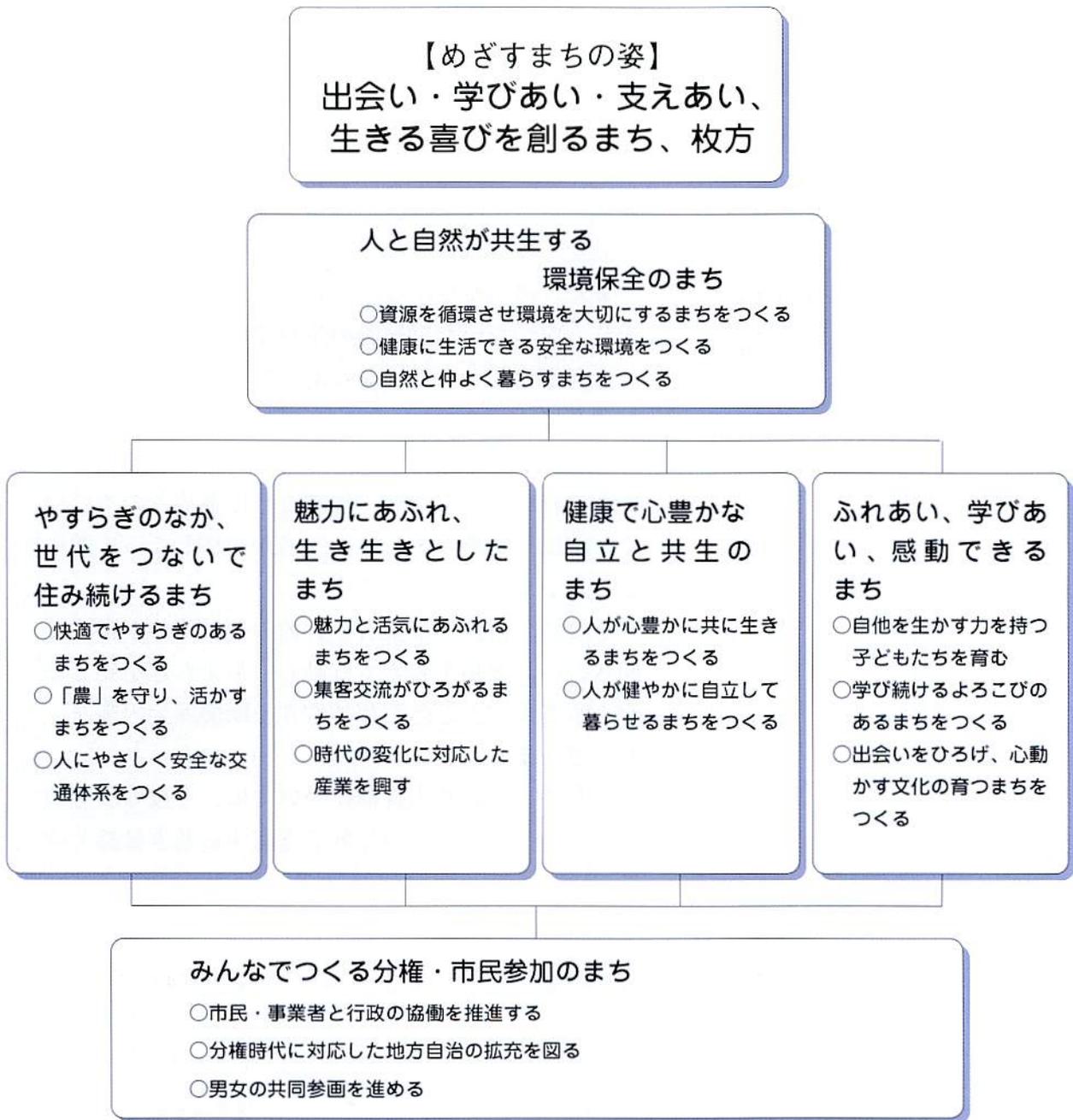
そのため、この基本構想では、私たちがめざす「まちの姿」を「**出会い・学びあい・支えあい、生きる喜びを創るまち、枚方**」と定めます。



## 6. まちづくりの基本目標と取り組みの基本方向

私たちがめざすまちの姿と課題を踏まえ、次のとおり「まちづくりの基本目標」と「取り組みの基本方向」を定めます。

### 【まちづくりの基本目標と取り組みの基本方向】



## 基本目標 1

### 人と自然が共生する 環境保全のまち

#### 【基本方向】

- 資源を循環させ環境を大切に  
するまちをつくる
- 健康に生活できる安全な  
環境をつくる
- 自然と仲よく暮らすま  
ちをつくる

私たちの社会生活や活動と私たちを取り巻く土・水・空気・生き物などの環境は、相互に深く影響を及ぼしています。特に、私たちの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムや浪費的な生活様式による地球環境への影響は極めて大きく、私たちには地球や地域の環境をより良好な状態に保ち、次世代に受け継ぐ責務があります。

そのためには、ごみの減量や再生・再使用、エネルギーの有効活用などの取り組みとともに、ダイオキシン問題など新たな有害化学物質対策を含めて、大気や水、土壌や地盤の保全を図る取り組みを継続・強化しなければなりません。

また、河川や里山などの自然を保全するとともに、それらをつないだ動植物の生息空間を創出し、一人ひとりが自然と身近にふれあって暮らせるまちにしなければなりません。

そして、こうした環境問題への取り組みを従来のように行政による指導・規制だけで進めるのではなく、市民・事業者・行政の三者が一体となって進めることが求められています。

そこで、市民・事業者・行政のそれぞれが自然と向き合い、調和を考えて行動し、やすらぎを感じながらすす“人と自然が共生する環境保全のまち”をめざします。

そして、この基本目標については、今後のまちづくりにおけるすべての分野で考慮する基本目標と位置づけます。

## 基本目標 2

### やすらぎのなか、 世代をつないで 住み続けるまち

#### 【基本方向】

- 快適でやすらぎのあるまちをつくる
- 「農」を守り、活かすまちをつくる
- 人にやさしく安全な交通体系をつくる

本市は昭和40年代からの人口急増、急激な開発・都市化により大きな発展を遂げましたが、現在は停滞傾向になっています。今後、全国的な人口減少時代を迎え、都市間競争の激化が予想されるなかで、本市の活力を維持するためには、人とまちの出会いがより良いものとならなければなりません。

そのためには、市民の視点に立った快適でやすらぎのある安全な生活空間づくりが必要であり、ゆとりある住宅地の維持・形成、公園・下水道などの都市基盤や良好な街並みの整備・保全を進めなければなりません。そして、災害に強いまちづくりや、今後、少子・高齢化の進展が予測されるなかで、<sup>+</sup>ノーマライゼーションの考え方に基づく、まちの<sup>+</sup>バリアフリー化を推進させるとともに、その発展としての、<sup>+</sup>ユニバーサルデザインによるまちづくりも重要です。

また、本市にはまだ多くの農地が存在していますが、年々、転用が進んでいます。農地は新鮮な農産物の供給源であるとともに、まちに残されたやすらぎや防災のための空間として、あるいは自然とのふれあいの場として、さまざまな効果を生み出す貴重な地域資源であり、積極的に保全・活用することが必要です。

また、幹線道路の交通混雑やそれに伴う生活環境への悪影響を解消し、人々が安全・快適に移動し、交流することができる交通体系をつくらなければなりません。

そこで、すべての人々が、快適で安らかに住み続けることができる“やすらぎのなか、世代をつないで住み続けるまち”をめざします。

## 基本目標 3

### 魅力にあふれ、生き生きとしたまち

#### 【基本方向】

- 魅力と活気にあふれるまちをつくる
- 集客交流がひろがるまちをつくる
- 時代の変化に対応した産業を興す

魅力にあふれ、生き生きとしたまちであるためには、市民がまちに愛着を持ち、そこを舞台にさまざまな社会・市民・経済活動が活発に展開されることが必要です。そして、多くの人々が出会い、交流が行われることでまちの活力が生まれます。特に中心市街地である枚方市駅周辺地域や関西文化学術研究都市として整備が進む東部地域において、枚方の「顔」として、多様な魅力を生み出す活力の創出が必要です。

また、本市ではそれぞれの特色のある大学が6校立地しており、その立地効果を生かした交流機会の増大は、まちの魅力向上につながります。

また、各地域の個性を磨き、歴史、文化、自然、<sup>\*</sup>アメニティ、商業施設などあらゆる観光資源の活用と創造により、人と情報の交流を促進することも重要です。

産業については、本市では工業団地の誘致等による製造業の立地が市の発展を支えてきましたが、今後、時代の変化に対応した産業構造への転換が求められています。特に地域に根ざした産業の育成が必要です。

そこで、さまざまな地域資源を活用しながら魅力あるまちの空間を形成し、市民が誇れるまちづくり、ふるさとづくりを通じて交流の輪を広げるとともに、時代に適合した地域産業を振興し、住み良く働きやすいまちとなるよう、“魅力にあふれ、生き生きとしたまち”をめざします。

## 基本目標 4

### 健康で心豊かな自立と 共生のまち

#### 【基本方向】

- 人が心豊かに共に生きるまちをつくる
- 人が健やかに自立して暮らせるまちをつくる

平和は市民生活の大前提であり、人類恒久の願いです。さらに地球環境を保全するためには平和な社会が基本であり、国際化が進展するなかで、互いの人権や文化を尊重する関係をつくることがますます重要となっています。

また、家庭・地域でのふれあいや人との関わりのなかで、人に対する思いやりを育み、身近なふれあい・支え合いを感じる地域社会をつくる必要があります。

そして、そうした社会のもとで、市民それぞれが自らの人生や生活の場面に応じて、自らの意思と責任に基づいて必要な保健・福祉・医療などのサービスを利用し、健康で生き生きと自分らしく暮らすことのできるまちを実現しなければなりません。そのためには、介護、子育て、いのちと健康・生活を支える多様な社会資源を整備することが必要です。また、行政には市民がさまざまなサービスに対して自己選択と自己決定ができるよう、支援することが求められます。

そこで、市民それぞれが出会いやふれあいのなかで、人と人が支え合うとともに、住み慣れた地域社会のなかで、人との関わりを持ち続け、お互い助け合いながら、自らの意思で生き生きと活動し、社会に参加できる、“健康で心豊かな自立と共生のまち”をめざします。

## 基本目標 5

### ふれあい、学びあい、 感動できるまち

#### 【基本方向】

- 自他を生かす力を持つ  
子どもたちを育む
- 学び続けるよろこびの  
あるまちをつくる
- 出会いをひろげ、心動  
かす文化の育つまちを  
つくる

子どもたちにとって大切な生活の場や学びの場を豊かにすることが求められています。保育所、学校園、家庭、地域社会の教育力の充実や連携の強化により、子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、「ゆとり」のなかで自ら学び、考える力や、豊かな人間性、「自他を生かす力」を育むことが必要です。

私たちは、環境問題・国際理解・人権問題など、地域社会の課題であると同時に地球規模の課題に直面しています。また、余暇時間の増大、少子・高齢化の進展、情報化の進展、女性の社会参加の促進などの社会の動きとあいまって、市民の生涯学習や情報社会への適応能力獲得への意欲が増大しており、その内容も高度化・多様化しています。本市にはそれぞれの特色のある6つの大学が存在しており、それらが有する知の集積や機能も活用しながら、よろこびを持って学び続けられる社会をつくらなければなりません。

また、芸術・文化、スポーツとの出会いや人の心を動かす文化を育むとともに、文化財など市民共有の歴史遺産を保存し、未来に伝えることが必要です。

そこで、すべての人が、人とふれあい、社会との関わりを持ち、お互いに学び、成長し続け、心豊かな人間らしい生き方を実現できるよう、“ふれあい、学びあい、感動できるまち”をめざします。

## 基本目標 6

### みんなでつくる 分権・市民参加のまち

#### 【基本方向】

- 市民・事業者と行政の協働を推進する
- 分権時代に対応した地方自治の拡充を図る
- 男女の共同参画を進める

地方分権の理念のもとに、めざすまちの姿を実現するためには、市民・事業者と行政の三者がそれぞれの役割と責任を担いつつ、協働してまちづくりに取り組む必要があります。特に、まちづくりの計画や政策形成の過程に市民や事業者が参加し、それぞれの立場で役割と責任を共有するルールを確立していくことや、地域コミュニティやNPOなどさまざまな市民組織の自治的活動を活性化することが重要です。

また、まちづくりを含め、あらゆる社会活動の場に男女が社会の対等な構成員として参画する機会を確保できるようにしなければなりません。

行政運営においては、地域のさまざまな課題について、国に委ねることなく市が主となって取り組むこと、総合的で広域的な観点で行政運営にあたること、説明責任を果たすこと、情報開示の姿勢を堅持することが重要です。また、厳しい財政状況のもとで地方税財源の拡充を国に求めつつ、行政役割を見直し、市場機能の活用を図るなかで行政をスリム化し、行政評価によりサービス水準の向上と集中すべき事業選択の適正化を進めることで、市民のニーズにあった適切な政策の展開を可能にする財政構造を確立することが必要です。

こうしたことに取り組みながら、“みんなでつくる分権・市民参加のまち”をめざします。

そして、この基本目標については、今後のまちづくりにおけるすべての分野で考慮する基本目標と位置づけます。





# HIRAKATA CITY

総合計画基本計画



HIRAKATA CITY

第 1 編  
総 論





# 第1編 総論

## 第1章 基本計画の構成

### 第1節 計画の役割

この基本計画は、私たちがめざすまちの姿である「出会い・学びあい・支えあい、生きる喜びを創るまち、枚方」と、その実現のための基本目標である「人と自然が共生する環境保全のまち」「やすらぎのなか、世代をつないで住み続けるまち」「魅力にあふれ、生き生きとしたまち」「健康で心豊かな自立と共生のまち」「ふれあい、学びあい、感動できるまち」「みんなでつくる分権・市民参加のまち」を定めた、平成27年度（2015年度）を目標年度とした基本構想を受けて策定したものです。

この計画は、私たちがめざすまちの姿と6つの基本目標を実現するための施策の方向、施策目標等を体系的、総合的に明らかにしています。また、市民、事業者と行政がそれぞれの役割と責任を担いつつ、協働してまちづくりを進めていくための目標と取り組みの方向を指し示すと同時に、本市における今後の行政運営の基本的指針となる役割を果たすものとなります。

そして、この施策目標を達成するため、その時々々の財政状況等を踏まえて施策の優先順位を判断し、施策の手法、規模・内容、時期等を具体化する、実現可能性の高い行政行動計画である実施計画を策定し、事業の推進を図るものとします。

### 第2節 計画の期間

この計画は、平成22年度（2010年度）までの10年計画とします。また、計画期間の後期となる平成17年度（2005年度）において見直しと検証を行い、必要に応じて本計画を改定します。

### 第3節 計画の構成

この計画は「第1編 総論」、「第2編 部門別計画」、「第3編 重点プランとまちづくり指標」からなります。

「第1編 総論」は、計画全体にかかわるもので計画策定の前提となる諸条件について整理しています。

「第2編 部門別計画」は、基本構想で定めた6つの基本目標を柱として諸施策を体系的、総合的に整理したもので、各課題ごとに「基本方向」、「施策目標」、「取り組みの方向」を定めています。

「第3編 重点プランとまちづくり指標」は、基本構想で定めた6つの基本目標を実現するために、特に実現に向けて努力すべき重点プランと、計画の達成度合いを評価するために必要なまちづくりの重点的な指標を定めています。

## 第2章 基本計画策定の前提

### 第1節 本市の位置・沿革

本市は、北緯34度48分・東経135度39分、大阪府の北東部、淀川左岸に位置し、北は京都府八幡市、東は京都府京田辺市、奈良県生駒市、南は大阪府寝屋川市、交野市、西は淀川を挟んで大阪府高槻市、島本町と接しています。

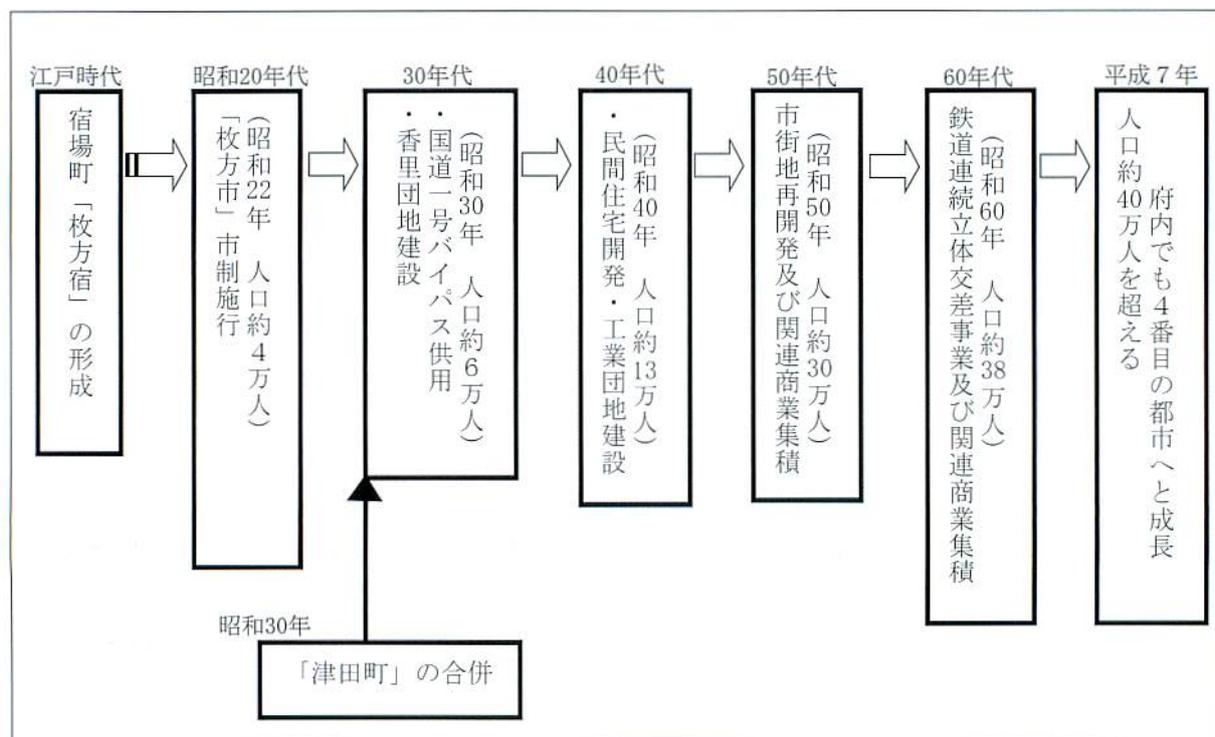
市東部は生駒山地から男山丘陵に伸びる丘陵・山地地形をなし、西部は海拔10m前後の沖積低地で、中央の大部分は海拔20～50mの枚方台地が占めています。この枚方台地を、船橋川、穂谷川、天野川が南東から北西に横切って淀川に流れ込んでいます。

本市は、古くは江戸時代、宿場町として、また、淀川舟運の中継港としてにぎわいをみせました。明治初期、宿駅制度の廃止により、一時、そのにぎわいは影をひそめました。明治43年（1910年）淀川左岸に京阪電車が開通し、住宅地として発展する道が開けました。

戦前の枚方は、兵器製造のまちとして発展し、昭和13年（1938年）に枚方兵器製造所、翌14年（1939年）には香里火薬製造所が開設され、一大兵器生産地となりました。

戦後の枚方は昭和22年（1947年）8月1日に市制を施行し、その後、住宅団地、工業団地の建設や市街地整備などの発展を経て、平成7年（1995年）の国勢調査では人口40万人を超える、府内でも4番目の都市へと成長しました。

#### <枚方市の都市の変遷>



## 第2節 人口の推移

### 【人口の推移】

本市の平成11年（1999年）12月末日現在の人口・世帯数は405,885人、150,313世帯で、過去の推移をみると、平成5年～平成6年（1994年～1995年）で若干の人口減少があったものの、平成10年（1998年）までは概ね微増傾向を続けてきました。しかし、平成11年度において、再び人口は若干減少しています。

また、平成11年（1999年）の世帯当たりの人数は2.70人で、核家族化の進行などに伴い減少が続いています。また、世帯の特徴としては、4人世帯の割合が最も高くなっています。

### 人口・世帯数の推移

（単位：人・世帯）

年次	人 口			世帯数
	総数	男	女	
平成元年	391,675	194,660	197,015	129,681
平成2年	391,995	194,646	197,349	131,463
平成3年	393,355	195,186	198,169	133,608
平成4年	395,984	196,276	199,708	136,136
平成5年	398,019	197,293	200,726	138,445
平成6年	397,873	196,943	200,930	139,765
平成7年	401,091	198,165	202,926	142,475
平成8年	402,903	198,846	204,057	144,459
平成9年	403,823	199,129	204,694	146,422
平成10年	406,524	200,178	206,346	148,978
平成11年	405,885	199,373	206,512	150,313

（資料：枚方市資料 各年12月末日現在）

### 【人口動態】

昭和63年（1988年）～平成11年（1999年）の自然動態をみると、自然増の傾向が続き、平成11年（1999年）では1,853人の自然増となっています。同様に社会動態においては、平成4年（1992年）、7年（1995年）、10年（1998年）を除いて社会減の傾向にあり、平成11年（1999年）では2,733人の社会減となっています。

## 人口動態

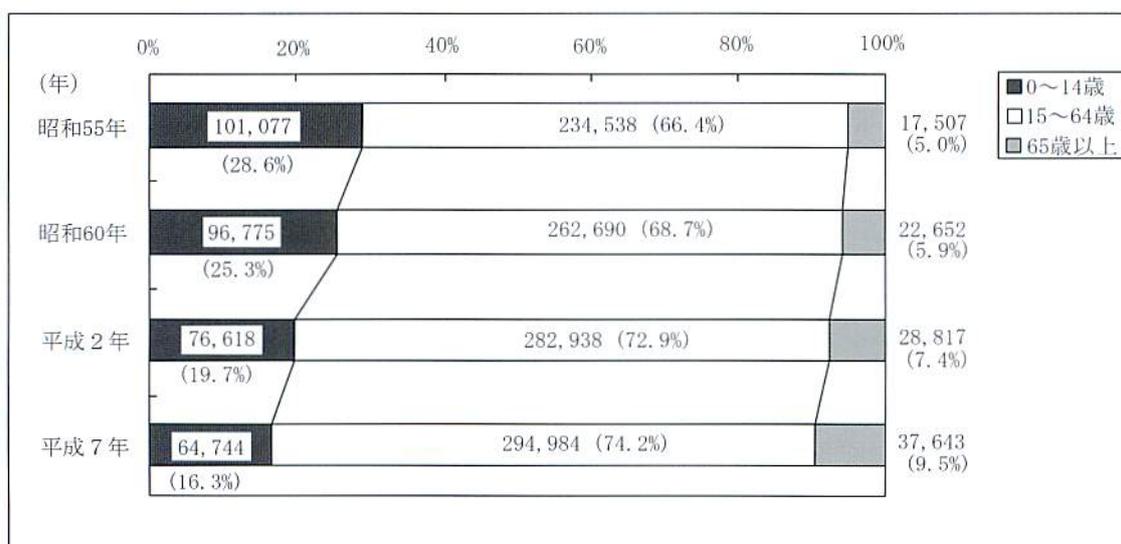
(単位：人)

	自然動態			社会動態		
	出生数	死亡数	自然増減	転入数	転出数	社会増減
平成元年	4,047	1,753	2,294	21,150	22,755	△1,605
平成2年	3,809	1,841	1,968	20,904	22,914	△2,010
平成3年	3,896	1,820	2,076	20,895	21,907	△1,012
平成4年	3,864	1,843	2,021	20,782	20,589	193
平成5年	3,839	1,958	1,881	20,994	21,135	△141
平成6年	3,978	1,923	2,055	20,240	22,902	△2,662
平成7年	3,869	2,082	1,787	23,418	22,310	1,108
平成8年	4,082	1,973	2,109	21,452	22,250	△798
平成9年	3,957	2,107	1,850	19,863	21,431	△1,568
平成10年	4,178	2,066	2,112	20,525	20,220	305
平成11年	4,040	2,187	1,853	18,466	21,199	△2,733

(資料：枚方市資料)

## 【年齢別人口】

年齢別の人口構成の推移をみると、15歳未満の若年層割合が低下しています。平成7年（1995年）における市の65歳以上の高齢者の割合は9.5%で、全国（14.6%）、大阪府（11.9%）と比較すると低いものの、増加傾向にあり、高齢化が進んでいます。



(資料：国勢調査報告 各年10月1日現在)

## 【産業別人口】

国勢調査による平成7年（1995年）の市民の市内外での産業別の就業者割合をみると、第1次産業は0.70%と低く、第2次産業が32.81%、第3次産業が64.70%となっています。それぞれの内訳をみると、第1次産業では農業、第2次産業では製造業、第3次産業では卸売・小売、飲食店やサービス業の占める割合が高くなっています。

## 産業分類別就業者数（15才以上）の推移

産業大分類	昭和60年 就業者数		平成2年 就業者数		平成7年 就業者数	
	人	割合(%)	人	割合(%)	人	割合(%)
総数	164,795		178,290		193,467	
第1次産業	1,576	0.96	1,324	0.74	1,346	0.70
農業	1,550	0.94	1,304	0.73	1,335	0.69
林業	20	0.01	17	0.01	8	0.00
漁業	6	0.00	3	0.00	3	0.00
第2次産業	59,257	35.96	63,059	35.37	63,473	32.81
鉱業	23	0.01	40	0.02	34	0.02
建設業	12,777	7.75	14,248	7.99	17,091	8.83
製造業	46,457	28.19	48,771	27.35	46,348	23.96
第3次産業	102,989	62.50	111,479	62.53	125,169	64.70
電気・ガス・熱供給 ・水道業	1,300	0.79	1,313	0.74	1,318	0.68
運輸・通信業	9,857	5.98	10,488	5.88	11,591	5.99
卸売・小売業、飲食店	39,615	24.04	40,228	22.56	44,771	23.14
金融・保険業	6,745	4.09	7,585	4.25	7,750	4.01
不動産業	2,068	1.25	2,712	1.52	3,038	1.57
サービス業	35,884	21.77	41,316	23.17	49,188	25.42
公務	7,520	4.56	7,837	4.40	7,513	3.88
分類不能の産業	973	0.59	2,428	1.36	3,479	1.80

（資料：国勢調査報告 各年10月1日現在）

### 第3節 土地利用の状況

平成6年（1994年）の土地利用現況をみると、一般市街地の割合が最も高く、34.3%を占め、次いで山林・原野が15.2%となっています。平成2年（1990年）～平成6年（1994年）の変化をみると、一般市街地、商業・業務地が増加傾向にあり、田畑や山林・原野、工業地は減少しています。

土地利用の分布状況を見ると市北部から西部にかけて一般市街地・集落地が大きく広がっています。商業・業務地については京阪電鉄本線枚方市駅、樟葉駅周辺に集積しています。工業地については、市街地内に工業団地などが点在しています。また、市域東部には山林が広がっています。

土地利用現況

（単位：％）

土地利用	割合	
	平成2年	平成6年
一般市街地	33.4	34.3
集落地	4.8	4.8
商業・業務地	1.6	2.0
官公署	1.0	1.1
工業地	7.8	7.7
公園・緑地等	2.5	3.2
学校	3.8	4.1
田畑	14.7	13.0
休耕地	0.1	0.1
山林・原野	18.2	15.2
水面	3.0	3.0
その他	9.1	11.5

（資料：枚方市資料）



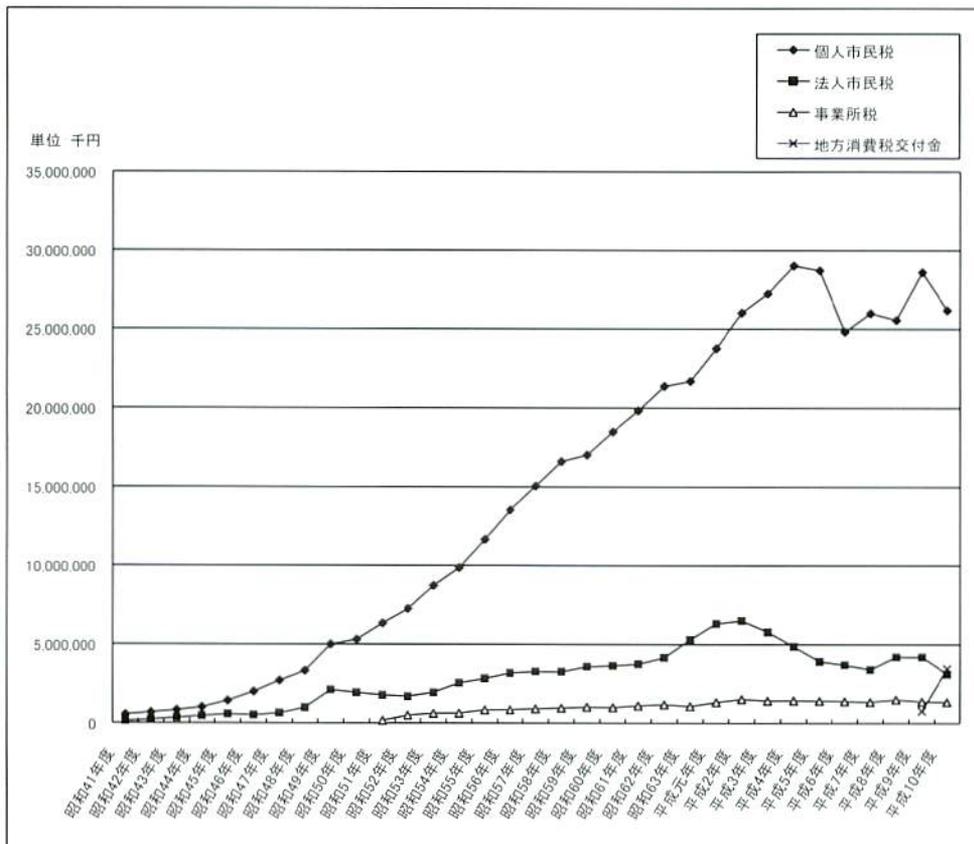
## 第4節 財政

## (1) 財政状況の推移と財政健全化の取り組み

本市の主たる財源である地方税は、昭和40年代以降、経済成長と人口増加という「二重の成長」に支えられ、非常に高い伸び率で増加してきました。昭和50年（1975年）、オイルショックによる日本経済の悪化により地方財政危機に直面しましたが、この時期にあっても本市の地方税は、前年度に比べ伸びています。

しかし、平成5年度（1993年度）になって初めて地方税収入が前年度を下回り、以降、税収は景気の悪化や減税などの影響を受け、伸び悩んでいます。その結果、平成5年度（1993年度）、平成6年度（1994年度）には財源不足を補うために財政調整基金を取り崩して収支を均衡させましたが、平成7年度（1995年度）からは普通会計決算が赤字に転落しています。

## 個人・法人市民税等の推移



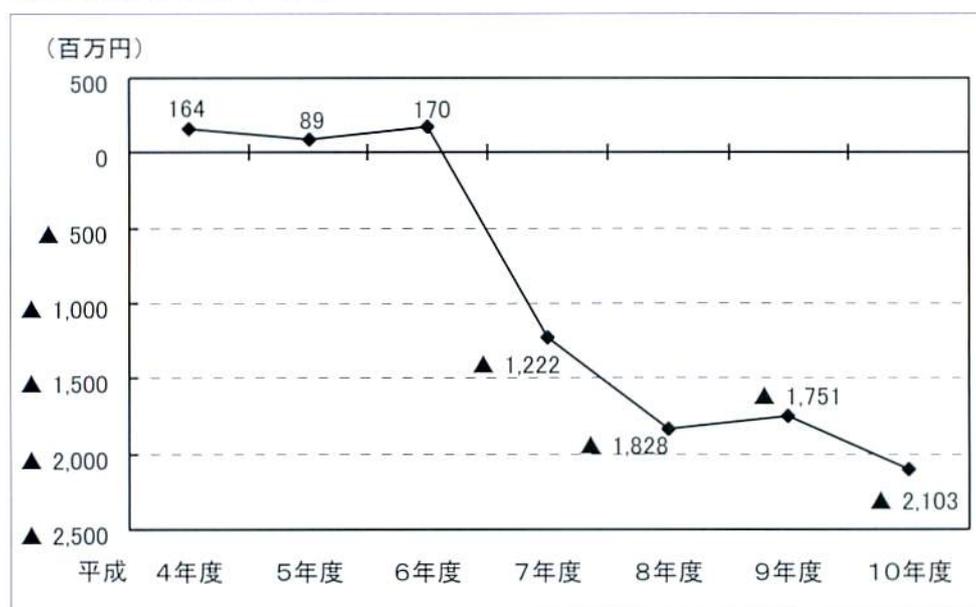
(資料：枚方市資料)

こうした状況からの脱却をめざし、本市では平成8年（1996年）12月に「枚方市行政改革大綱」を定め、平成9年（1997年）5月には「行政改革推進実施計画」、同年10月には「財政健全化計画」を定め、行財政全般にわたる中期的な改革を進めてきました。

その結果、平成9年度（1997年度）はわずかながら単年度収支で黒字を計上しましたが、平成10年度（1998年度）になって特別減税の影響や、景気低迷等のためにさらに市税収入が減少し、歳出の抑制でこれをカバーしきれなかったため、再び赤字が拡大しました。普通会計決算は実質収支で約21億円の赤字となり、平成7年度（1995年度）以降4年連続赤字決算となっています。単年度収支も約3億5千万円の赤字で、財政状況の悪化に更に拍車がかかった結果となりました。

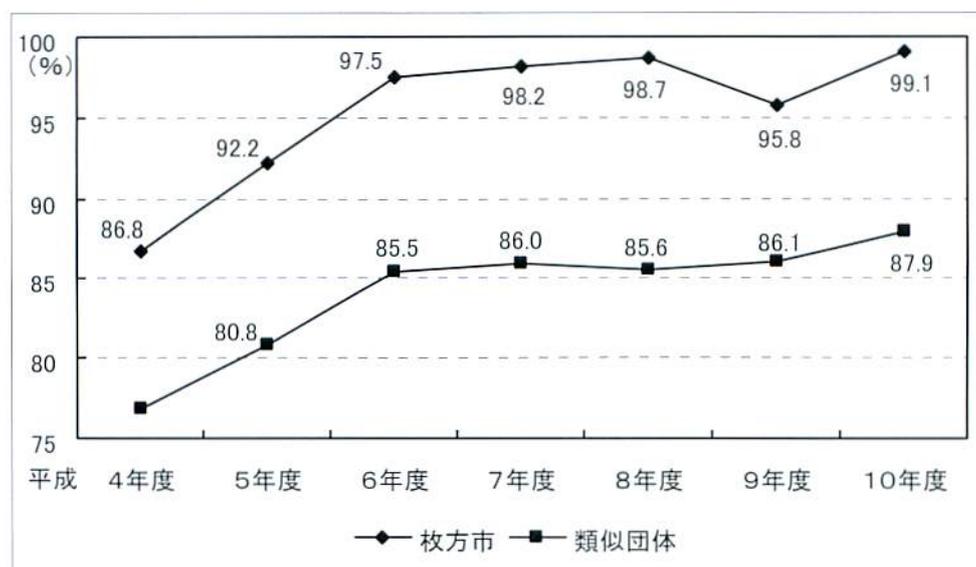
また、経常収支比率は、平成10年度（1998年度）決算で99.1%となり、財政構造の硬直化が進行しました。

### 普通会計実質収支の推移



(資料：枚方市資料)

### 経常収支比率の推移



(資料：枚方市資料)

こうした財政状況を招いた要因については、国の政策や府の財政悪化が市町村の財政運営に影響を与えていることも事実ですが、より直接的には、本市の税収が、平成4年度から平成10年度までの間で2.2%と極めて低い伸びにとどまっている反面、歳出では、人件費・扶助費・公債費をはじめとした経常的に必要とされる経費が18.2%伸びていることによるものであり、経済環境や社会状況が大きく変化してきたことに対して、歳出構造の抜本的な見直し策が、必ずしも十分といえなかったことによります。

そこで、平成13年度（2001年度）に単年度黒字への転換を図り、それ以降の財政健全化に道筋をつけるため、平成11年（1999年）12月には、計画期間内に実施すべき対応策の重点化・明確化・早期化をめざした「財政再建緊急対応策」をまとめ、人件費の抑制・効率的事業執行・施策等の再構築による歳出削減対策や、徴収率の向上による市税収入の確保・使用料等の適正化による歳入確保対策により、財政健全化を進めているところです。

## ⑫ 財政の見直しと今後の方向性

本市における今後の歳入の推移については、これまでのような将来的に人口の増加と経済の成長による「二重の成長」が税収に期待できないことから、国と地方の税財源配分の構造的改革がなされない限り、大きな伸び率での増収を見通すことは困難です。

今後の市税収としては、個人市民税における生産年齢人口の減少による担税力の低下や、引き続き予想される地価の下落による固定資産税の伸び悩みなどが予測されます。

今後、安定した税収構造を確保していくためには、他の自治体とともに国に税財源の移譲を求めつつ、勤労世代にとって魅力的なまちづくりを進めるとともに、地域経済の活性化をめざし、既存産業に対する支援とともに、サービス産業など地域に根ざした産業や、高度な技術力・情報力を持った新たな産業の育成が重要です。

同時に、伸びない税収の下でも、市民のニーズに即した必要性の高い政策課題に柔軟に対応できる行財政体質の確立が重要であり、行政役割を絶えず見直し、市場機能の活用を図るなかで行政をスリム化し、行政評価によりサービス水準の向上と集中すべき事業選択の適正化を進める必要があります。



## 第5節 前基本計画の成果と課題

第3次総合計画第2期基本計画は、第3次総合計画の将来像である「緑と文化を育む、人と人とのふれあいのあるまち、枚方」を実現するため、6つの施策大綱に基づく諸施策を総合的な観点に立って、体系的に明らかにしたものでした。そして、基本計画で示された方向や施策を実現するための具体的な計画である実施計画を策定し、総合的・計画的な行政を推進し、施策の実現を図ってきました。

第4次総合計画基本計画の策定にあたって、前基本計画における主な取り組みを6つの施策大綱ごとに概括します。

### 1 豊かな緑とうるおいのあるまちづくり

#### □ 自然の保全等

市域における緑被率の変遷は、昭和40年（1965年）で83.3%、昭和50年（1975年）で52.1%、昭和59年（1984年）で41.1%でしたが、平成9年（1997年）では34.1%と減少しており、緑の消失に歯止めをかけることはできませんでした。特に、東部地域等の残された自然をいかに今後のまちづくりのなかで生かすかが課題であり、里山の保全を進める必要があります。

#### □ 公園緑地の現況

公園緑地（国営淀川河川公園、府営山田池公園を含む。）の現況（平成12年（2000年）3月現在）は、214カ所で、総面積は166.30haです。前基本計画期間内において、出口ふれあい公園や宇山東公園、養父元町公園、堂ノ背公園等を開設した結果、市民1人当たり公園面積は、平成4年度（1992年度）末現在、3.15㎡であったものが、平成10年度（1998年度）末現在で3.92㎡に拡大しました。なお、全国平均は7.70㎡、大阪府平均は5.20㎡であり、引き続き整備が必要です。

#### □ 緑化の推進

市域の公共公益施設及び民有地の緑化を推進し、豊かな緑とうるおいのあるまちづくりに寄与することを目的に、平成9年（1997年）10月に財団法人枚方市公園緑化協会を設立しました。

また、平成11年（1999年）3月、都市緑地保全法に基づき、緑豊かで美しく、快適な都市環境の形成を図るため、緑の保全・緑化に関する誘導、整備等の諸施策を展開することをめざして、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」を策定しました。

## □ 都市景観の保全

枚方らしい景観を大切にしながら、枚方のまちをさらに美しく魅力あるものとするために、平成10年（1998年）10月枚方市都市景観形成要綱を制定しました。

屋外広告物法、大阪府屋外広告物条例等に基づき、関係機関の相互協力のもと、まちの美観や風致を維持し、交通・通行の安全を確保する目的で、枚方市不法屋外広告物等対策協議会を平成10年（1998年）11月に設立しました。

歴史的景観の保全・整備への具体的な取り組みとして、平成8年（1996年）8月には「歴史街道整備プラン」を策定し、これと並行して、旧京街道枚方宿地区において地元自治会や関係団体の代表者による「まちづくり研究会」が結成され、活動を続けてきましたが、平成12年（2000年）6月、地元が主体となったまちづくりの推進母体である枚方宿地区まちづくり協議会が設立されるに至りました。

## 2 平和でふれあいのあるまちづくり

### □ 非核平和の推進

本市は、昭和57年（1982年）大阪府内各市に先駆けて「非核平和都市宣言」を行いました。また、昭和14年（1939年）3月1日、旧陸軍の禁野火薬庫が爆発し、大きな被害を出しましたが、その3月1日を「平和の日」とし、体験を語り継ぎ、次世代へ戦争の悲惨さや平和の大切さを伝えるための事業を行ってきました。平成7年（1995年）には戦後50周年を記念して各種平和啓発事業を開催し、平成10年（1998年）3月には、市制施行50周年を記念して岡東中央公園に平和の鐘「カリヨン」を設置しました。

### □ 国際化の推進

市内の外国人登録者数の動向は、平成2年（1990年）3月に2,257名でしたが、平成11年（1999年）3月には3,871名と約70%の増加をみせています。

平成7年（1995年）3月にオーストラリアのローガン市と友好都市提携を行いました。

こうしたなかで、市内在住の外国人の生活支援及び市民参加の国際交流を推進していくための中核的な組織として、平成7年（1995年）12月に財団法人枚方市国際交流協会を設立しました。

また、現在、伝王仁墓や百済寺跡との関係で韓国の霊岩郡や扶余郡と市民団体による市民交流事業が進められていますが、今後、行政がどのような形で支援できるのか検討する必要があります。



## □ 人権擁護

枚方市がさらに人権の確立をめざし、すべての人々の人権が守られる、人に優しいまちづくりを進めていくよう、平成5年（1993年）12月、人権尊重都市宣言をしました。

行政への市民参加と市民のプライバシー保護を目的として、平成9年（1997年）12月に個人情報保護条例・情報公開条例を制定し、平成10年（1998年）10月から施行しています。

## □ 女性施策の推進

平成4年（1992年）11月開設の枚方勤労者総合福祉センター（メセナひらかた）において各種相談事業等を実施しています。

平成元年（1989年）策定の「枚方市女性施策行動計画」は、平成8年（1996年）に改訂を行い、同計画に基づき、審議会の女性委員比率の向上（平成12年（2000年）3月末現在27%）等、男女共同社会の形成に向けて各種施策を推進しました。

また、女性問題を調査・研究するため、各分野のおよそ100名の市民から聞き取り調査を行い、女性に視点を当てた明治以降の「枚方の女性史・伝えたい想い」を平成9年（1997年）3月に発刊しました。

平成11年（1999年）6月に「男女共同参画社会基本法」が成立したことに伴い、平成13年（2001年）3月に男女共同参画計画を策定しました。今後、計画に基づいて男女共同参画社会形成を進める施策の推進を図る必要があります。

## □ 地域自治活動

地域自治活動の拠点整備のため、平成5年（1993年）より小学校の余裕教室を校区集会室として整備しており、平成12年（2000年）3月末現在、14校区において地域活動等に利用されています。

## □ 国内友好都市・市民交流都市との交流

菊を通じて十数年来の交流を続けてきた沖縄県名護市との間で、平成9年（1997年）7月に友好都市提携を行いました。これで国内友好都市は高知県中村市、北海道別海町、香川県塩江町と合わせて4都市になりました。

また、市民間の交流が行われてきた北海道大滝村（経済交流）・奈良県天川村（七夕伝説交流）・長崎県波佐見町（くらわんか交流）との間で、行政が側面から交流を支援するため、平成11年（1999年）7月に市民交流都市宣言を行いました。

平成10年（1998年）11月に枚方市文化観光協会を設立しましたが、今後、より多くの市民が参加して友好・市民交流が進めることができるような体制整備が望まれます。

### 3 ゆとりのある教育と市民文化の創造をめざすまちづくり

#### □ 教育問題への取り組み・教育内容の充実

枚方市立学校園の教育の向上発展を図るために設置された教育問題市民懇談会から、平成10年（1998年）3月に提言が出されたことを受けて、通知表の改善等、提言の具体化に向けた取り組みを進めています。

教育内容の充実については、国際理解教育に向けて平成6年度（1994年度）より英語指導助手（AET）を全中学校に派遣するとともに、情報化教育に向けて平成10年度（1998年度）より小学校にパソコン設置を進め、平成12年度（2000年度）に全小学校に設置を完了する予定です。

#### □ 教育相談・不登校対策

平成11年（1999年）度の文部省、学校基本調査で年間30日以上欠席した不登校の小中学生が全国で13万人以上いることが分かりました。中学校では、クラスにほぼ1人という割合になります。本市では、いじめ・非行・不登校問題等の課題に対処するため、教職員の資質向上や学校園の活性化を図るとともに、「心の教育」機能を充実するため、すべての中学校に「心の教室」を整備しました。

また、平成7年度（1995年度）に教育文化センター内に適応指導教室「ルポ」を設置し、不登校児童・生徒の受け入れ及び訪問指導を実施しています。

#### □ 学校施設の改修

本市は、昭和40年代の人口急増期に多くの学校を建設しました。これらの施設が老朽化したため、各校の耐震診断と大規模改修を毎年1校を目処に計画的に取り組んできました。引き続き、学校施設の改修を計画的に進める必要があります。

#### □ 学校規模等適正化

児童・生徒数の減少が続いており、その影響はさまざまな形で現れています。そのため、平成10年（1998年）7月に学校規模等適正化審議会を設置し、検討を頂いた結果、平成11年（1999年）6月に答申を頂き、その趣旨を尊重して、平成12年（2000年）4月に北牧野小学校を牧野小学校に、村野小学校を川越小学校と桜丘小学校に統合するなどの学校規模等適正化に取り組みました。引き続き、学校統合や通学区域の変更等について検討する必要があります。

#### □ 生涯学習の基盤整備

市民の生涯学習の場と機会を保障し学習活動を支援するため、平成7年（1995年）10月、教育文化センターに「高齢者生きがい創造学園」を開設しました。

また、市民の多様化・高度化する学習ニーズに応えるため、昭和61年度（1986年度）から実施してきた市民大学講座を、平成11年度（1999年度）から市内6大学の協力を得て実施できるよう充実しました。今後、より多くの市民のニーズに応えられるよう講座内容等の充実を図る必要があります。

#### □ 社会教育施設の整備

平成9年（1997年）1月に菅原社会教育施設（公民館・図書館分館（移転））が開設しました。現在、南部地域における市民活動の拠点となる（仮称）南部市民センターの建設に向け、施設内容等について市民参加によるワークショップ方式で検討しています。

#### □ 留守家庭児童会室の整備

昭和40年代に建設した留守家庭児童会室が老朽化したため、必要に応じて順次建て替えを行っています。また、近年では余裕教室を活用した取り組みも始めています。

#### □ 市民文化の振興

演劇・音楽・演芸等の活動・発表の拠点施設として主要施策に位置づけていた（仮称）総合文化会館の建設については、今日の厳しい財政状況等から基本設計を見直さざるを得ない状況にあり、今後、PFI事業化により総合文化施設整備を実現するための取り組みを進めています。

また、旧枚方宿を全国的に発信するための施設として、旧京街道沿いに残る「鍵屋」の主屋を保存修理し、枚方宿鍵屋資料館として整備を進めています。旧京街道・枚方宿が歴史街道モデル事業の指定を受けていることから、今後、舟運の復活等観光資源の開発を積極的に進める必要があります。

#### □ スポーツ施設の整備

渚地域体育館の建設計画は渚処理場関連施設整備の一つとして進められ、平成10年（1998年）3月に渚市民体育館として開館しました。現在、財団法人枚方体育協会により管理運営されています。

#### □ 第52回国民体育大会の開催

平成9年（1997年）に開催された第52回国民体育大会（愛称「なみはや国体」）について、本市では9月の夏季大会では淀川を会場としてカヌー競技が、また、10月の秋季大会では市立総合体育館で少年男子6人制バレーボール競技が開催されました。

## 4 健康で生きがいのあるまちづくり

### □ 敬老金の廃止と24時間在宅介護の実施

平成6年度（1994年度）に、それまで70歳以上の市民に毎年支給してきた敬老金を廃止し、要援護高齢者施策及び生きがい施策、健康施策を充実することとしました。

### □ ひらかた高齢者保健福祉計画21の策定

高齢者の保健福祉プランを総合的に推進するため、老人保健法及び老人福祉法に基づき策定した高齢者保健福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画を合体させた「ひらかた高齢者保健福祉計画21」を平成12年（2000年）に策定し、介護サービスの見込み量、確保のための方策、事業費見込み等を明確にしました。

### □ 介護保険制度の施行

介護を社会全体で支えあう介護保険制度が平成12年（2000年）4月から始まりました。この制度により、介護が必要な高齢者に対する介護サービスは措置から、利用者の選択により総合的に受けられるものへと転換し、今後、制度の円滑な運用が求められています。

### □ 障害者基本計画の策定

平成8年（1996年）10月に障害者基本計画を策定し、ホームヘルプサービス、ガイドヘルプサービス、グループホーム等について平成14年度（2002年度）を目標年度とした目標値を定め、整備促進を図っています。

### □ 枚方市立総合福祉会館「ラポールひらかた」の開設

高齢者や障害者の地域での自立に向けた活動拠点として、平成10年（1998年）8月、デイサービスセンターや温水プール等を有する総合福祉会館「ラポールひらかた」を開設しました。

### □ 母子保健事業の実施

母子保健事業は、大阪府より移管を受けて平成9年（1997年）4月から実施していますが、妊娠から就学に至るまでの母子の健診、健康管理・相談、健康指導等の母子保健体制を確立し、トータルな保健事業の推進を図ることができるようになりました。

### □ 救急異常事象への対応

平成8年（1996年）の夏、病原性大腸菌O157による感染患者が全国的に発生し、死亡者を出す事態にまで拡大しましたが、本市でも20数名の患者が出ました。このことを契機に、保健所など関係機関との間で連絡体制を整備しました。

### □ 子ども育成計画

平成10年（1998年）3月に「枚方市子ども育成計画」を策定し、子どもに関する施策の推進を図っています。

### □ 病児保育の拡大

平成10年（1998年）4月に北部地域に病児保育室（民間）が設置され、枚方市民病院敷地内（市立）及び香里団地内（民間）と合わせ、3か所の保育室で利用者の利便を図っています。

### □ 地域子育て支援センター事業の実施

子育て支援センター事業（平成9年度（1997年度）までは、わんぱくプラザという。）は、私立保育所3園で実施してきましたが、平成12年度（2000年度）から公立保育所3園でも位置づけ、事業の拡充を図りました。

### □ 子ども議会の実施

子ども議会は、平成9年度（1997年度）の市制施行50周年記念事業として始められましたが、その後、毎年8月に実施されています。



## 5 安全で快適な生活環境をめざすまちづくり

### □ 枚方市駅周辺地域の整備促進

枚方市駅周辺地区は、前基本計画において、<sup>\*</sup>まちづくりリーディングプラン・CCスクエア21として位置づけられており、この構想を具体化するため住宅市街地整備総合支援事業の取り組みを進めてきました。平成10年（1998年）6月に関西医科大学がクラボウ工場跡地に大学及び第3次救命救急センターを含む病院の建設計画を表明したことにより、今後、都市計画マスタープラン等本市の計画との整合を図るとともに、大阪府をはじめ関係機関と協議を進めていかなければなりません。新基本計画においても重要な事業として位置づけるとともに、駅北口周辺地区の整備構想についても検討する必要があります。

### □ 駅前周辺の整備

京阪及びJRの駅前広場は、鉄道と他の交通手段との結節点であり、街の顔としての美観、都市機能や生活環境の向上を図る観点から整備促進を図ってきました。特に、歩行者の安全確保が課題であった、光善寺駅周辺整備事業は、橋上駅舎と一体となった横断施設が平成10年度（1998年度）に完成しました。

御殿山駅前広場は、駅前広場機能としては完成し、すでに供用しています。枚方公園（東口）及び津田駅前広場についても同様です。都市計画決定がなされているものの整備がなされていない駅前広場は、牧野駅や村野駅などがあり、今後の課題となっています。また、今後、牧野駅や長尾駅については、大阪府など関係機関との協議を進め、一日も早く事業化に向けて取り組まなければなりません。

### □ <sup>\*</sup>生産緑地

市街化区域内の農地に関しては、その積極的な活用により住宅・宅地供給の促進が求められるなか、平成3年（1991年）には、総合的な土地対策の一環として生産緑地制度が大幅に見直されました。本市においても、良好な都市環境の形成などに役立つ農地を計画的に保全すべく、当該市街化区域内の農地の約4割（面積化）を生産緑地に指定しました。

平成8年度（1996年度）には、農と住の調和した秩序あるまちづくりの推進を目的として、「緑住まちづくり支援事業実施計画策定調査」を実施しました。

### □ 住宅

居住水準の向上と住環境の改善を図るため、市営住宅の建て替えを実施してきましたが、津田北町2号住宅が平成9年（1997年）10月に完成しました。

現在、老朽化した府営住宅や公団住宅等の建て替えも進められていますが、その際には大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、高齢者や障害者が生活しやすいという観点から指導・誘導が行われています。

## □ 環境基本条例等の制定

平成5年（1993年）10月、枚方市環境影響評価条例を施行し、開発行為等を実施するにあたって周辺の環境にどのような影響を及ぼすかについて、事前に調査、予測及び評価するとともにその結果を公表し、地域住民等の意見を聴き、環境保全に配慮することにより、環境汚染を未然に防止する制度を確立しました。平成12年（2000年）3月末までに、3件の事業について本条例に基づく取り扱いを完了しました。

平成5年（1993年）、環境基本法が制定され、良好な環境の享受と継承、地球環境保全の推進、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築などが今日の環境政策の基本理念として明らかにされました。本市においても、市民、事業者の参加、協働のもと良好な環境の保全と創造を図るため、本市域における環境政策の基本的方向を定めた環境基本条例を平成10年（1998年）4月に施行しました。現在、条例の理念の実現に向け、環境施策を総合的、計画的に推進するため、環境基本計画の策定を進めています。

## □ ごみの減量化とリサイクルの推進

本市では、穂谷川清掃工場の焼却処理能力が限界に達していることから、今後10年間で焼却ごみを半減することを目標に、発生抑制、再使用、再生利用を基本として、全市的な「ごみ減量作戦」を展開しています。

市民のごみ分別意識を高めることを目的として、平成10年（1998年）10月から一般ごみのごみ袋の透明・白色半透明化を実施しました。平成11年（1999年）3月からは粗ごみステーションを廃止し、電話申込みによる戸別収集に変更しました。また、小学校区ごとに市民10人程度の廃棄物減量等推進員を選任し、市民に理解と協力を求めています。

リサイクルの推進では、再生資源集団回収の促進やペットボトルの拠点回収を進めてきています。今後とも、行政・市民・事業者が一体となってごみ減量に取り組む必要があります。

## □ 公害対策について

公害の監視体制として、工場等の排水測定、地下水概況等の各種調査、河川水質調査、環境騒音測定や、市内6局の大気観測局による大気常時監視の他、ダイオキシン類の環境調査等を行っています。

これらの環境監視や工場・事業所等に対する各種公害規制により、本市の公害の状況は全般的には改善されてきたものの、河川の水質等については、依然環境基準を超える状況にあります。

そこで、河川の水質汚濁の低減を図るため、地域自治会の協力を得て、地域生活排水対策学習会を開催し、家庭でできる生活排水対策への協力を呼びかけています。

また、平成5年度（1993年度）から地下水滞水層の把握のため、データの収集・解析を進め、平成7年度（1995年度）には一定の成果を得るとともに、農薬、有機塩素化合物の測定や、新たな監視項目に対応するため、分析機器を導入し、監視体制の強化を進めています。

## □ ダイオキシン類等の監視

平成9年（1997年）6月に環境庁が公表したダイオキシン類の環境測定結果が、環境庁の示す基準値を超えたことを受けて、市独自で大気及び土壌のモニタリング調査を実施しましたが、今後も引き続き監視を行う必要があります。

## □ 防災と危機管理

平成7年（1995年）1月17日に起きた阪神・淡路大震災を契機として危機管理体制と防災意識の高揚に努めてきました。直下型地震の被害想定を行い、平成9年度（1997年度）末までに地域防災計画の見直しを行い、市民及び職員向けの冊子を作成しました。また、北河内6市や近隣市等と災害相互応援協定の締結、消防力の増強、備蓄倉庫の整備推進、耐震性貯水槽等の設置を進めてきました。

引き続き、何がどのような形で起きるか分からない「危機」に対する認識・情報収集体制・対応策等の管理について検討する必要があります。

## □ 道路の整備

第二京阪道路は、京都府側より国道307号まで平成14年度（2002年度）末の完成を目標に工事が進められています。このため、アクセス道路となる枚方藤阪線、枚方東部線（府）の整備が急がれます。

第二名神自動車道は、平成10年（1998年）12月に建設省より日本道路公団に施行命令が出され、平成12年（2000年）8月から測量調査が行われています。今後とも、沿線地域の環境対策や市民生活等に配慮し安全で快適な道路となるよう要望していく必要があります。

市内の幹線道路では、楠葉中宮線、枚方藤阪線、長尾春日線、牧野長尾線、穂谷狭戸線について順次整備を進めています。地域の生活道路では、通行の安全や地域の特性を生かした整備を進めていますが、めいわく駐車や放置自動車の対策が依然として課題となっています。

## □ 駐車場案内システムの整備

駐車場の空満状況をドライバーに知らせ、効率的な駐車場の利用を促すとともに、道路交通の円滑化、利用者の利便向上、中心市街地の活性化をめざして、駐車場案内システムを平成10年（1998年）4月から稼働させました。

## □ 公共交通機関の充実

京阪特急の枚方市駅停車が、平成9年（1997年）3月から、平日のラッシュ時の2時間帯で6本に限り実現しました。さらに、平成12年（2000年）7月から8本に増便されました。

都市環境の保全・省エネの観点からバス交通への転換が求められていますが、そのためにはバスの定時性の確保やバスサービス空白地域の解消等について検討する必要があります。

### □ 高度浄水処理施設の建設

より安全で良質な水をつくるため、新たな処理（オゾン処理）を加えた高度処理施設の整備を進めてきましたが、平成10年（1998年）10月から市内全域に通水しています。

### □ 公共下水道の整備

平成11年度（1999年度）末の処理区域面積は2,451ヘクタール（全体計画面積は5,173ヘクタール）ですが、人口普及率は約73.1%です。平成12年度（2000年度）の目標75%はほぼ達成（平成12年6月1日では74.7%）したといえます。今後、引き続いて公共下水道の整備を進めるとともに、大阪府渚処理場の処理能力の向上を要望していく必要があります。

下水道事業が効果を上げるためには水洗化の促進を図る必要がありますが、平成11年度（1999年度）末の水洗化率は91.2%でした。

雨水対策では、浸水解消を図るために、黒田川雨水支線及び各地区排水路の整備を行っています。

また、水に親しむ景観水路事業として「水面回廊」の建設を平成5年度（1993年度）から実施しており、平成8年度（1996年度）に桜町地区の一部で供用開始し、現在では、桜町地区及び伊加賀西町地区の一部まで供用開始しています。

### □ 河川環境整備

淀川河川公園は、平成9年（1997年）開催の国体にあわせ芝生公園・アクアシアター・噴水広場等が整備され、市民の憩いの場として利用されています。また、一級河川の天野川と穂谷川は、大阪府により環境整備が進められています。



## 6 活力のあるまちづくり

### □ 農業振興

農業振興地域である穂谷地区で、平成6年度（1994年度）までに24haの圃場整備を行い、あわせて土地改良やため池整備、換地、集落道整備を進めました。

### □ 農業と市民の交流

農業施設機能に加え、市民が水と緑にふれあう場所として、津田地蔵池を整備し、平成9年（1997年）4月に「オアシス共園」を開設しました。

また、市民に収穫の喜びを体験してもらうために市民農園事業やふれあいツアーを実施しています。特に、市民農園事業については、平成9年（1997年）10月より、農協のふれあい農園と本市の市民農園を合併し、現在、29カ所で982区画、22,728㎡となっています。

また、低農薬で環境負荷の低いレンゲを活用した米栽培を促進するため、平成11年度（1999年度）からレンゲ栽培米生産支援事業を開始し、参加農家数95戸、栽培面積約25haとなりました。

今後、生産者と消費者の交流促進の視点から市内農作物を市内で消費するシステムを構築することが必要です。

### □ 産業振興

激動する経済情勢のなかで、本市の産業を活性化するために、今後の社会動向や市域周辺の整備状況を展望したうえで、本市経済の将来像や問題点の解決策を示す産業振興ビジョンを平成7年（1995年）3月に策定しました。

### □ 工業

工業の分野では、市内の工業は中小企業が中心となっていることから、景気に左右されない企業体質の強化に向けて支援を進めていく必要があります。

### □ 商業・サービス業

商業の分野では、国内友好都市の物産を積極的に流通するため、市内商業店舗等における販売ルートを拡大するとともに、各市合同による物産展を開催しています。

今後、市内の空き店舗対策や中心市街地の活性化を進めるとともに、既存の商店街についても商業機能の集積・活性化に向けて具体的な方策を進めていく必要があります。

## □ 観光

市内の観光資源を再発見し有効に活用していくため、平成9年（1997年）には市内の観光ルート（10ルート）をまとめたパンフレット「四季のプロムナード」を発行しました。

また、本市の観光施策を総合的に推進するため、平成10年（1998年）11月には文化観光協会を設立しました。

今後、平成13年（2001年）に予定している枚方宿資料館の開設にあわせ、枚方の「顔」となる枚方市駅周辺の集客機能を高めることを中心に観光施策を進めていく必要があります。

## □ 勤労者施策

勤労者福祉の分野では、中小企業退職金共済制度等掛金助成を開始しました。

また、学生の就業体験を図るため、<sup>\*</sup>インターンシップ制度の実施や、失業者の生活再建支援事業や就労支援のためパソコン講座等を開催しています。

## □ 消費生活

消費生活の分野では、昭和55年（1980年）開設の消費生活センターを拠点に、消費者保護や学習機会の充実を図りました。

また、石鹼普及事業の継続や<sup>\*</sup>グリーンコンシューマー活動の取り組みなど、消費生活における環境問題へのアプローチについても支援を進めています。

## 《計画を実現するための条件整備》

### ◆ 市制施行50周年記念事業の実施

昭和22年（1947年）の市制施行から50年が経過したなかで、市民とともにこれを祝い、本市の21世紀に向けたまちづくりをともに考えることを目的に、市制施行50周年記念事業として平成9年度（1997年度）に各種イベント等を開催しました。

### ◆ 地域情報化計画の策定

市民ニーズの高い防災・医療・教育などの施策等、地域情報化を体系的に推進していくため、平成9年（1997年）9月に「枚方市地域情報化計画」を策定しました。

また、平成12年（2000年）3月には郵政省よりテレトピア地域指定を受け、地域情報化を積極的に推進していく条件整備を進めています。

今後、引き続き市民が必要とする行政情報などをたやすく手に入れることができ、行政組織の高度化・スリム化を図るための情報基盤を整備することが必要です。

#### ◆ FMコミュニティ放送局の開設

災害など緊急・非常事態時の広報手段として、また、地域文化・経済の発展に寄与するためFMコミュニティ放送局として、エフエムひらかた（きくエフエム）を平成9年（1997年）1月に開局しました。

#### ◆ 地方分権の推進

平成12年（2000年）4月に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が本格的に施行され、地方分権社会の幕が開きました。

本市ではそれに先立ち、平成7年（1995年）9月から地方分権推進検討委員会を設置し、地方分権の推進を前提として、自治体としての政策能力を高める方策や、国・府・市の権限と役割、さらに財源のあり方等について庁内的な研究検討を進めました。

平成10年（1998年）から、大阪府による大阪版地方分権の推進に基づき、障害者の日常生活用具や補装具の給付事務を市で行いました。

また、人口20万人以上の自治体に一定の権限をまとめて委譲する<sup>\*</sup>特例市制度が新たに創設されたことに伴い、本市においても平成13年（2001年）4月より特例市に移行されるよう準備を進めています。

#### ◆ 庁内情報化の推進

全庁的な情報基盤を確立し、財務関連事務の効率化・迅速化・省力化・標準化を図るため、平成9年（1997年）9月より財務会計オンラインシステムを導入しています。

また、平成12年（2000年）4月より税情報の共有化・一元化による事務の効率化・迅速化を図るため、税情報オンラインシステムを導入しました。

#### ◆ 行政改革の推進

スリムで、効率的な行政の確立に取り組むため、行政全般にわたる見直しと改革のあり方について、また、行政改革の指針として、平成8年（1996年）12月に行政改革大綱を策定しました。平成9年（1997年）5月には、この大綱に掲げた施策の具体的な進め方を示した行政改革推進実施計画を策定しました。

事務事業の行政全般にわたる見直しと改革の方向性を明らかにする目的で、平成10年（1998年）11月に事務事業再構築プランを策定し、平成12年度（2000年）から<sup>\*</sup>事務事業評価システムの本格的な導入に着手しました。

#### ◆ 市民参加の推進

市政への市民参加については、第4次総合計画策定過程において平成10年(1998年)7月よりまちづくり市民研究会を募集し、新たな総合計画への政策提言を求めました。また、保健福祉審議会臨時委員、総合計画審議会委員、男女共同参画検討委員について委員の市民公募を行いました。

平成9年(1997年)7月には、養父元町公園整備においてワークショップ方式を導入し、市民自らによる公園づくりに取り組み、平成11年(1999年)5月に供用を開始しました。

平成11年(1999年)3月に策定した「緑の基本計画」においては、計画策定段階で「市民ワーキング」を組織し、市民の具体的な提言を計画に生かしました。

また、(仮称)南部社会教育施設の基本設計にあたっては、平成12年(2000年)2月から12月にかけてワークショップを開催し、市民とともに検討を進めています。



# 第3章 基本計画策定の背景

## 第1節 将来推計人口

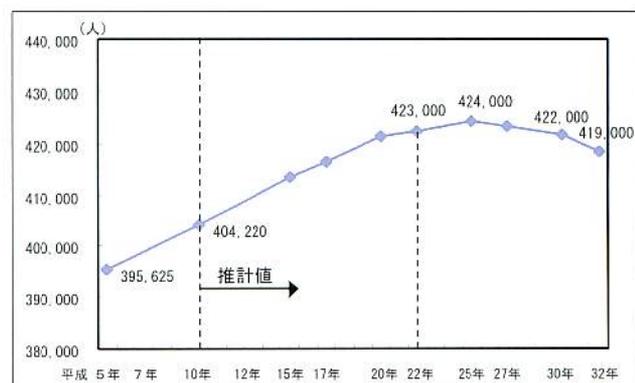
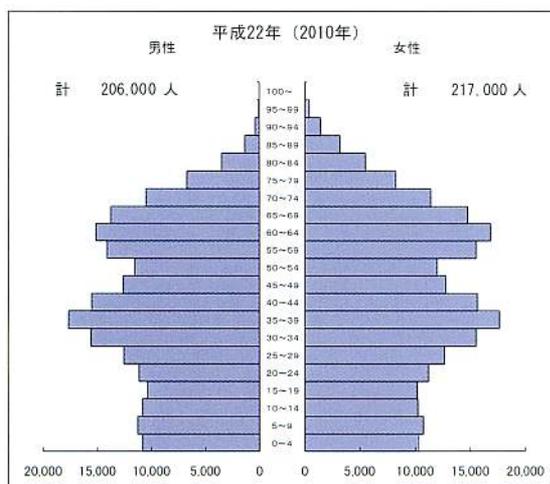
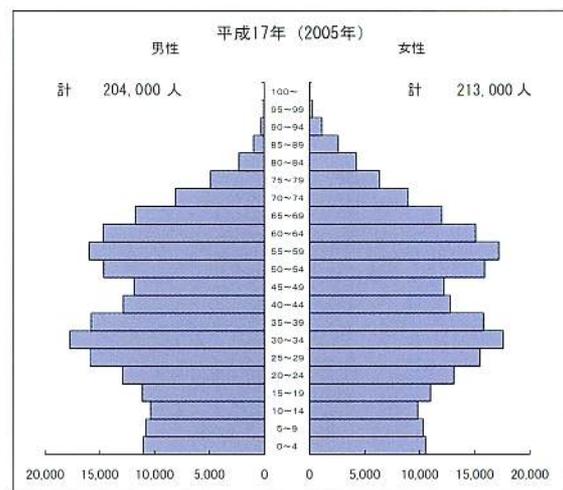
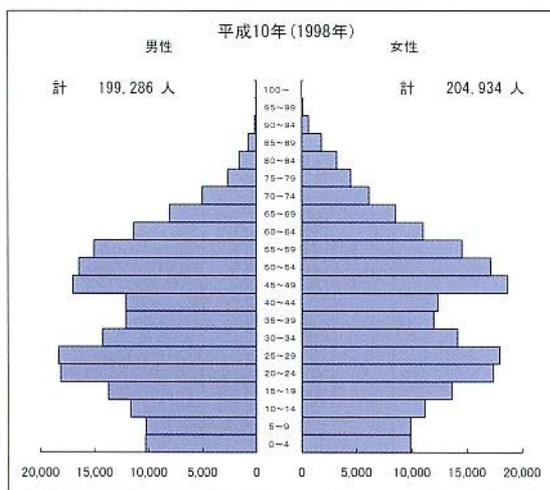
本市の将来推計人口については、住民基本台帳を基に、外国人人口の動向、住宅開発における開発人口を加味し、<sup>\*</sup>コーホート要因法により推計を行いました。

その結果、本市の将来人口は、平成17年（2005年）では約41万7,000人、そして、基本計画の目標年度である平成22年（2010年）では約42万3,000人になると想定されます。

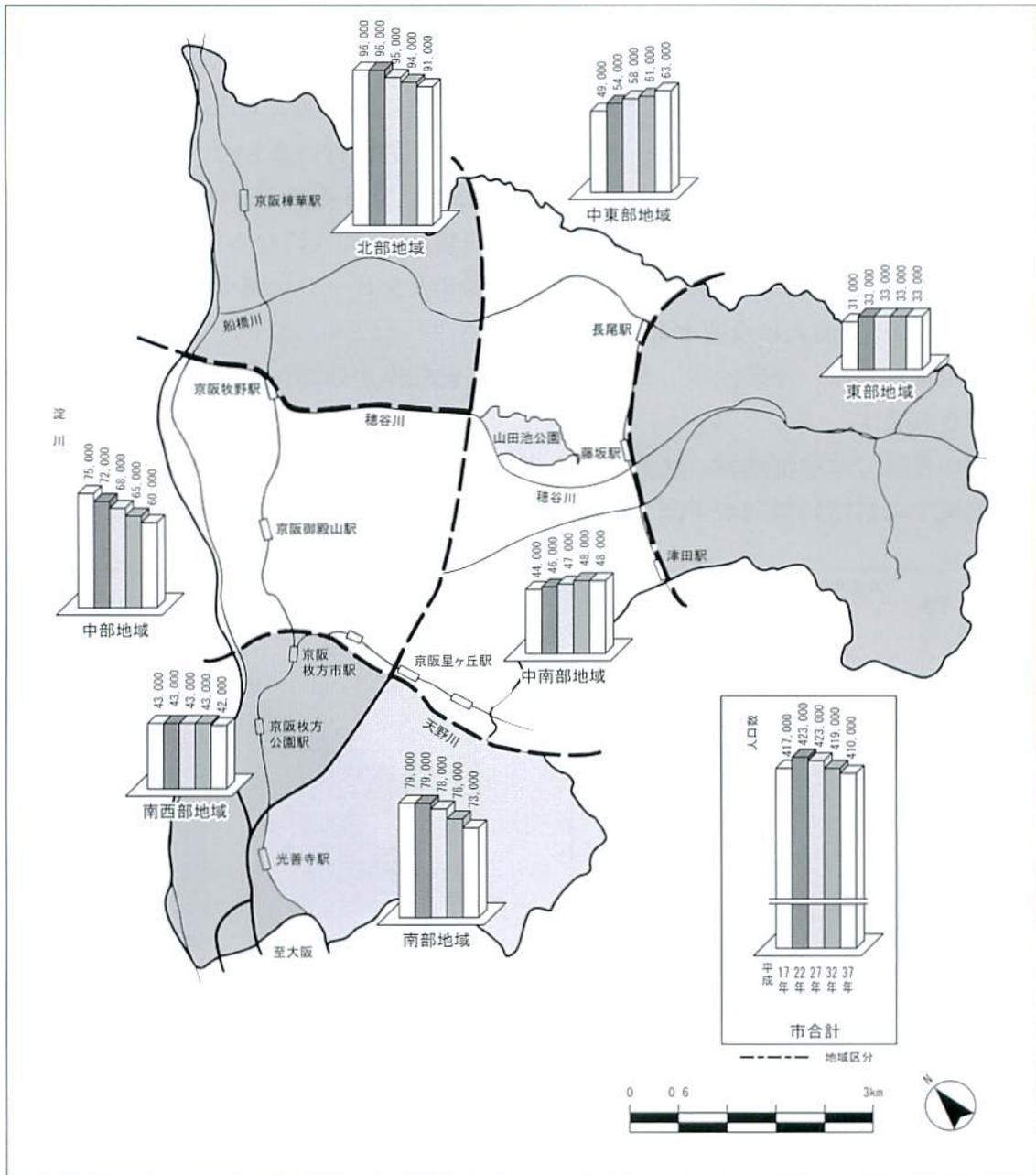
その後、人口は平成25年（2013年）、約42万4,000人をピークに減少し、平成40年（2028年）では約40万3,000人になると想定されます。

年齢別の推計では、平成22年（2010年）には高齢化率が19.3%となり、超高齢社会の到来が予測されます。

地域別の推計では中部地域、北部地域、南部地域では減少、中東部地域では増加、それ以外の地域では横ばい傾向が予測されます。



<地域別将来推計人口>



※四捨五入の関係で一部合計が一致しないことがある。

## 第2節 広域計画及び関連計画

### 【広域計画】

総合計画は、都市計画マスタープラン等本市のすべての計画の基本となるものです。また、国・大阪府等の広域計画との調整を図っていく必要があります。

#### 21世紀の国土のグランドデザイン

(平成10年(1998年)3月)

全国総合開発計画は、国土総合開発法に基づく国土づくりの指針となる計画です。平成10年(1998年)3月に策定された計画では、地球時代、人口減少・高齢化時代、高度情報化時代の到来など、大きな時代の転換期を迎えるなかで、現在の一極一軸型の国土構造から多軸型の国土構造への転換を長期構想とする「21世紀の国土のグランドデザイン」が提示されています。

また、目標年次2010-15年までの計画期間中に「自立の促進」をはじめとする5つの基本的課題を設定し、基本的課題の達成に向け、「多自然居住地域の創造」「地域連携の展開」など4つの戦略を推進していくものとされています。

#### 大阪の再生・元気倍増プラン「大阪21世紀の総合計画」

(平成12年(2001年)12月)

府民をはじめ、企業、NPO、行政などが、一緒になって大阪づくりをすすめていくための共通の目標と、その実現のための基本的な考え方を示しています。

大阪の将来像として「大阪の再生・元気倍増」：大阪の都市や産業などが再生し、大阪に集い、くらす誰もが夢をもち、夢をかなえる元気あふれる大阪づくりとして、さらに6つの具体的な将来像を以下のように定めています。

「人が育てる大阪」「人が集い、文化が花開く大阪」「安心であたたかいくらしの大阪」「環境と調和した、安全なくらしの大阪」「産業を育てる元気な都市・大阪」「多彩な活動の舞台となる都市・大阪」

#### 新北河内地域広域行政圏計画 2000年代の指針

(平成13年(2001年)2月)

北河内地域の一体化・ネットワーク化及び周辺地域との連携強化や、北河内地域の将来像を明確にするグランドプランを示すため、北河内7市による北河内内広域行政推進協議会によって、平成3年(1991年)11月に「定住と交流の自律都市」を理念として掲げ、新北河内広域行政圏計画が策定されました。本計画の枠組み・内容を継続しながら、2000年代において、重点的に取り組むべき施策内容を整理し、広域行政の実質的な推進を図るため、平成13年(2001年)2月に「新北河内地域広域行政圏計画 2000年代の指針」が策定されました。

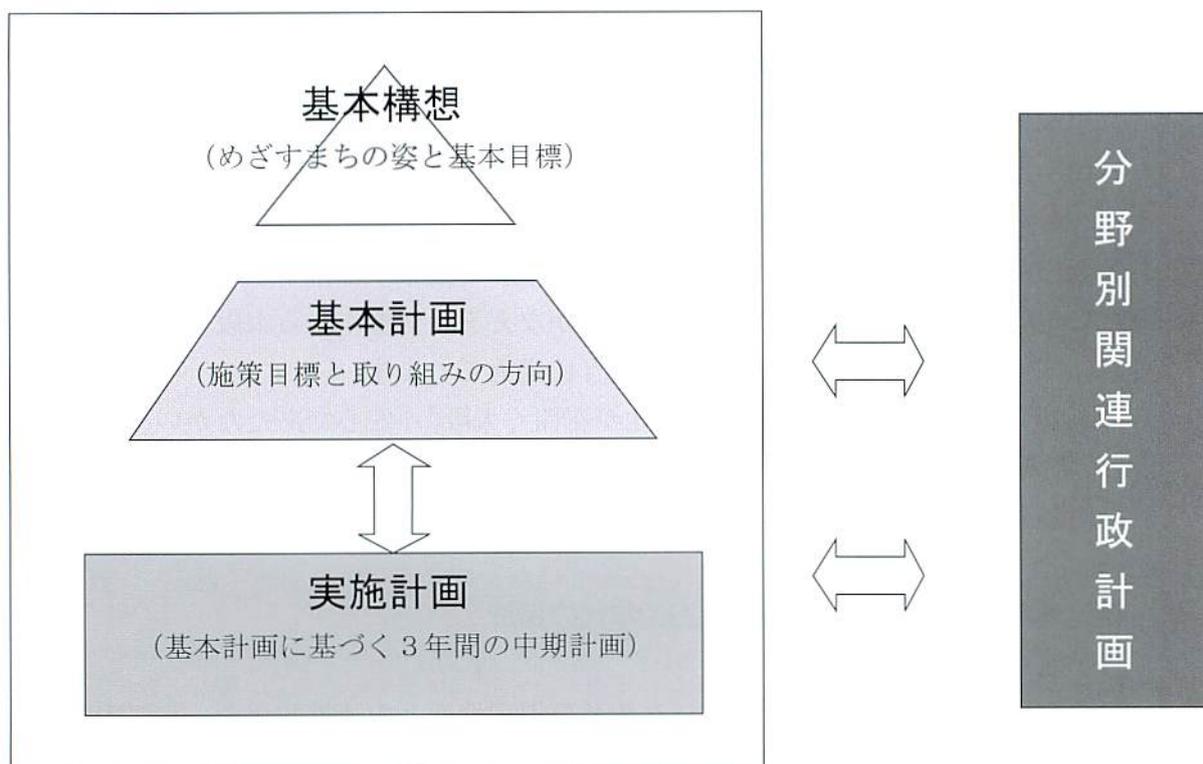
## 【実施計画と分野別関連行政計画等】

基本計画は、基本構想に基づき本市のめざすまちの姿を実現するために、今後の行政運営の基本的指針となると同時に、市民、事業者と行政が協働してまちづくりを進めていくための目標と取り組みの方向を指し示すものです。

基本計画に基づき行政が具体的に展開する施策については、その時々の財政状況等を踏まえて施策の優先順位を判断し、施策の手法、規模・内容、時期等を具体化する実現可能性の高い行政行動計画である実施計画を策定し、事業の推進を図ります。実施計画は3年間の計画とします。

また、社会情勢の変化やさまざまな市民ニーズに対応するため、本市でも、行政の各分野でさまざまな分野別の行政計画を策定しています。これらの分野別行政計画は、それぞれの行政分野において本市がめざすべき方向性やそれを実現するための具体的な施策、およびその体系を示すものであり、基本計画や実施計画を各分野において具体化するものです。

今後、基本計画の進捗状況を把握し、新たな課題の整理にあたっては、基本計画とこれらの分野別関連行政計画との整合性について十分配慮するものとしします。



### 第3節 市民意向

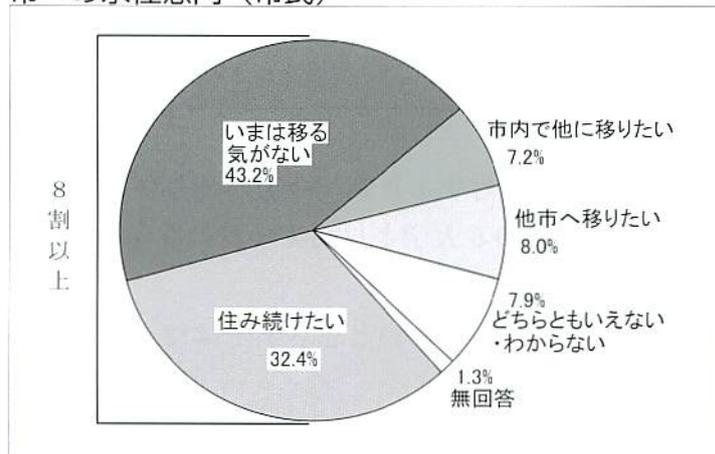
#### ○市民意識調査

基本計画の策定にあたって、市内に在住する満20歳以上の市民4,960人を対象に、まちづくりに関する意識や市に対する評価などを把握するため、アンケート調査を実施しました。

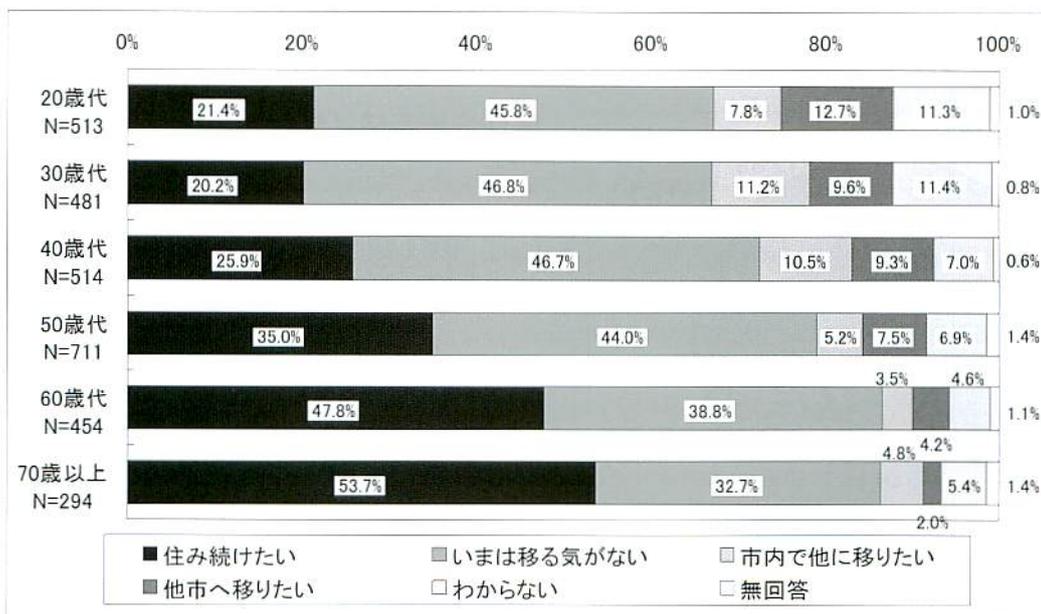
本市での永住意向をみると、全体の8割以上が市内に永住したいとの意向を持っています。

年代別にみたと、年代が上がるにつれ市内永住意向の割合が高くなる傾向がみられます。また、他市へ移りたいと思っている人の割合が最も高いのは20歳代(12.7%)となっています。

市への永住意向（市民）

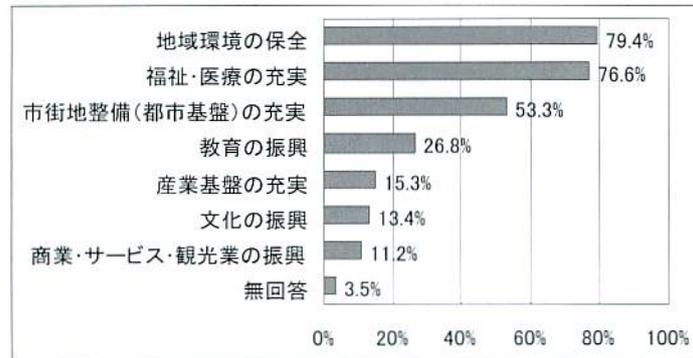


市への永住意向（年代別）



また、現在の厳しい財政状況のなかで、特に急いで取り組むべき政策分野には「地域環境の保全」や「福祉・医療の充実」を選択した人が最も多く、次いで「市街地整備（都市基盤）の充実」を選択した人が続いています。

市の優先政策分野（市民）



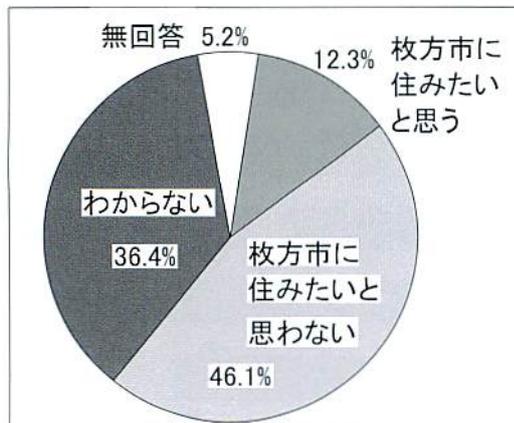
○学生意識調査

まちづくりへの意識や、市に対する評価、今後のまちづくりに対しての学生の求めることを把握するため、市内の6大学と11高等学校の在学生のうち2,210人を対象にアンケート調査を実施しました。

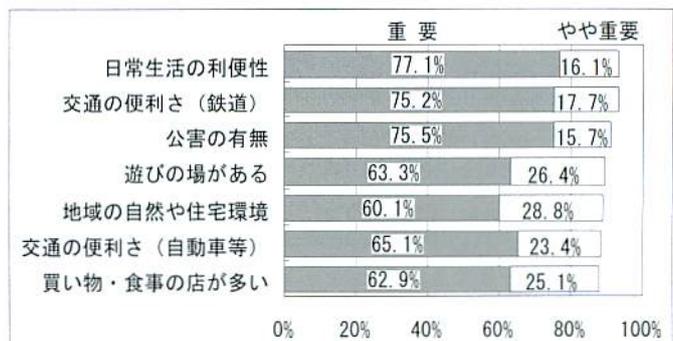
本市への永住意向をみると、住みたいと思う学生は12.3%と低い割合になっています。

住むまちを選ぶ時の条件としては、「買い物などの日常生活の利便性」、「交通の利便さ（鉄道）」、「騒音・振動・悪臭などの公害の有無」が重要と考えている学生の割合が多くなっています。

市への居住意向（学生）



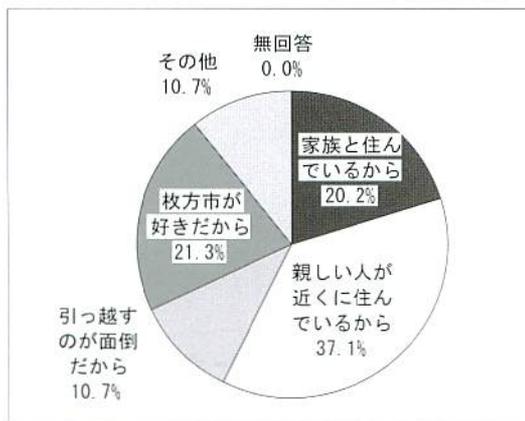
居住選択条件（学生）



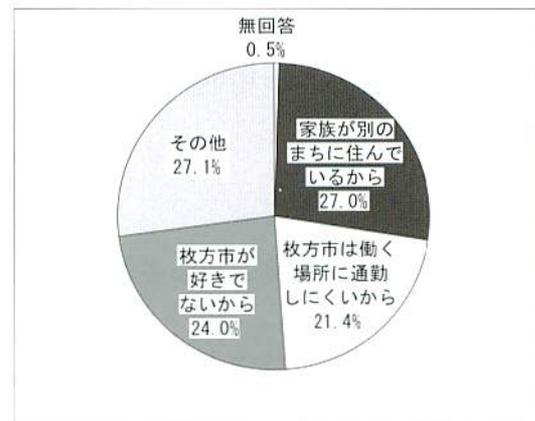
「枚方市に住みたいと思う」と回答した人（272人）に対してその理由をたずねたところ、「親しい人が近くに住んでいるから」が37.1%で最も高く、次いで「枚方市が好きだから」（21.3%）、「家族と住んでいるから」（20.2%）となっています。

また「枚方市に住みたいと思わない」と回答した人（1,019人）に対してその理由をたずねたところ、「家族が別のまちに住んでいるから」が27.0%で最も高く、以下、「その他」（27.1%）、「枚方市が好きでないから」（24.0%）と続いています。

枚方市に住みたい理由



枚方市に住みたくない理由



### ○まちづくり市民研究会

21世紀の本市のめざすべき方向性や地域づくりのあり方、また、各種行政施策に関する構想または計画を市に提案することをめざして、平成10年（1998年）7月、市民が自主的に運営研究するためのグループを“まちづくり市民研究会”として募集したところ、17団体が登録され、そのうち15団体から「政策提言」が寄せられました。

それらの提言については、平成11年（1999年）5月開催の「まちづくり市民研究会登録団体政策提言発表会」において発表が行われました。

### ○市民意見の公募等

これからのまちづくりやさまざまな施策は行政だけで進めるのではなく、市民と行政が協力することが必要であることから、計画段階から市民意見を募集するなど多様な市民参加を促進しました。

市民意見については、まちづくり市民研究会の提言とあわせて意見を募集しました。

また、基本構想試案、基本計画試案のそれぞれの策定時においても、郵便やファックスなどで、それらの意見を募集しました。

さらに、基本計画試案策定後、平成12年（2000年）9月に市民の総合計画に関する情報公開と意見聴取の一環として、また総合計画策定プロセスへの市民参加の手法として、市内4カ所の公民館等において、ポスターセッションを行い、第4次枚方市総合計画基本計画の資料等の展示や市民の意見聴取を行いました。

これらの取り組みにより頂いたご意見等については、総合計画の策定の各段階や、総合計画審議会の議論において、計画に取り入れられるものについては取り入れてきました。

## 第4章 基本計画の位置付けと策定の視点

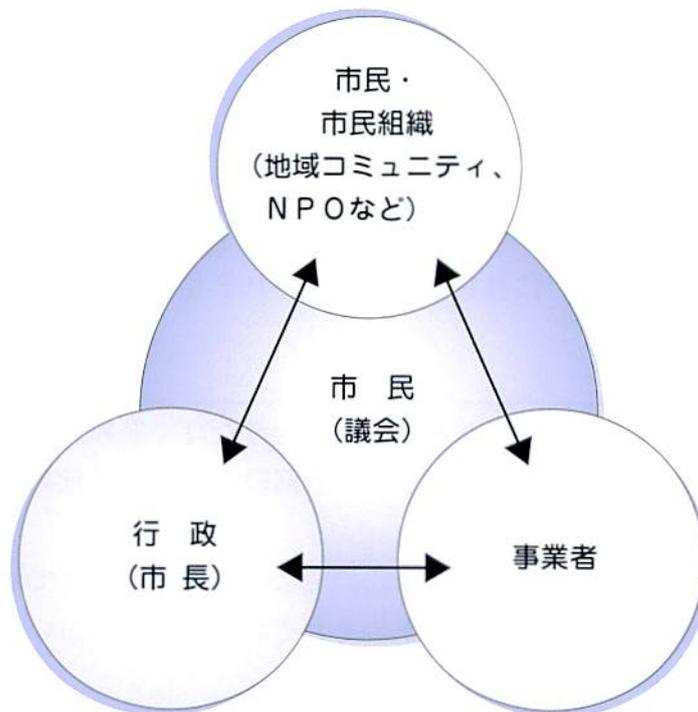
### 第1節 基本計画の位置付け

#### 1. 基本計画の実現主体

この基本計画は、市民や地域のコミュニティ・NPOなどさまざまな市民組織、事業者、そして行政がともに考え、行動して、実現することをめざすもので、計画の実現主体は、「枚方市に住み・働き・学ぶすべての人々（私たち）」です。私たちは、本市にかかわるすべての人と関係機関との協働により、計画の実現を図ります。

【総合計画を実現する主体】

枚方市に住み・働き・学ぶすべての人々（私たち）



## 2. 枚方市がめざすまちの姿

私たちのまち・枚方の持続的な発展と市民生活の向上を実現するためには、先人が培ってきた地域の歴史や文化を愛し、お互いを尊重し、支え合う社会を育むとともに、自然環境の恵みを次世代へ受け継ぐことが求められています。また、常に新たな価値の創造に努め、生き生きとした輝きを発し続けることが必要です。

人と人、人と自然、人とまちの豊かな関わり合いのなかで、そうした営みを積み重ね、心ときめく魅力あるまちをつくることは、私たちのめざすまちの将来の像であり、また、私たちの日々の行動指針でもあります。

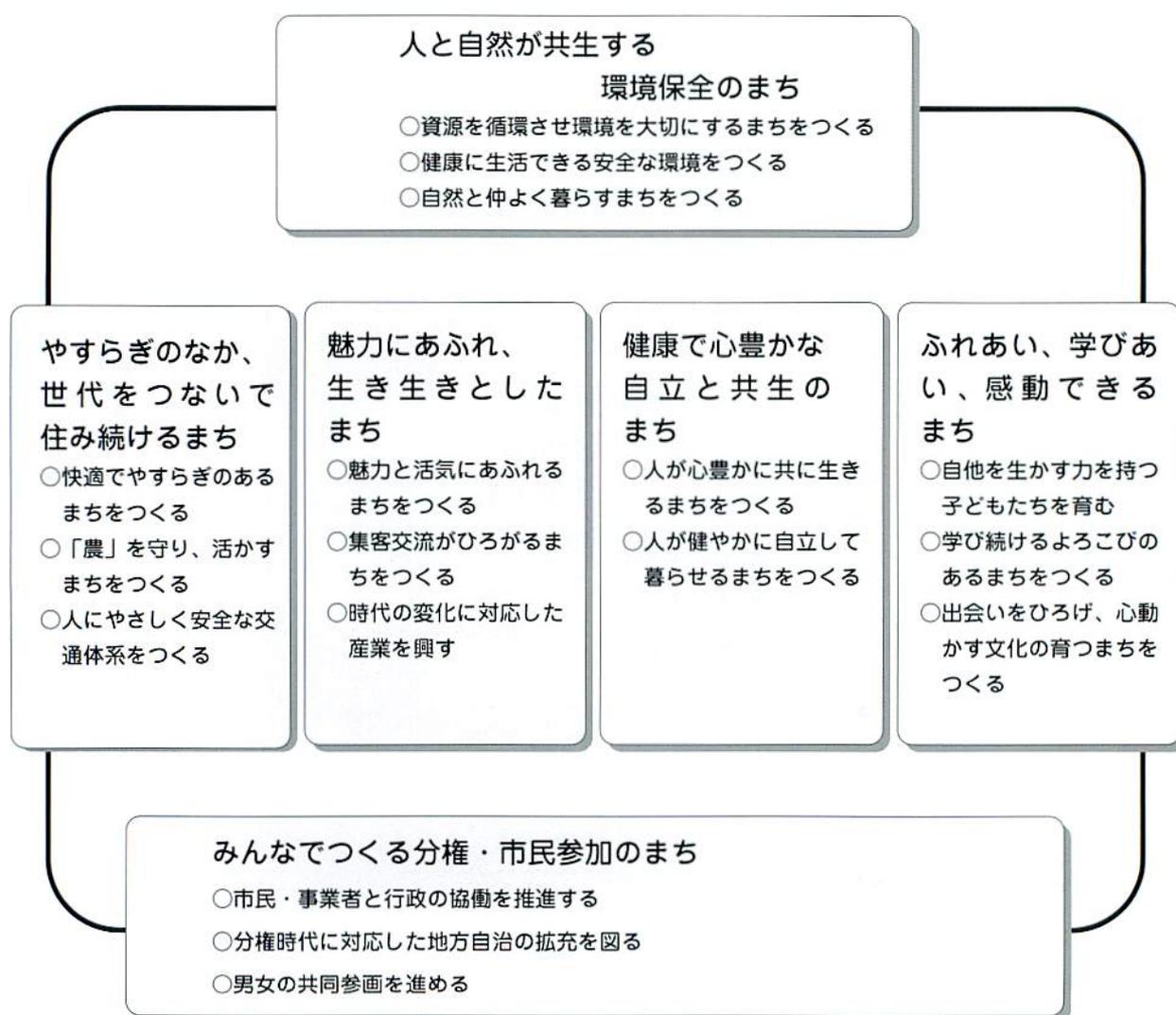
そこで基本構想では、私たちがめざす「まちの姿」を「出会い・学びあい・支えあい、生きる喜びを創るまち、枚方」と定めています。



## 3. まちづくりの基本目標と取り組みの基本方向

基本計画は、基本構想で定めた以下の「まちづくりの基本目標」と「取り組みの基本方向」に基づいて、施策を体系化します。

## 【まちづくりの基本目標と取り組みの基本方向】



## 第2節 基本計画策定の視点

基本計画では、次の4つの視点を重視しました。

### 1. 市民・事業者・行政による協働

---

地方分権一括法の制定により、多くのまちづくりにかかわる問題が私たちの自己決定に委ねられることになりました。この場合の自己決定の主体は、国から権限を委譲された地方の行政ではなく私たち自身であり、従来のような、まちづくりのすべてを行政が担うといった意識から脱却し、市民・事業者・行政の三者がそれぞれの役割と責任を担いつつ、協働してまちづくりを進めていかなければなりません。

### 2. 達成状況を明確にするための指標設定

---

市民・事業者・行政の協働によるまちづくりを効果的に進めていくためには、それが「何のために行われるのか」という実現すべき目標を設定し、その効果を測る基準を明確にすることが必要です。

また、可能な限り量的に評価可能で、具体的なわかりやすい指標を設定することにより、市民・事業者のまちづくりへの主体的な参加を促し、それぞれの主体的な取り組みを一層効果的なものにする期待されます。

そこで、本基本計画においては、まちづくりにかかわる政策・施策についての重点的な指標とその考え方を例示します。指標の整備、現況・達成度の調査、具体的な目標数値の設定、政策評価・施策評価手法の確立等については、市民参加による検討組織等を設置し、速やかに具体化を図ることが必要です。

### 3. 行政評価システムとの連携

---

従来の行政運営には、施策の計画や実施のプロセスがあっても、施策の効果や政策目的の達成度合を評価するプロセスが制度として明確に確立できていませんでした。

しかし、従来のような右肩上がりの税収等を期待できない今日の社会経済状況を踏まえれば、今後、評価のプロセスを行政運営の管理サイクルに組み込むことなく公共サービスを実施していくことは難しく、行政評価システムを構築することが不可欠となっています。

そこで、基本計画の実効性を高め、健全な財政状況を維持しながら効果的な施策展開を行うために、基本計画の進行管理において行政評価システムとの連携を図る必要があります。

#### 4. 施策の総合的・一体的な推進

---

私たちがめざすまちの姿である「出会い・学びあい・支えあい、生きる喜びを創るまち、枚方」を実現するためには、6つの基本目標に基づく関連施策間の連携に留意して総合的、一体的な取り組みを進め、より効果的なまちづくりを追求することが重要です。同時に、施策展開において必要な中核的機能整備と、よりきめ細かく施策効果を発揮させる機能整備の整合性を確保することが重要となります。



HIRAKATA CITY

**第 2 編**

部 門 別 計 画





## 第2編 部門別計画

### 第1章 人と自然が共生する環境保全のまち

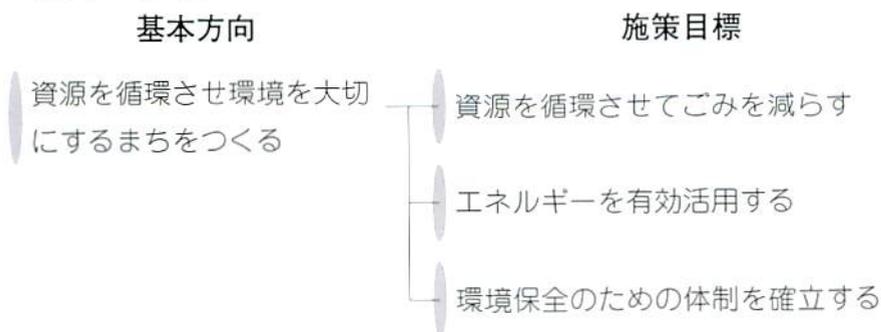
基本目標	基本方向	関連計画
人と自然が共生する 環境保全のまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源を循環させ環境を大切に にするまちをつくる</li> <li>健康に生活できる安全な環 境をつくる</li> <li>自然と仲よく暮らすまちを つくる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・枚方市都市計画マスタープ ラン</li> <li>・枚方市環境基本計画</li> <li>・枚方市緑の基本計画</li> <li>・枚方市都市景観基本計画</li> <li>・資源循環型社会構築のため の枚方市一般廃棄物及び 適正処理基本計画</li> <li>・下水道整備5箇年計画</li> </ul>

#### 第1節 資源を循環させ環境を大切ににするまちをつくる

##### 《基本方向》

市民・事業者・行政のそれぞれが、資源の大切さを認識し、ごみの発生抑制や再利用・再生利用（リデュース・リユース・リサイクル）に積極的に取り組み、協力して、エネルギーを有効に活用できる資源を循環させ環境を大切ににするまちをつくります。

##### 《施策の体系》



## 1. 資源を循環させてごみを減らす

### (今、求められていること)

大量生産・大量消費を基調とする経済活動や生活様式が定着した現在、廃棄物は大量に発生しますが、一方で廃棄物の処理は益々困難になっています。

同時に、快適性や利便性を追求する生活様式は、地球規模で進行する環境汚染と密接に関連しています。

このような問題を解決するためには、従来のように排出された廃棄物の処理を行うだけでなく、廃棄物の発生をできる限り抑制するとともに、廃棄物を資源として循環させる社会システムの構築に取り組むことが求められています。

### (取り組みの方向)

ごみの発生抑制を徹底するとともに、再使用・再生利用など多様な資源循環の輪を広げます。

- (1) ごみの発生抑制(リデュース)、資源の再使用・再生利用(リユース・リサイクル)を進める
- (2) 焼却ごみの半減化をめざす

## 2. エネルギーを有効活用する

### (今、求められていること)

経済活動や市民活動のあらゆる局面がエネルギーに関係しており、供給から消費の段階で各種の環境負荷が発生しています。特に温室効果ガスの大部分は日常生活や事業活動のエネルギー使用に伴い排出されます。

この温室効果ガスの排出抑制のため平成10年(1998年)10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)」が施行され、国民、事業者、国、地方公共団体などすべての者の自主的、積極的な取り組みが求められています。また、「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」が平成11年(1999年)4月から改正施行され、工場、建築物、個々の機器での省エネの強化や、エネルギーを使用するすべての者に対する合理的な使用が求められています。

環境負荷を低減し、持続的発展可能な社会を形成するためには、環境負荷の少ないエネルギー供給構造の形成やエネルギー消費の効率を向上させる取り組みが必要です。

### (取り組みの方向)

持続的発展が可能な社会をめざし、エネルギーの有効利用やクリーンエネルギー<sup>\*</sup>の導入を進めます。

- (1) エネルギーの節約、効率的利用を進める
- (2) クリーンエネルギーの導入を推進する

### 3. 環境保全のための体制を確立する

#### (今、求められていること)

今日の環境問題は、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の問題からごみ問題や自動車による大気汚染などの身近な地域の問題にまで広がり、それぞれの問題では複数の原因が輻輳し、さらに、加害者と被害者が地球規模で複雑に絡み合い、解決を一層困難にしています。

市民・事業者・行政が各々に取り組むことでは限界があり、それぞれの協働のもと総合的な視点で取り組んでいく必要があります。

また、さまざまな取り組みを進めるうえで、環境問題と自分たちの生活の関わりについて知ることが大切で、そのため環境学習・教育を進めていく必要があります。

さらに、地球環境の保全に貢献する新たな環境関連産業の育成も求められています。

#### (取り組みの方向)

市民・事業者・行政のそれぞれの責任と役割を明確にしながら、環境パートナーシップの推進や環境団体との連携、環境教育の充実等を進めるなど、環境保全のための体制を確立します。

特に行政は、ISO14001（環境マネジメントシステム）に取り組むなど、すべての活動に長期的かつ総合的な視点で環境視点を取り入れ、かつ、率先的に環境に配慮した行動を行います。

また、地球環境の保全に貢献する新たな環境関連産業を育成します。

- (1) すべての行政活動に環境視点を反映させる
- (2) 環境保全のための意識を高め、行動を強める
- (3) 新たな環境関連産業を育成する



## 第2節 健康に生活できる安全な環境をつくる

### 《基本方向》

大気や水、土壌や地盤の保全を図るとともに、静けさの確保、有害化学物質対策の推進に努め、すべての人々が健康で安全な生活を営むことができる良好な環境を確保し、将来の世代に引き継ぐことのできるまちをつくります。

### 《施策の体系》



### 1. 澄んだ大気や清らかな水を確保する

#### （今、求められていること）

本市でも、工場・事業所等に対する各種公害規制に取り組み、産業公害については一般的に改善されてきましたが、自動車の排気ガスによる大気汚染や交通騒音、生活排水による河川水質汚濁などの都市・生活型公害はいまだに存在しています。きれいな空気や安心して飲むことのできるおいしい水を確保することは、私たちが安全で快適な生活を営むうえで非常に重要です。

また、近年、ごみの焼却処理に伴うダイオキシン類等有害化学物質の発生が重要な問題となっており、環境負荷の少ないごみ焼却施設が求められています。

#### （取り組みの方向）

市民が健康で安全で快適な生活が営めるように、大気や水質の環境改善やごみ焼却処理の環境負荷を軽減する取り組みを進めるなど、澄んだ空気や清らかな水を確保します。

- (1) 大気汚染や有害化学物質等による汚染の未然防止
- (2) 環境負荷の少ないごみ処理システムを整備する
- (3) 河川等の水質を改善する
- (4) 安全でおいしい水を供給する

## 2. 土壌の安全性や、静けさを確保する

### (今、求められていること)

土壌は、人をはじめ生物生存の基盤として、また、物質の循環や生態系の維持などの重要な役割を担っています。農産物等の生産機能、水質浄化・地下水形成機能、多様な生態系の維持機能等、人の生活に密接に関係する土壌を保全することが求められています。

市街地の土壌汚染については、局所的な汚染が多く、顕在化することが少なかったのですが、近年、土地所有者による調査などによって判明する事例があり、調査や対策が必要です。

地盤沈下については、沈静化傾向にありますが、都市化の進展により地下水かん養機能が低下しています。地盤沈下はいったん発生するとその回復が困難であるため、現状の地盤環境の維持に努める必要があります。

また、騒音は日常生活に関係の深い公害問題であり苦情も多く、また、その発生源は多種多様ですが、工場、土木建築作業や近隣騒音の占める割合が大きくなっています。振動についても騒音に比べて苦情の件数は少ないものの、日常生活に関係の深い問題であり、的確な対応が求められています。

### (取り組みの方向)

土壌汚染の未然防止と回復を図り、また、地盤沈下を防止するための取り組みに努めます。騒音・振動の実態に的確に対応し、生活環境の保全を図るための取り組みを進めます。

- (1) 土壌や地盤を保全する
- (2) 騒音や振動を防止する

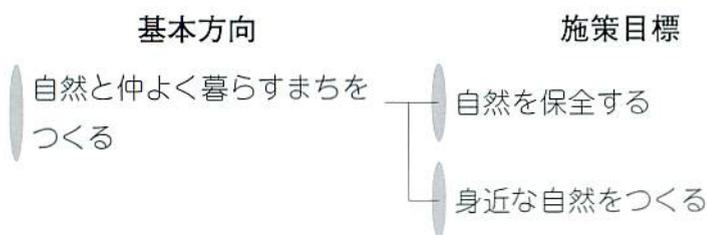


### 第3節 自然と仲よく暮らすまちをつくる

#### 《基本方向》

豊かな生態系を育む河川、里山など、現在残っている自然を保全するだけでなく、それをつないだ動植物の生息空間の創出を行い、人と自然がふれあって暮らせるまちをつくります。

#### 《施策の体系》



#### 1. 自然を保全する

##### （今、求められていること）

本市は生駒山地と淀川の上に位置し、大都市近郊でありながら山間地から低地まで、多様な自然を有しています。近年、本市においても急激な開発により自然が減少している状況にあります。私たちには先人から受け継いだ自然を、より良好な状態に保ち、次世代に引き継ぐ責務があります。

また、これらの自然は、快適で魅力ある都市づくりのための重要な要素であり、その積極的な保全を進めていく必要があります。

##### （取り組みの方向）

豊かな生態系を育む河川、里山など、現在、残っている自然を保全し、次世代に引き継ぎます。

- (1) 里山など残された自然を保全する
- (2) 豊かな水辺空間をつくる

## 2. 身近な自然をつくる

### (今、求められていること)

身近な自然は、私たちが快適な生活を送るうえで重要な要素であり、それらは「オープン空間（安心空間・防災空間）」「景観要素」「生物の生息空間」「地域らしさの演出（風景）」「環境保全」「学習・レクリエーション」といった多様な機能を持ち、私たちの生活にやすらぎと潤いを与えてくれます。

そのため、市民が気軽に自然とふれあい、親しめる場を創出していく必要があります。

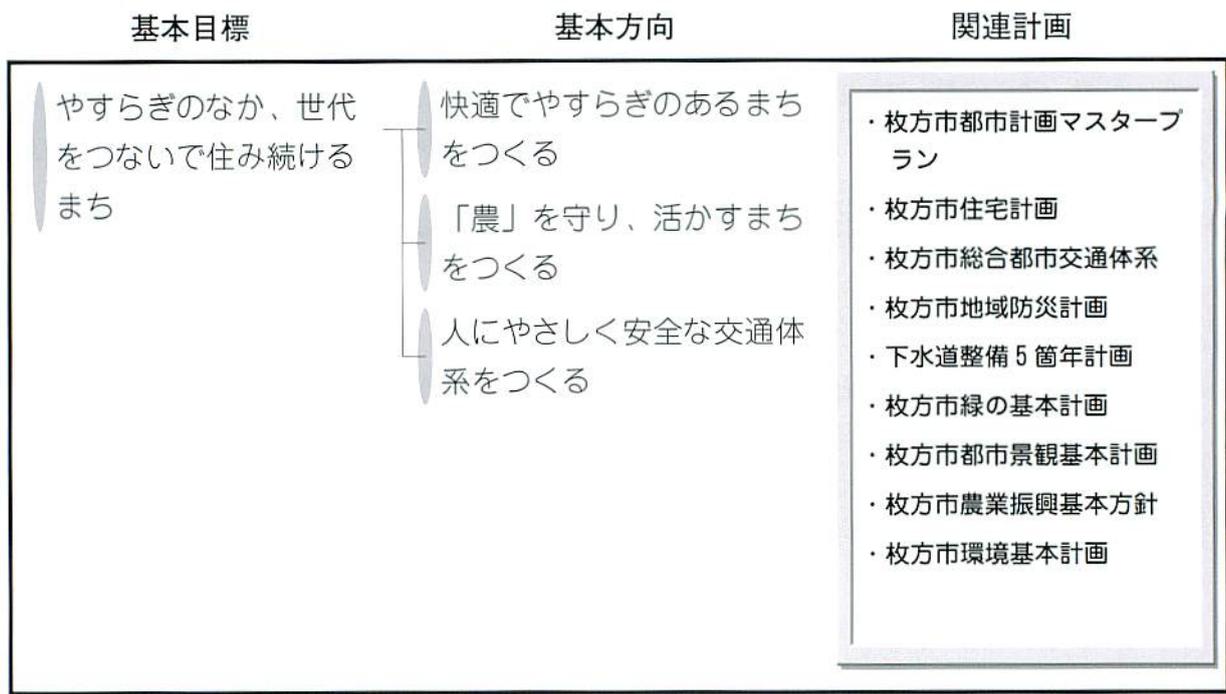
### (取り組みの方向)

身近な自然を創出するとともに、それらをつないだ動植物の生息空間の創出を行い、人と自然がふれあって暮らせるまちをめざします。

- (1) 緑地や公園など身近に親しめる自然をつくる
- (2) 自然空間のネットワーク化を図る



## 第2章 やすらぎのなか、世代をつないで住み続けるまち

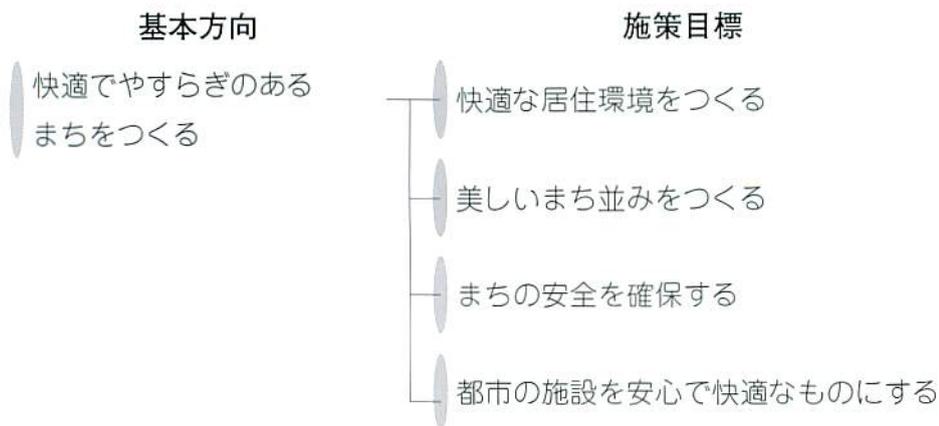


### 第1節 快適でやすらぎのあるまちをつくる

#### 《基本方向》

災害に強く、ゆとりのある住環境の形成を図るとともに、誰もが安心して生活できる、人にやさしい快適でやすらぎのあるまちをつくります。

#### 《施策の体系》



## 1. 快適な居住環境をつくる

### (今、求められていること)

市民は、環境や景観、安全など、身近な居住環境が整備されたまちに魅力を感じています。今後、人口が減少していくなか、都市間競争の激化も予想され、快適な居住環境を整備し、都市の魅力を高めることがまちづくりを考えるうえで大変重要となります。

一方、本市は、過去、急激な人口増加に伴う行政需要への対処に追われた結果、道路や下水道などの都市基盤整備にかかる課題が積み残されています。

また、宅地開発の動向からみても、大規模で良好な市街地開発が減少し、小規模分散型開発が増加しており、新たな無秩序な宅地開発が懸念されます。

このような課題に対応し、市民が定住したいと感じる快適な居住環境を整備することが重要です。

### (取り組みの方向)

良質でゆとりある住宅地を形成し、道路、下水道などの生活を支える都市基盤を整備し、快適な居住環境をつくります。

- (1) ゆとりある住宅地を維持・形成する
- (2) 良質な住宅を確保し、居住水準の向上を図る
- (3) 快適な生活を支える都市基盤を整備する

## 2. 美しいまち並みをつくる

### (今、求められていること)

市民は、まちづくりにおいて住環境のゆとりや落ち着き、自然の豊かさを求めるようになっていきます。そうしたニーズに応えるためには、景観面に配慮したまちづくり、個性と魅力あるまち並みをつくることが重要です。

また、美しいまち並みをつくるには、市民・事業者が不法な広告物の掲出をなくし、ごみの不法投棄やポイ捨てをしないと行った行動が求められます。

### (取り組みの方向)

住環境のゆとりや落ち着きを感じることできる、個性と魅力あるまち並みを形成するとともに、市民モラルを向上させてポイ捨てごみなどのない美しいまち並みをつくります。

- (1) 良好なまち並みを保全・形成する
- (2) ポイ捨てごみなどのない、きれいなまちにする

### 3. まちの安全を確保する

#### (今、求められていること)

安全で安心な生活を営めるまちをつくることは、まちづくりにとって非常に重要な課題です。

地震・風水害・火災等の災害による被害を最小限に抑えるため、建物の安全性の確保や災害の未然防止策を講じるなど、災害に強いまちづくりが求められています。

また、最近、さまざまな局面で社会不安が増す傾向にあり、地域の防犯力・防災力を高め、不安を解消することが快適でやすらぎのあるまちづくりにつながります。

また、大規模災害に備えて河川の改修や救援・救護体制を構築することや、あるいは病原性大腸菌O157のような感染症に備えるなどの危機管理が重要です。

#### (取り組みの方向)

市民が安全で安心な生活を営める防犯性・防災性の高いまちづくりを進めるとともに、災害時に被害を最小限にするシステムや体制づくりを進め、まちの安全を確保します。

- (1) 建築物の安全性を確保する
- (2) 火災・危険物事故等の被害を防ぐ
- (3) 大規模災害や感染症などへの備えを強める
- (4) 犯罪を防止する

### 4. 都市の施設を安心して快適なものにする

#### (今、求められていること)

大阪府では「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、不特定かつ多数の人が利用する建築物、道路、公園、駐車場などの施設を対象として、すべての人が安全利用できるように整備が進められています。

本市においても、高齢者も若者も、障害のある人もない人も、すべての人が安全で快適に過ごせるように、まちのバリアフリー化を推進するとともに、その発展として、すべての人にとって安全で快適なまちとするユニバーサル・デザインによるまちづくりを進める必要があります。

また、高齢社会が進行することに伴い、亡くられる方も増加するため、心やすらかに人を弔うことができるための基盤である火葬場を整備することが望まれています。

### (取り組みの方向)

障害のある人もない人も、市民社会の一員として、あらゆる社会生活に参加し、生き生きと活動できるノーマライゼーション社会の実現をめざして、まちのバリアフリー化を推進するとともに、その発展として、すべての人にとって安全で快適なまちとするユニバーサルデザインによるまちづくりをめざします。

また、心やすらかに人を弔うことができる基盤である周辺環境と調和した火葬場を整備します。

- (1) ユニバーサルデザインを推進する
- (2) 心やすらかに人を弔う基盤を整備する



## 第2節 「農」を守り、活かすまちをつくる

### 《基本方向》

安心で安全、新鮮な農産物の供給源として、また都市環境の観点から、農地を保全するとともに、市民と「農」の交流の推進により、「農」を守り、活かすまちをつくりま

### 《施策の体系》



### 1. 「農」を守る

#### （今、求められていること）

本市にはいまだ多くの農地が存在していますが、市街化の進展に伴い、農業の従事者や耕作面積、生産額は減少し続けています。

都市における農地は、新鮮な農産物の供給源としての機能にとどまらず、貯水・保水などの国土保全、地下水のかん養、自然環境の維持（水質浄化、大気浄化、生物の保護、景観の維持）、防災等の多様な機能を有しており、その保全と活用が求められています。

また、農業の従事者が減少していくなかで、「農」を守るための新たな担い手を確保することが重要です。

#### （取り組みの方向）

農地が持つ多様な機能を活かす「農」を振興するため、都市の貴重な自然空間である農地の保全を図り、新たな担い手を確保します。

- (1) 貴重な自然空間である農地の保全を図る
- (2) 「農」の担い手を確保する

### 2. 「農」を活かす

#### （今、求められていること）

市内に存在する農地は、市民に新鮮で安全な地元農業生産物を供給することができます。このことが、市民のふるさと意識の醸成にもつながります。

また、農地は、市民が土や生き物とふれあえる貴重な空間です。子どもから大人まで広い世代が「農」を体験することにより、「農」や環境について学習し、また、心身の健康づくり効果も期待できるため、身近な「農」を活用した取り組みが求められています。

(取り組みの方向)

農業生産物の地域内消費を進めるとともに、市民と「農」の交流を推進し、まちづくりに活かします。

- (1) 安全な地元農業生産物の地域内消費を進める
- (2) 市民と「農」のふれあいを促進する

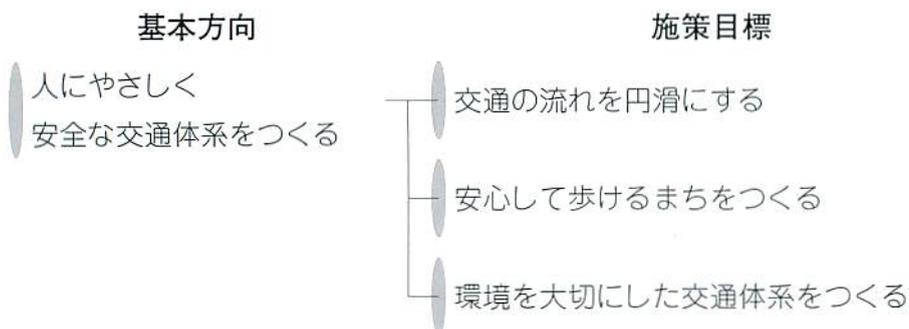


### 第3節 人にやさしく安全な交通体系をつくる

#### 《基本方向》

都市活動の基盤としての道路整備を促進するとともに、福祉的側面や環境面にも配慮した、人にやさしく安全な交通体系をつくります。

#### 《施策の体系》



#### 1. 交通の流れを円滑にする

##### （今、求められていること）

本市では、市内幹線道路が慢性的に混雑しています。そこで、交通渋滞を解消するため、円滑な道路ネットワークの形成や交通需要のマネジメント、市域内移動の円滑化が求められています。

##### （取り組みの方向）

交通渋滞を解消し、円滑な道路ネットワークが形成されるように市内の道路網の整備を進めます。

また、交通混雑や交通渋滞解消に向けて、<sup>\*</sup>交通需要マネジメントを進めます。

- (1) 市内の道路網を整備する
- (2) 交通需要マネジメントにより交通渋滞を減らす

#### 2. 安心して歩けるまちをつくる

##### （今、求められていること）

都市は人が生活する場であるという視点の重要性を再度確認し、障害者や高齢者をはじめすべての人が安全で快適に歩き、移動できる交通環境を整備する必要があります。特に、今後、高齢化が急速に進行するなかで、取り組みの強化が求められています。

##### （取り組みの方向）

すべての人が安全で快適に歩き、移動できる交通環境の整備を進めます。

- (1) 交通事故を減らす
- (2) すべての人に安全で快適な歩行空間を確保する

### 3. 環境を大切にした交通体系をつくる

#### (今、求められていること)

本市の公共交通は、京阪電鉄本線、京阪電鉄交野線、JR片町線（学研都市線）及び、京阪バス・京阪宇治交通がその役割を担っています。

今後、高齢社会の進行、またエネルギーの有効活用や環境保全の観点からも、マイカーに頼らずに市内を移動できる公共交通等の果たす役割が一層重要となります。

しかし、一方で交通渋滞によるバスの定時性阻害やバス運行空白地域の存在などの問題も抱えています。今後、これらの解消と、市民生活の質を向上させるため公共交通の利便性・快適性を向上させるとともに、<sup>\*</sup>コミュニティバスシステムや<sup>\*</sup>LRT（次世代路面電車）など、便利で環境と人を大切にした新たな時代の交通体系を構想する必要があります。

なお、環境に負荷をかけないという視点から、市内を徒歩や自転車により容易に移動できる施策も必要です。

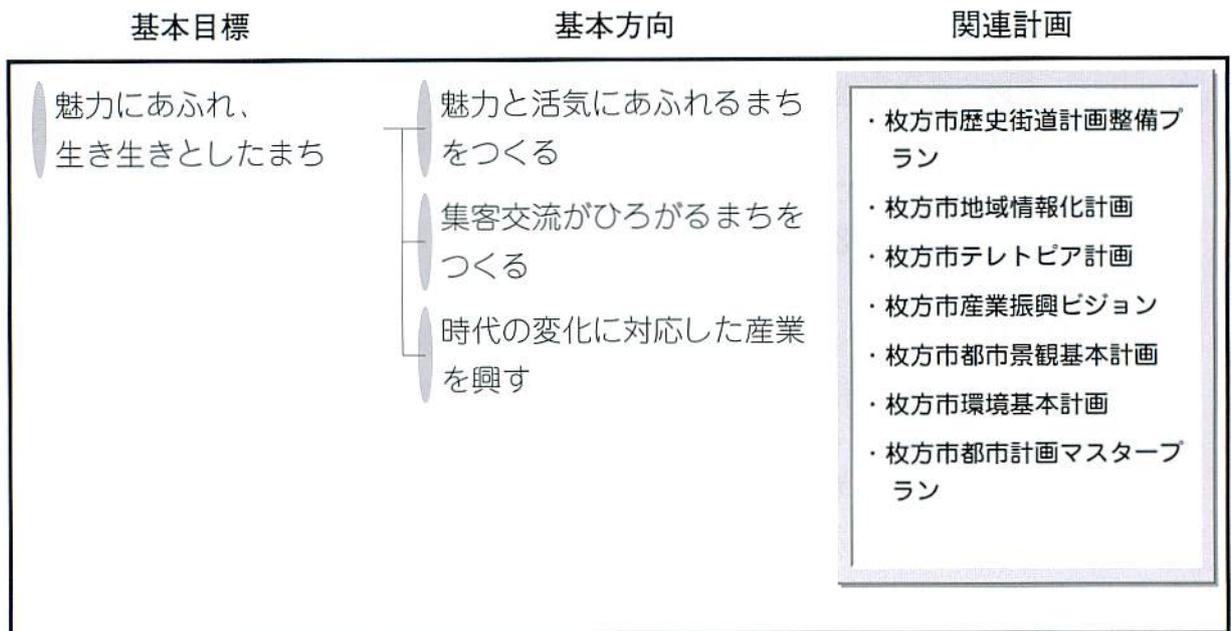
#### (取り組みの方向)

バスや鉄道等の公共交通の効率性、利便性、快適性を高め、魅力ある公共交通を整備するとともに、自転車の利用を促進するなど、マイカーから他の交通手段への転換を進めます。また、コミュニティバスシステムやLRT（次世代路面電車）、<sup>\*</sup>スペシャルトランスポート（高齢者・障害者のための地域循環バスや小型バスによる予約型サービス）など、便利で環境と人を大切にした新たな時代の交通体系を市民・事業者とともに構想します。

- (1) マイカーから公共交通への転換を進める
- (2) 自転車の利用を促進する
- (3) 新たな時代の交通体系を構想する



## 第3章 魅力にあふれ、生き生きとしたまち

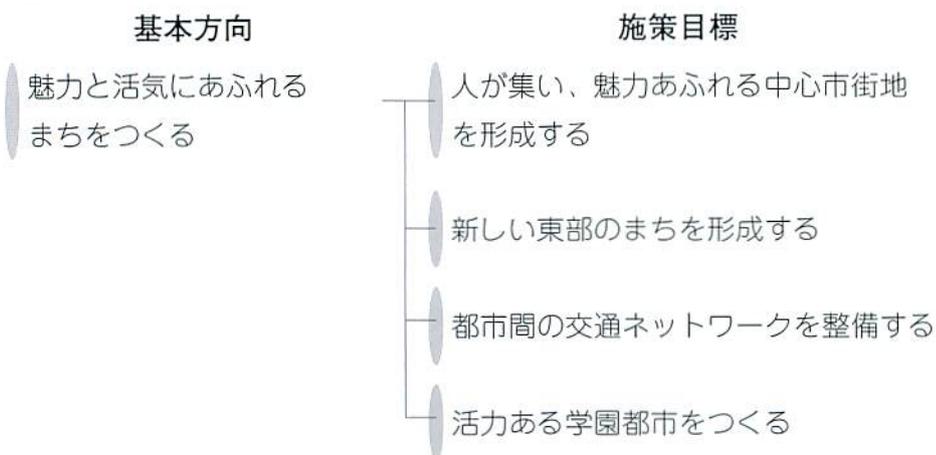


### 第1節 魅力と活気にあふれるまちをつくる

#### 《基本方向》

市内の自然環境・交通環境等の特性を活用し、本市の中心市街地である枚方市駅周辺地域や東部地域が枚方の「顔」となるような特色あるまちづくりを進めるとともに、広域幹線道路等都市間の交通ネットワークを整備します。また、市内にある大学の機能や学生の活力を生かした学園都市をめざすなど、魅力と活気にあふれるまちづくりを進めます。

#### 《施策の体系》



## 1. 人が集い、魅力あふれる中心市街地を形成する

### (今、求められていること)

魅力にあふれ、生き生きとしたまちであるためには、自然環境、交通環境、居住環境など安全で快適な生活を送るうえでの根幹となるもののほかに、まちに魅力や活気が必要です。

特に都市の拠点、「顔」である中心市街地を活性化するためには、個性的な食・遊機能を伴った商業空間や文化機能等の複合的機能を備え、数多くの人々が集う、魅力あふれるまちづくりが重要となってきます。

### (取り組みの方向)

都市の拠点、「顔」である枚方市駅周辺地域において、広域的な都市拠点であり、かつ集客交流拠点としての機能を有する中心市街地をつくります。

- (1) 広域的な都市機能を持つ中心市街地をつくる
- (2) 魅力ある集客交流拠点を整備する

## 2. 新しい東部のまちを形成する

### (今、求められていること)

関西文化学術研究都市の文化学術研究地区として位置づけられた氷室・津田地区では、先端的な研究・教育施設をはじめとする文化学術研究施設、研究開発型産業施設等の整備や住宅施設の計画が進められています。

この氷室・津田地区を中心とした東部地域では、人びとが住み・創造し・憩える21世紀の新しいまちとして、また、自然が豊富に残っているという地域特性を生かした緑あふれるまちとして、枚方の新たな「顔」となる特色のあるまちづくりが求められています。

### (取り組みの方向)

東部地域において、枚方の新たな「顔」となり、自然環境と調和したアメニティ豊かで、研究環境が整ったまちづくりを進めます。

- (1) 学術研究機関の集積を進める
- (2) 里山を保全し、緑あふれるまちづくりを進める
- (3) 自然環境を活用した交流拠点を整備する

### 3. 都市間の交通ネットワークを整備する

#### (今、求められていること)

第二名神自動車道や第二京阪道路といった国土幹線道路や広域幹線道路は、都市間をつなぐ交通ネットワークとして都市間交流を活発にし、市に新たな活力を生み出すとともに、市民生活圏の拡大につながるものであり、沿道環境対策を行いながら整備を促進することが求められています。

#### (取り組みの方向)

第二名神自動車道や第二京阪道路といった広域幹線道路等の整備を促進し、都市間の交通ネットワークの構築を進めます。

- (1) 広域幹線道路網の整備を促進する
- (2) 広域幹線道路を活用した都市間バス路線を充実する

### 4. 活力ある学園都市をつくる

#### (今、求められていること)

現在、本市にはそれぞれ特徴のある6大学が立地しています。これらの大学の存在は、枚方の個性であると同時に、「地域の文化環境の向上」、「若者・大学関係者による人口増加」、「生涯学習体制の整備」等の効果が高く、これら大学の持つ地域効果や学生の活力を生かしたまちづくりの展開が求められています。

特に、学園都市として産・学と行政の連携によって地域活力を生み出すことや、大学の若者の活力を地域のまちづくりに生かすことが求められています。

#### (取り組みの方向)

市内にある大学の機能を生かした産・学と行政の連携によるまちづくりや、若者の活力を生かした活気あふれるまちづくりを展開します。

- (1) 産・学と行政の連携を強め、地域の活力をつくる
- (2) 若者の活力をまちづくりに生かす

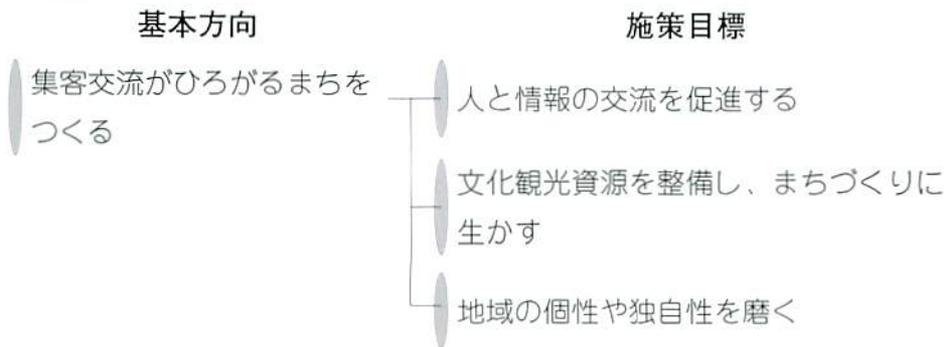


## 第2節 集客交流がひろがるまちをつくる

### 《基本方向》

歴史、文化、自然、アメニティ・商業施設などあらゆる観光資源を活用した個性あるまちづくりを行い、枚方らしさやふるさと意識の醸成を図るとともに、イベントの開催や情報の発信を通じて市民同士、市民と来街者との交流促進をめざします。

### 《施策の体系》



### 1. 人と情報の交流を促進する

#### （今、求められていること）

本市は、国内では北海道別海町・高知県中村市・香川県塩江町・沖縄県名護市の4都市、海外では中華人民共和国の上海市長寧区・オーストラリアのローガン市の2都市との間で友好都市提携を結び、文化やスポーツ、青少年の相互交流を実施しています。

今後、本市の市民文化をはじめとしたさまざまな情報発信機能を強化し、友好都市のみならず周辺都市を含めた地域内外の交流を促進することが求められています。

#### （取り組みの方向）

市民が主人公の交流を深めるとともに、イベントの開催や情報の発信による地域内外の交流促進をめざします。

- (1) 地域内外の交流を促進する
- (2) 情報発信機能を強化する

## 2. 文化観光資源を整備し、まちづくりに生かす

### (今、求められていること)

本市では、歴史テーマとして「くらわんか舟と枚方宿のまち」を設定し、これに基づく地域づくり・まちづくりの展開として、歴史街道モデル事業や市内歴史文化資源を活用した観光ルートの整備等による歴史を活用したまちづくりの取り組みが行われています。

また、現在、国において市内西部を流れる淀川を利用した水上交通の基盤づくりが進められていることから、これらの施設を観光面で積極的に活用していく必要があります。

一方、本市には河内そうめんや酒造業といった伝統産業がありますが、近年、その操業環境は悪化しており、これら伝統産業を後世に伝えることが求められています。

### (取り組みの方向)

歴史街道モデル事業等の取り組みを進めるなど、歴史文化資源、伝統産業等を生かしたまちづくりを進めます。

- (1) 歴史資源などを活用し、集客機能を高める
- (2) 伝統産業の育成・活用を進める

## 3. 地域の個性や独自性を磨く

### (今、求められていること)

本市には、数多くの歴史文化資源が市内に残っています。また、近世以前のものだけでなく、香里団地など独自の市民文化の基礎となった現代のものにも、歴史文化資源と捉えるべき数多くのものがあります。それらは、それぞれの地域に住む人々に、自らの地域に対する誇りや愛着をもたらし、地域への誇りや愛着は、全市的なまちづくりへの参加やまちの活気につながるものです。しかし、都市化・近代化が進むなかで、消えていくものが増えているのが現状です。

そこで、市内の各地域において、それぞれの歴史文化資源や特性を大切にした個性ある地域づくりを進めるとともに、ふるさと意識を醸成し、まちと人のつながりだけでなく、人と人のつながりを豊かなものにする必要があります。

### (取り組みの方向)

地域の歴史や個性・独自性を生かしたまちづくりを進めるとともに、「ふるさと意識」の醸成を図ります。

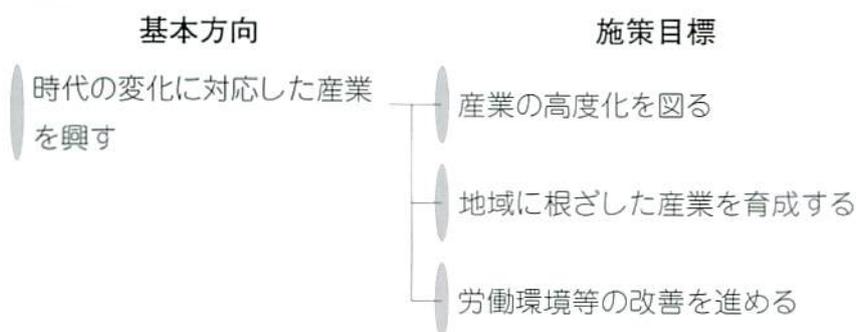
- (1) 歴史を大切にしたまち並みの整備など個性ある地域づくりを進める
- (2) ふるさと意識の醸成を図る

### 第3節 時代の変化に対応した産業を興す

#### 《基本方向》

既存産業の高度化・サービス化を含めて新時代の産業形成を図るとともに、企業とそこに働く人々が生き生きとし、地域との連携を深めながら発展していくまちづくりをめざします。

#### 《施策の体系》



#### 1. 産業の高度化を図る

##### （今、求められていること）

雇用の受け皿となる産業は、まちの活性化に不可欠です。本市においては、工業団地が大きな役割を担ってきましたが、バブル経済崩壊以降の経済情勢の変化や、都市化の進展による工場周辺での市街地環境への配慮など、外的条件が厳しくなり、産業構造上、製造業が占める割合が低下してきました。

また、本市の工業を企業規模別にみると中小規模の事業所が多くなっています。これらの事業所は下請け企業としての性格を担っているものが多く、社会経済情勢の悪化に対してすぐに大きな影響を受けやすく、経営基盤の自立性に乏しい状況です。これらの企業の経営健全化、経営基盤の強化が求められています。

##### （取り組みの方向）

既存工業については周辺環境に配慮した操業環境の維持に努めるとともに、知識集約型・高付加価値型の企業創出に向けた産業の仕組みづくりやベンチャーの起業促進などを進め、産業の高度化を図ります。また、産業の高度化とあわせて経営基盤の強化を図ります。

- (1) 高付加価値型産業への転換を促進する
- (2) ベンチャーの起業を促進する
- (3) 経営基盤の強化を図る

## 2. 地域に根ざした産業を育成する

### (今、求められていること)

住民自らが地域活動に取り組み、コミュニティにある問題の解決や生活の質の向上を図りつつ、地域雇用を拡大するコミュニティビジネスが、地域を元気にし、新たな産業を創出するという視点で注目されています。福祉、環境、地域情報化など、地域に立脚する事業分野における産業を活性化させることを地域の重要な課題として位置づけることが重要です。

地域における商業環境については、零細な小売店は、景気の影響以外にも店舗としての魅力不足、後継者難といった問題を抱えており、沿道型等の新規大型小売店の比重が高まっています。しかし、高齢化が進展するなかで、身近な地域における商業集積等の生活基盤が必要であり、新たな取り組みが必要となっています。

また、既存工場等の操業基盤を整備することは、地域経済の安定につながるため、それらの取り組みを進めることが重要です。

### (取り組みの方向)

地域のなかに新しいコミュニティビジネスを起こし、地域の活性化を図るとともに商業環境や工場等の操業基盤を保全し、地域経済の安定化を図ります。

- (1) コミュニティビジネスなど地域立脚型産業の創出を促進し、地域雇用を拡大する
- (2) 地域に根ざした商業集積・商業活動を育む
- (3) 工場等の操業基盤を保全する

## 3. 労働環境等の改善を進める

### (今、求められていること)

景気の低迷、社会経済情勢の悪化により、就職難や失業者の増大など勤労者を取り巻く雇用環境は厳しい状況にあります。

また、国際的に見ても、長い労働時間が、ゆとりある暮らしや、男女共同参画社会の実現を阻害する要因になっています。同時に産業構造のサービス化、高度情報化の進展に伴い労働環境の変化が進んでいることや、労働に対する価値観の多様化に伴って個人の自己実現の欲求が高まっていることから、自己啓発のための環境整備も求められています。

### (取り組みの方向)

時代の変化、市民ニーズに合わせた労働環境等の改善を進めます。

- (1) 労働環境の改善を進める
- (2) 勤労者の福利厚生を充実する

## 第4章 健康で心豊かな自立と共生のまち

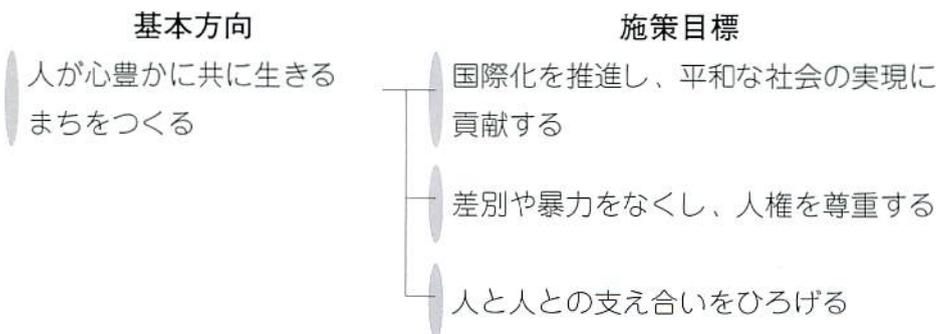
基本目標	基本方向	関連計画
<p>健康で心豊かな自立と共生のまち</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人が心豊かに共に生きるまちをつくる</li> <li>● 人が健やかに自立して暮らせるまちをつくる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権教育のための国連10年枚方市行動計画</li> <li>・ ひらかた高齢者保健福祉計画21</li> <li>・ 枚方市障害者基本計画</li> <li>・ 枚方市母子保健計画</li> <li>・ 枚方市男女共同参画計画</li> <li>・ 枚方市環境基本計画</li> </ul>

### 第1節 人が心豊かに共に生きるまちをつくる

#### 《基本方向》

国境を越えてさまざまな人が出会い、ふれあって理解を深め、差別や暴力がなく人権が尊重されるまちをつくとともに、地域コミュニティやボランティア・NPO活動を通じて人と人が支え合う共生社会の実現をめざします。

#### 《施策の体系》



## 《施策目標》

## 1. 国際化を推進し、平和な社会の実現に貢献する

## (今、求められていること)

人、モノ、カネ、情報が国境を越えて自由に、大規模に移動する国際化が進展し、世界が瞬時に影響し合う時代を迎えています。国際社会、地球社会といった概念が一般化しつつある状況にもかかわらず、未だに人類の生存を脅かす大量の核兵器が廃絶できないのは、極めて憂慮すべき事態です。

本市においては、昭和57年（1982年）に大阪府内で初めて非核平和都市宣言を行い、核兵器の廃絶を求める取り組みを進めてきましたが、引き続き核兵器の廃絶を希求するとともに、異なった生活や文化を互いに認め合う国際理解を促進するため国際的な交流機会を増やす必要があります。

また、国際的な視野を広げ、自分たちの考えを明確に伝え、行動していく能力を養っていけるように教育の国際化を促進すると同時に、外国人市民が地域社会の一員として暮らしやすいまちにする仕組みを整えることが必要です。

## (取り組みの方向)

国際化を推進し、平和な社会の実現に貢献するため、核兵器の廃絶を希求するとともに、異なった生活や文化を互いに認め合う国際理解を促進するため、国際的な交流機会を増やします。また、本市に在住する外国籍の人々が市民の一員として共存できる、暮らしやすいまちづくりを進めることが必要です。

- (1) 核兵器の廃絶と平和な社会の実現に取り組む
- (2) 交流機会を増やし、国際理解を深める
- (3) 外国人市民が地域社会の一員として暮らしやすいまちをつくる



## 2. 差別や暴力をなくし、人権を尊重する

### (今、求められていること)

国際連合は、真の世界平和と秩序のキーワードが「人権」とであると認識し、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間に、「人権教育のための国連10年行動計画」を展開しています。

我が国でも、今なお、部落差別をはじめ、障害者、在日外国人、女性等に対する種々の偏見や差別が根強く存在しており、最近では、児童虐待や近親者間での暴力(ドメスティック・バイオレンス)といった人権侵害事象の深刻さが指摘されています。また、今後、行政の情報公開を進めていくうえにおいては、個人情報保護の問題も同時に考えていかなければなりません。特に、パソコン通信やインターネットを利用した人権侵害も現れています。すべての人が人としての尊厳を重んじられ、人権が尊重される社会をつくるのが極めて重要です。

本市では平成5年(1993年)に人権尊重都市宣言を行い、また、平成11年(1999年)には「人権教育のための国連10年枚方市行動計画」を策定し、人権啓発活動を展開してきました。今後、一層の人権意識の高揚を図るとともに、子どもや女性などに対する暴力を防止し、被害者を支える仕組みをつくる必要があります。

### (取り組みの方向)

差別や暴力をなくし、人権を尊重する社会を築くため、人権意識の高揚を図るとともに、子どもや女性などに対する暴力を防止し、被害者を支える仕組みをつくります。

- (1) 人権を尊重し、出生・性別・身体状況などによる差別をしない人や仕組みをつくる
- (2) 子どもや女性などに対する暴力を防止し、被害者を支える
- (3) 個人情報保護の取り組みを進める

## 3. 人と人との支え合いをひろげる

### (今、求められていること)

都市化・核家族化の進行とともに、地域社会や家庭を取り巻く環境は大きく変化し、市民の地域社会に対する帰属意識は希薄なものとなってきました。しかし、少子・高齢化が進む中で、人が他者の支えを必要とすることは、今後、益々増えると思われます。

一方、行政サービスによる扶助は、財政的な理由により拡大に限界があり、また、人が地域の中で生きていくためには、これからは地域コミュニティにおける相互扶助(共助)が重要性を増すこととなります。そこで、地域自治組織やNPO・ボランティア活動を促進することが必要です。

### (取り組みの方向)

人と人との支え合いをひろげるため、地域自治組織やNPO・ボランティア活動による相互扶助を促進します。

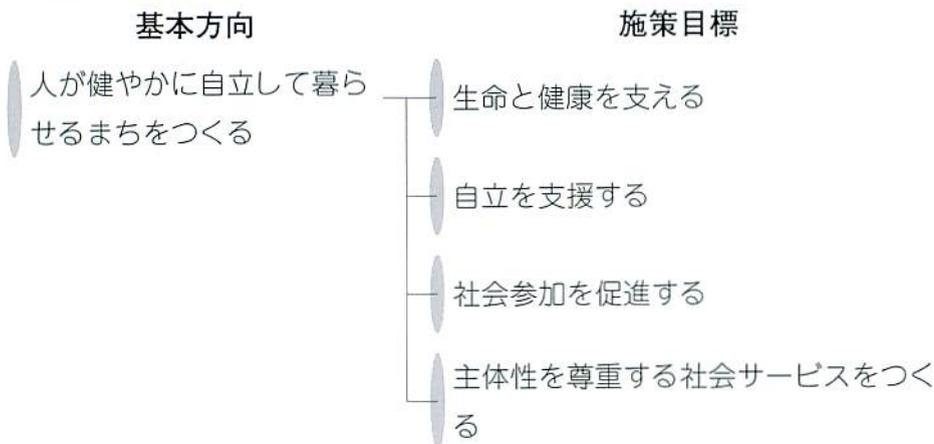
- (1) 地域コミュニティにおける相互扶助を促進する
- (2) NPOやボランティア活動による相互扶助を促進する

## 第2節 人が健やかに自立して暮らせるまちをつくる

### 《基本方向》

人が、良好な健康状態を保ち、自らの主体的な意思に基づいて、生き生きと活動し、社会に参加できるまちを実現するため、多様な社会的支援を整備します。

### 《施策の体系》



### 《施策目標》

#### 1. 生命と健康を支える

##### （今、求められていること）

私たちが生き生きとした社会生活を営んでいくためには、疾病などの予防・早期発見・治療、健康の保持・増進によって、心身の健康状態を良好に保つことが重要です。

本市においては、平成6年（1994年）に健康・福祉都市宣言を行い、市民が安心して健やかに暮らせるためのさまざまな施策を実施し、市民の健康意識の高揚と健康づくりの推進に努めてきました。

現在、高齢化率の上昇、疾病構造の変化、医療費総額抑制の必要性の高まりなどを背景として、医療保険制度が大きく転換しつつあります。高度救急医療や高度専門医療体制の整備をはじめ、かかりつけ医と地域の中核病院との連携を強化すること、及び治療から疾病の予防、健康の保持増進への転換などの取り組みを進める必要があります。

##### （取り組みの方向）

高度救急医療体制をはじめ、疾病の程度に応じた適切な医療が提供できるよう医療基盤の整備を促進するとともに、市民の生涯にわたる健康を増進します。

- (1) 適切な医療基盤の整備を促進する
- (2) 高度救急医療体制の整備を促進する
- (3) 市民の健康を増進する

## 2. 自立を支援する

### (今、求められていること)

人は、病気や加齢などさまざまな原因によって心身の機能が低下します。しかし、そのような状態になっても、個人としての日常生活における活動ができる限り制約されないうで生き生きとした生活を送ることができるよう、困難の程度に応じて、社会的に支えることが必要です。

本市では、平成8年（1996年）、障害のある人も、障害のない人もすべて同様にその尊厳と権利が尊重されなければならないという考えに基づいて「枚方市障害者基本計画」を策定し、ノーマライゼーションの理念に基づく社会を実現することを目指して取り組みを進めてきました。

また、平成12年（2000年）、利用者本位のサービス体制の確立とあわせて、個人の尊厳や選択の自由の尊重を基本理念とし、総合的かつ効率的にサービスを提供することにより高齢者の自立を支援するため、介護保険制度が開始されました。本市では、介護保険制度の導入を契機に総合的な高齢者保健福祉制度の確立に向けた施策を推進するため「ひらかた高齢者保健福祉計画21」を策定しました。

今後、高齢者や障害者、その他さまざまな支援が必要な人たちに対して、活動を支え、自立を支援することが求められています。

### (取り組みの方向)

高齢者や障害のある人、その他支援が必要な人たちの活動を支え、自立を支援します。

- (1) 高齢者の自立を支援する
- (2) 障害のある人の自立を支援する
- (3) 支援が必要な人たちの生活を支える

## 3. 社会参加を促進する

### (今、求められていること)

高齢化が進行するなか、社会の活力を維持し続けるためには、生涯を通して人が持つ能力を発揮して、生きがいをもって社会に参加できるようなまちづくりや体制づくりが必要です。

また、障害のある人もない人も、市民社会の一員として、あらゆる社会生活に参加し、生き生きと活動できるノーマライゼーション社会の実現をめざさなければなりません。

さらに、固定的な男女の役割分担意識にとらわれるのではなく、社会のあらゆる場面に男女が共に参加し、役割を果たす社会をつくる必要があります。

このように、誰もが社会に参加することを可能とするために、社会のなかにある阻害要因を減らし、参加を促進する取り組みを進める必要があります。

(取り組みの方向)

高齢者や障害者が自らの意思に基づいて行う社会参加を促進します。

また、男女が固定的役割分担意識にとらわれず、社会のあらゆる場面に参加することができるための基盤整備を促進します。

- (1) 高齢者の社会参加を促進する
- (2) 障害のある人の社会参加を促進する
- (3) 男女の共同した社会参加を促進する

#### 4. 主体性を尊重する社会サービスをつくる

(今、求められていること)

人が、自らの主体的な意思に基づいて、良好な健康状態を保ち、生き生きと活動し、社会に参加することを支える多様な社会的支援については、個々人の主体的な選択や尊厳が確保されなければなりません。

そのために、保健・医療・福祉などのサービスの情報を的確に提供し、市民がさまざまな問題について気軽に相談できるような体制づくりが求められています。

また、本市では、平成12年（2000年）、福祉保健サービスに対する不満や苦情を受けとめ、公正・中立な立場で調査し、解決を図る第三者機関である「福祉オンブズパーソン制度」を確立しました。引き続き、このような社会サービスの利用者の権利を守る仕組みを充実する必要があります。

(取り組みの方向)

市民がさまざまな社会サービスを主体的に利用できるよう情報提供体制を整備するとともに、相談機能の充実を図ります。また、苦情を受けとめ、利用者の権利を守る仕組みを整備します。

- (1) 相談支援の体制を充実し、選択に必要な情報を提供する
- (2) 苦情を受けとめ、権利を守る仕組みをつくる



## 第5章 ふれあい、学びあい、感動できるまち

基本目標	基本方向	関連計画
ふれあい、学びあい、 感動できるまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自他を生かす力を持つ子どもたちを育む</li> <li>● 学び続けるよろこびのあるまちをつくる</li> <li>● 出会いをひろげ、心動かす文化の育つまちをつくる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 枚方市子ども育成計画</li> <li>・ 枚方市環境基本計画</li> </ul>

### 第1節 自他を生かす力を持つ子どもたちを育む

#### 《基本方向》

子どもたちが個性豊かに育つよろこび、生きるよろこびを実感できる生活を実現するとともに、家庭と地域社会に開かれた学校園づくりのなかで、それぞれの教育力の向上を図り、社会の未来を担う子どもたちの自他を生かす力を育む、教育によるまちづくりをめざします。

#### 《施策の体系》

基本方向	施策目標
自他を生かす力を持つ 子どもたちを育む	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 乳幼児の健やかな成長を支える</li> <li>● 児童・生徒の学ぶよろこびを育み、生きる力を養う</li> <li>● 子どもたちを育む地域・教育環境を整える</li> </ul>

## 1. 乳幼児の健やかな成長を支える

### (今、求められていること)

少子化、核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域や家族の連帯感の希薄化など、子どもを生き育てる環境は大きく変化しており、親の子育てに対する不安が増大している現状があることから、子育てにかかわる人たちが健やかでいられるためのネットワークが必要です。

次世代を担う子どもたちを健全に育てるため、子どもが生活を通じて自分で考え、自分で行動しようとする保育環境づくりなど、乳幼児の健やかな成長を支える仕組みづくりが求められています。

また、多様化する社会において、個性を尊重しつつ、自他を生かすという視点に立った主体性と社会性を養う乳幼児教育を進めることが求められています。

### (取り組みの方向)

子育てにかかわる人たちが健やかでいられるための人や情報のネットワークをつくるとともに、乳幼児の健やかな成長を支えるための、健康づくりや保育を進め、子どもの個性を尊重し、主体性のある心豊かな人間を育みます。

- (1) 子育てにかかわる人や乳幼児の健康を守り、育む
- (2) 乳幼児が元気で伸びやかに育つ保育を行う
- (3) 個性を尊重し、主体性を養う乳幼児教育の向上を図る

## 2. 児童・生徒の学ぶよろこびを育み、生きる力を養う

### (今、求められていること)

次世代を担う子どもに必要なものは、まず、社会性と学習の基礎・基本を身につけることです。一人ひとりの子どもが基礎学力を習得するとともに、社会の一員として自らの責任を自覚して参加することができるようになるため、主体的に自他を生かすことができる力を身につける必要があります。

そして、社会の変化に対応できる適応能力や、創造力の基礎を培うために、子どもが主体的に学ぼうとする意欲を醸成することが必要であり、同時に、健やかな身体と心が育まれるような環境の整備が求められています。

また、情報化・国際化など新しい社会に適応する能力を高めるための環境づくりが求められています。

### (取り組みの方向)

子ども自身が主体的に自他を生かす力を育成し、人格の形成に努めることができる力を養うとともに、基礎学力の習得を促します。

また、個性を伸ばす教育や健やかな身体、心を育む環境づくり、新しい社会への適応能力を高める環境づくりを進め、児童・生徒の学ぶ喜び、生きる力を養います。

- (1) 児童・生徒の自他を生かす力を育み、社会参加を進める
- (2) 児童・生徒の基礎学力の習得を促し、個性を伸ばす教育を行う
- (3) 児童・生徒の健やかな身体と豊かな心を育む
- (4) 情報化・国際化など新しい社会への適応能力を高める

## 3. 子どもたちを育む地域・教育環境を整える

### (今、求められていること)

少子化、核家族化の進行、また地域社会の連帯感の希薄化などにより、家庭や地域の子育て機能が低下し、子育てをめぐる不安や孤立感から育児不安が増加しており、地域における子育て支援が求められています。また、子ども同士の交流の機会が減少し、子ども自身の健やかな成長にとってさまざまな問題が生じています。そこで、安心して出産や育児ができ、子育てをしながら働いたり、社会活動を可能とする環境づくりが求められています。

こうした状況のもと、本市では、平成10年（1998年）に子どもに関する総合的な施策体系を示す「枚方市子ども育成計画」を策定し「子どもの成長を支え、子どもの利益が最大限尊重されるまちづくり」「安心して子どもを産み育てることができるまちづくり」をめざし施策の充実に努めてきました。

また、学校園については、新たな教育課題に答えられる人材の育成や施設の充実を行なうなど、引き続き教育環境を整備するとともに、児童・生徒数が減少するなか、余裕教室を活用した子育て支援や地域コミュニティの活動の拠点、福祉活動や生涯学習の場、災害時の避難や備蓄倉庫としての新たな役割も求められています。これらのニーズに対応した学校園づくりを進めることで交流の場を増やし、地域に開かれた学校づくりを進める必要があります。

### (取り組みの方向)

すべての子どもが家庭や地域で健やかに成長できるよう、子どもたちを育む地域・教育環境を整えます。

- (1) 障害のある子どもたちの成長を支える
- (2) 地域に開かれ、充実した学校園をつくる
- (3) 子どもたちを育む地域社会をつくる
- (4) 家庭での子育てを支える

## 第2節 学び続けるよろこびのあるまちをつくる

### 《基本方向》

だれもが自分の能力・感性を十分に発揮できるよう、自己の向上をめざします。一人ひとりが生涯を通じて学び続けることが生きがい（生きる目的）の一つとなり、生涯よろこびをもって学び続けることのできる社会をめざします。

### 《施策の体系》



### 1. 生涯学習を促進する

#### （今、求められていること）

自由な時間の増大、所得水準の向上、女性の社会参加などの社会状況を背景として生涯にわたって学習することへの意欲や需要が増大し、多様化しています。

「一人ひとりが生涯を通じて学ぶ」という生涯学習の考え方にに基づき、すべての世代でそれぞれの学習ニーズに応じた学習機会の提供を行うことや、市民が自発的・自主的に多種多様な学習活動が展開できる基盤整備が求められています。

また、本市にはそれぞれに特色のある6つの大学や研究機関が存在しており、それらの持つ知識や技術の活用、学習機会を積極的に生かせる仕組みづくりが求められています。

#### （取り組みの方向）

すべての世代が生涯よろこびをもって学びつづけることのできる社会を進めるために、生涯学習の環境整備を進めます。

また、大学を活用した市民が自発的に学習活動を行える仕組みづくりを進め、市民の生涯学習を促進します。

- (1) 生涯学習の基盤を整備する
- (2) 地域に開かれた大学のあるまちをつくる
- (3) 市民の自発的な学習活動を促進する

## 2. 市民の情報活用能力を高める

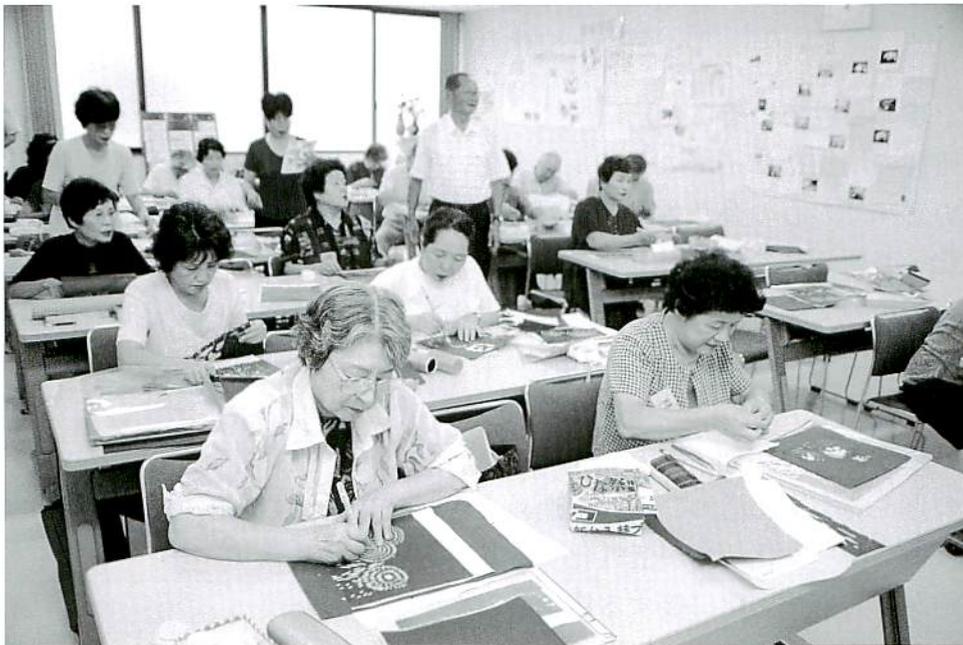
### (今、求められていること)

社会の多様化・高度化に伴いさまざまな情報が溢れています。また、労働時間の短縮等に伴い、市民の自由時間も増加しており、市民の情報に対する欲求は高まっています。このようなニーズに対応するには情報提供の基盤を整えるとともに、あふれる情報の中で、主体的に情報を読み解く力を含めた情報活用能力を高める仕組みづくりが求められています。

### (取り組みの方向)

情報機能の充実を図り、市民の情報活用能力を高める仕組みづくりを進めます。

- (1) 図書等の多様な情報を提供する基盤を整備する
- (2) 市民の情報活用能力を高める
- (3) 消費者保護の充実を図り、主体的な消費者を育む

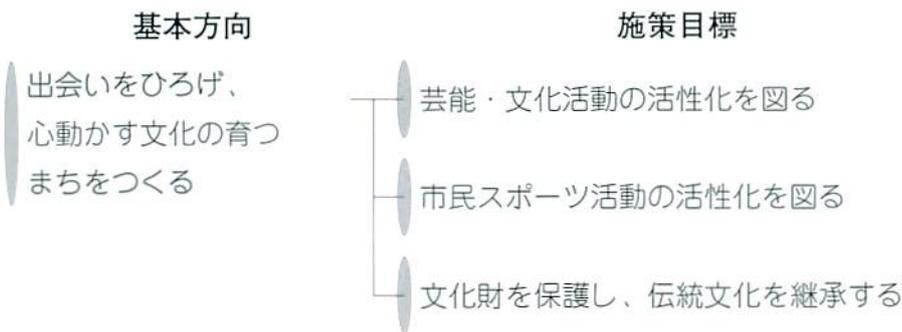


### 第3節 出会いをひろげ、心動かす文化の育つまちをつくる

#### 《基本方向》

芸術・文化、スポーツとの出会いの場をひろげ、数多くの人々が心通わせ、人の心を動かす文化が生まれ育つまちをつくります。また、歴史のなかで人々が作り出してきた文化、暮らしのなかに息づく文化を未来に伝えます。

#### 《施策の体系》



#### 1. 芸術・文化活動の活性化を図る

##### （今、求められていること）

自由時間の増加やライフスタイルの変化に伴い、市民は物質的な豊かさだけに限らない、広い意味での心の豊かさも希求しています。また、創造力豊かな人材を育むためにも、文化・芸術活動の充実が求められています。

また、市民の文化活動へのニーズも多様化しており、それらに応じた市民自らによる文化活動を振興することが求められています。

##### （取り組みの方向）

市民の自主的な文化活動の振興を進め、新たな文化づくりを進めます。

- (1) 市民の芸術・文化活動が活性化する基盤を整備する
- (2) 心動かす芸術・文化に接する機会を増やす
- (3) 市民の芸術・文化活動を促進する

## 2. 市民スポーツ活動の活性化を図る

### (今、求められていること)

本市では、市民の健康・体力づくりと、より豊かな生活を営むため、さまざまなスポーツ・レクリエーション活動の企画・推進を図るとともに、市民ニーズに対応した施設整備に取り組んできました。

社会の高度化・多様化に伴うストレスの増加などにより、市民の心身の健康維持や体力の向上につながるスポーツ・レクリエーション活動への欲求が高まっており、引き続き、市民スポーツ活動活性化のための基盤整備と活動の促進が必要です。

### (取り組みの方向)

市民の自主的なスポーツ活動を促進するとともに、基盤整備を進め、スポーツ活動の活性化を図ります。

- (1) 市民のスポーツ活動が活性化する基盤を整備する
- (2) 市民のスポーツ活動を促進する

## 3. 文化財を保護し、伝統文化を継承する

### (今、求められていること)

本市には、史跡・文化財や伝承文化などさまざまな文化資源が存在しています。

都市化の進展に伴い多くの伝統文化や文化財が失われていくなか、これら市民共有の文化資源を保存し後世に残すことが、ふるさと意識の醸成、文化の土台づくりといった点からも重要です。本市においては平成5年（1993年）に枚方市文化財保護条例を制定し、文化財保護の取り組みを進めています。

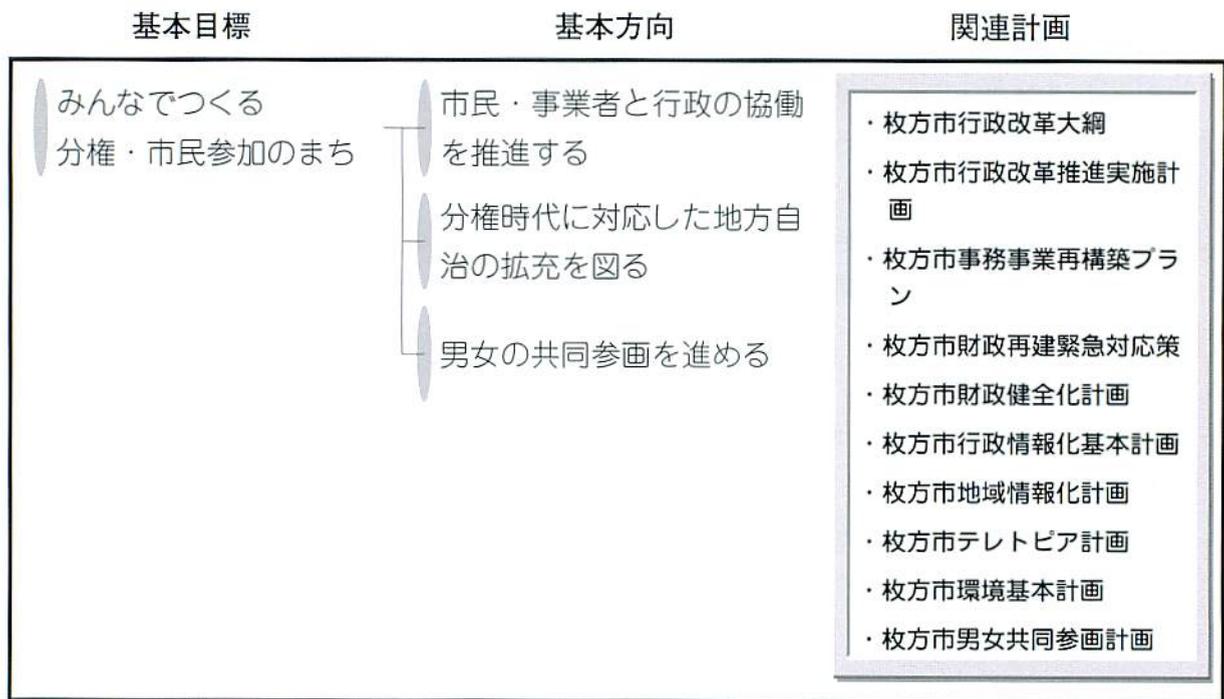
特に、大阪城と並ぶ国の特別史跡に指定されている百済寺跡や、同じく国の史跡である牧野車塚古墳を貴重な文化資源として保全し、後世に伝えることは私たちの責務であり、また、今後、その整備・活用が望まれています。

### (取り組みの方向)

市内の文化財や伝統文化などを保護・保存し、後の世代に継承します。

- (1) 文化財の保護を進める
- (2) 伝統文化に親しむ基盤を整備し、継承を促進する

## 第6章 みんなでつくる分権・市民参加のまち

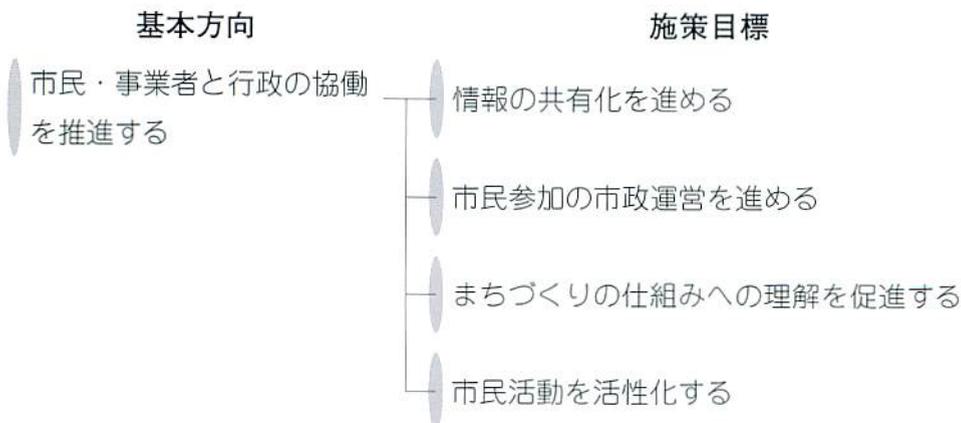


### 第1節 市民・事業者と行政の協働を推進する

#### 《基本方向》

情報の共有と交流を進め、市民や事業者のまちづくりへの参加の仕組みやルールを確立し、市民・事業者と行政の協働を推進して自治の確立を図ります。

#### 《施策の体系》



## 1. 情報の共有化を進める

### (今、求められていること)

地方分権は、地方自治体とその住民による自己決定権の拡充をめざすものです。地域（市民・事業者と行政）において決定し（自己決定）、地域においてその責任も負う（自己責任）ことを前提とした新しいまちづくりの仕組みやルールづくりが求められています。

そのためには、徹底した情報の公開と共有が重要で、自らが行ったことに対して、誰もが正確な情報に基づき、その是非を確認することが必要です。

また、市民参加のまちづくりを進めるためには、行政のアカウントビリティ（説明責任）能力を向上する必要があります。

### (取り組みの方向)

市民・事業者と行政の協働によるまちづくりを推進するために、情報共有の基盤整備を進めます。

- (1) 行政情報の公開・提供を進める
- (2) 地域情報化を進めるための基盤を整備する

## 2. 市民参加の市政運営を進める

### (今、求められていること)

市民意識が多様化し、社会参加意識が高まる中、さまざまな市民活動を通して市民のまちづくりに対する参加意識が高まっています。

市民・事業者と行政の協働を推進するには、市民や事業者が客体ではなく主体となって、行政とともにまちづくりのための政策形成や計画づくりへ関与・参加することを可能にすることが必要です。

### (取り組みの方向)

まちづくりへの市民や事業者の参加を推進します。

- (1) 市民参加の仕組みや制度を整備する
- (2) 市民参加の機会を増やす。とりわけ、審議会・専門委員については、市民が委員として参画できる機会を増やす

### 3. まちづくりの仕組みへの理解を促進する

#### (今、求められていること)

まちづくりの課題には、集合住宅の管理運営にかかわるようなことから、地域におけるまち並みの保全や防災体制にかかわることまで、さまざまなものがあります。市民の熱意と発意をまちづくりにつなぐためには、何か問題が発生してから取り組みが始められるのではなく、まちづくりの仕組みや方法をあらかじめ知ることができる機会がさまざまな場面で用意されていることが大切です。そこで、学校教育や地域の場において、まちづくりに関する学習を強める必要があります。

#### (取り組みの方向)

まちづくりの仕組みや方法に関する学習機会を充実させ、まちづくりに対する市民の熱意と発意を具体的な活動につなげる。

- (1) まちづくりの仕組みや方法に関する学習機会を充実させる
- (2) 地域における課題別のまちづくり活動を促進する

### 4. 市民活動を活性化させる

#### (今、求められていること)

高齢社会の進展、経済活力の低下、多様化する市民ニーズへの行政対応の限界、企業活動に対する批判等、既存の社会体制への不安や批判が進むなかで、市民が自ら行動する市民活動は多くの関心を集め、活発な活動を展開するに至りました。

特に平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災では政府行政機関での対応の限界が認識され、あらためて市民活動の重要性が指摘されました。

地域主体のまちづくりを進めるためには、市民の知恵と活力を結集した市民活動は不可欠であり、市民の自主的活動を促進することが求められています。

#### (取り組みの方向)

地域主体のまちづくりを進めるために、市民の知恵と活力を結集した市民の自主的活動を活性化します。

- (1) NPO・ボランティアなどの市民活動を活性化する
- (2) 地域自治組織の組織化と活動を活性化する

## 第2節 分権時代に対応した地方自治の拡充を図る

### 《基本方向》

社会経済情勢の急激な変化に柔軟に対応し、また、生活者の視点に立った行政運営を行うため、「小さくても仕事のできる市役所」を確立し、分権時代に対応した地方自治の拡充を図ります。

また、現行の地方制度を越えた、より広域的な視点をもって、近隣の都市や府県と連携し、まちの将来像を展望します。

### 《施策の体系》



### 1. 自治体行政の能力向上を図る

#### （今、求められていること）

分権社会においては、地域社会の未来は自ら切りひらくことが求められており、行政を中心に、市民、事業者の積極的な参画によって、地域課題を解決するための政策形成能力を高める必要があります。

また、従来の行政運営には、施策の計画や実施のプロセスがあっても、施策の効果や政策目的の達成度合を評価するプロセスが制度として明確に確立できていませんでした。

しかし、今後、市民満足度の高い行政サービスの提供、地方分権への対応、効率的経営の視点による行政体制を確保し、総合的・計画的な行政を実現するためには、政策の進行管理・行政評価システムの確立による適切な事業の推進が必要です。

また、従来のような右肩上がりの税収等を期待できない今日の社会経済状況を踏まえれば、財務体質の改善や、より効率的な財政運営が必要で、中・長期的展望に立った財政計画に基づいた健全な財政運営を進めていくことが必要です。

そこで、評価を重視した行政管理運営に基づいて恒常的な行財政改革を進め、職員数や経費の投入が小さくても、市民の満足度を高める効率的な仕事のできる行政体制を確立し、健全な行財政構造を確立して、新たな課題への対応能力を維持することが求められています。

**(取り組みの方向)**

政策や事務事業を評価する仕組みづくりを行い、行政改革や健全な財政構造の確立により、分権時代に対応した自治体行政能力の向上を図ります。

- (1) 地域社会の未来を切りひらくことのできる政策形成能力を高める
- (2) 行政評価システムを確立し、適切な行政管理の仕組みをつくる
- (3) 行政改革を推進し、小さくても仕事のできる市役所を確立する
- (4) 健全な財政構造を確立する

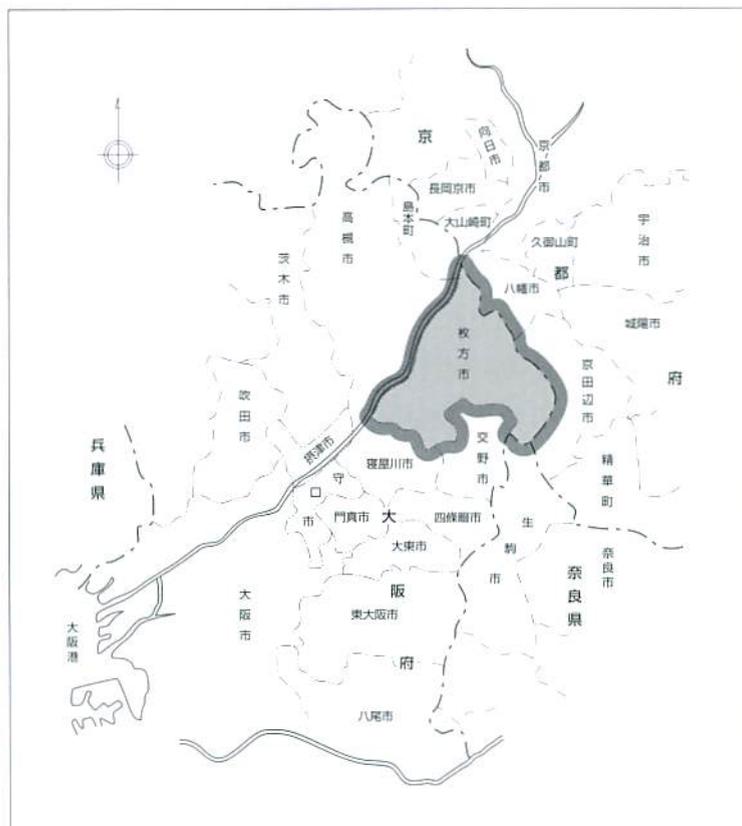
**2. 広域的な自治体間の連携を強化する****(今、求められていること)**

環境問題のように地域を越えた問題の発生や人・物・情報の交流が促進されるなかで、将来にわたって魅力のある住み続けたいまちを創っていくためには、既存の地方制度の枠組みを越えて、より広域的な視点でまちの運営を考える必要があります。現在の市域や府県の制約を越えて、連携や協働の取り組みを積極的に展開する必要があります。

**(取り組みの方向)**

現行の地方制度を越えた、より広域的な視点をもって、近隣の都市や府県と連携を進めます。

- (1) 市域・府県を越えた新たな自治体の連携を強化する
- (2) 広域行政を推進する

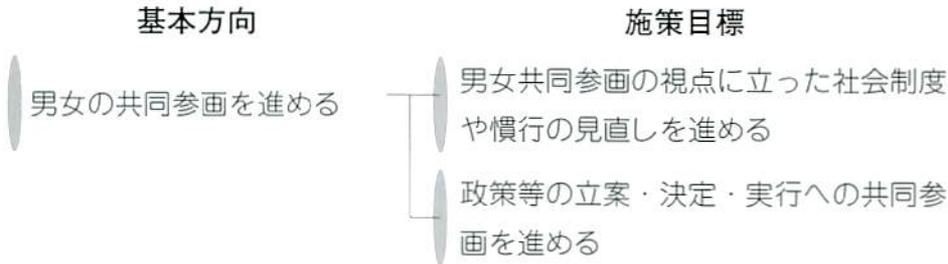


### 第3節 男女の共同参画を進める

#### 《基本方向》

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、まちづくりなどを含めた、あらゆる社会活動に参画する機会を確保します。

#### 《施策の体系》



#### 1. 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直しを進める

##### （今、求められていること）

法制度上では男女平等のための整備が進んでいますが、「男性は仕事、女性は家庭と子育て」といった固定的な役割分担意識や社会制度・慣行が男女の社会活動に対する共同参画の妨げとなっていることは依然として多く、こうした意識や制度・慣行の点検や変革を進め、すべての場面で、男女が自らの選択により、共同して社会に参画できるようにする必要があります。

##### （取り組みの方向）

男女の共同参画を進めるため、行政政策や社会制度・慣行における不適切な性差の点検・是正を図ります。

- (1) 行政政策における不適切な性差の点検・是正を進める
- (2) 社会制度や慣行における不適切な性差の点検・是正を進める

## 2. 政策等の立案・決定・実行への共同参画を進める

### (今、求められていること)

男女共同参画社会を形成するためには、行政や社会のあらゆる場面における政策等の立案・決定・実行への男女共同参画が重要です。これまで、行政が設置する審議会等において女性委員比率等の上昇などが図られてきましたが、政治、行政、企業組織、地域組織などにおける立案・決定・実行への男女の共同参画は、まだまだ不十分な状況にあります。

今後、あらゆる場面における政策等の立案・決定・実行への男女共同参画を進める必要があります。

### (取り組みの方向)

あらゆる場面における政策の立案及び決定、実行への男女共同参画を進めます。

- (1) 行政における政策等の立案及び決定、実行への共同参画を進める
- (2) 社会のあらゆる分野における立案・決定・実行への共同参画を進める



HIRAKATA CITY

**第 3 編**

重点プランとまちづくり指標





## 第3編 重点プランとまちづくり指標

### 第1章 重点プラン

#### 第1節 重点プランの設定

私たちがめざすまちの姿である「出会い・学びあい・支えあい、生きる喜びを創るまち、枚方」を実現するためには、市民・事業者・行政の協働を強めながら、本市の現状や時代の潮流を踏まえ、全市的・広域的な視点から施策を効率的・効果的に展開する必要があります。

特に近年の厳しい財政状況のなかでは、限られた財源を有効に活用する必要があり、重要度や緊急度が高い施策から、重点的に展開することが求められています。

そこで、「人を支え、育む」「人と自然が共生する」「まちの活力をつくる」という3つの機能整備につながる施策で、今後の10年間に先導的な役割を担い、かつ関係部門が横断的に連携することで、まちづくりにおける波及効果・相乗効果が発揮できる取り組みを、重点プランとして位置づけることとします。



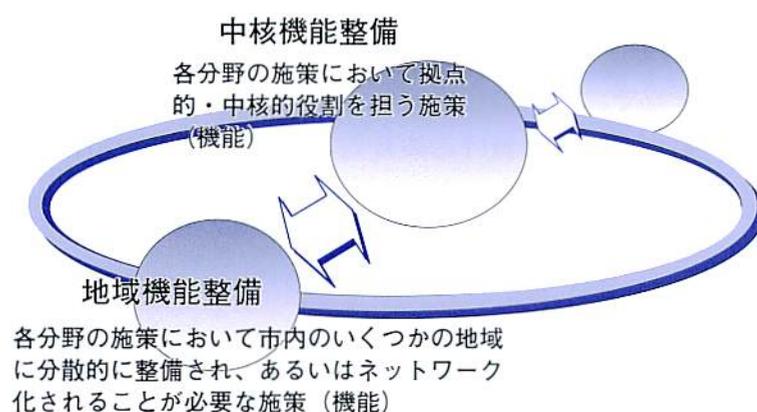
## 第2節 重点プランの基本的視点

## □ めりはりのある施策展開

めざまちの姿を実現するためには、6つの基本目標に基づく総合的な施策展開が必要ですが、この計画期間において、特に重点的な施策展開が必要なプランを示すことにより、めりはりのある施策展開を図ります。

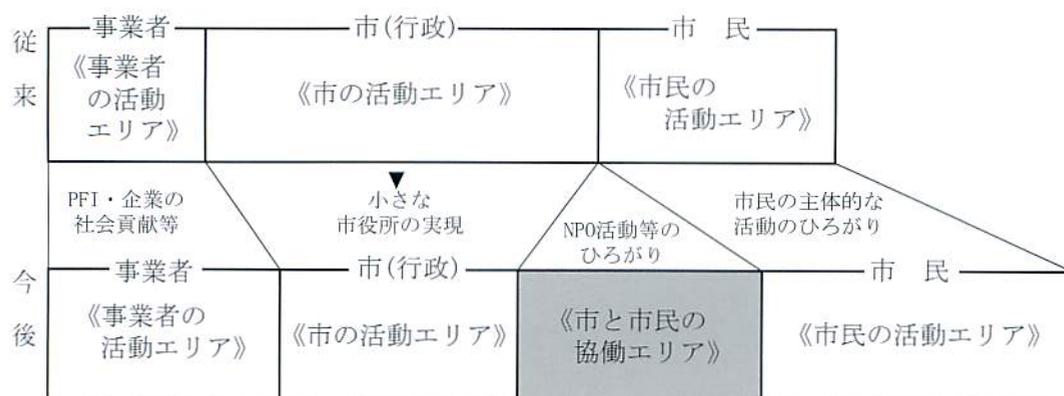
## □ 施策の総合的・一体的な推進

施策の効果や効率を高めるため、重点プランについては施策間の連携に留意し、総合的・一体的に展開します。また、それぞれの施策において、全市的な波及力を有する中核機能と、各地域に分散的に整備され、あるいはネットワーク化されることが必要な地域機能の間の連携を図りながら、整備を進めます。



## □ 市民・事業者と行政の協働促進

重点プランの展開にあたっては、NPOやボランティア・地域コミュニティ組織などの市民や事業者と行政の協働を促進します。



## □ 健全財政の確保

重点プランの展開にあたっては、本市の将来にわたる健全な財政状況の確保に留意することが極めて重要な前提であり、国や大阪府からの財源確保に努めるとともに、継続的で構造的な行財政改革と連携させながら、新たな財源を確保することが必要です。

そのために、市民に開かれた事務事業評価システムをはじめとする行政評価システムを確立し、評価を重視した行政マネジメントを強化します。

## 第3節 重点プラン

重点プランにおいては、「人を支え、育む」「人と自然が共生する」「まちの活力をつくる」という3つの機能整備につながる施策を重点的に展開することとします。

### 人を支え、育む 機能の整備

人と人が支え合い、助け合う愛と温もりに満ちたまちづくりを進めるため、医療体制や介護保険制度をはじめとする介護体制の整備、心やすらかに人を弔うことのできる基盤の整備、情報化社会に対応した生涯学習の拠点整備などに取り組みます。

### 人と自然が共生する 機能の整備

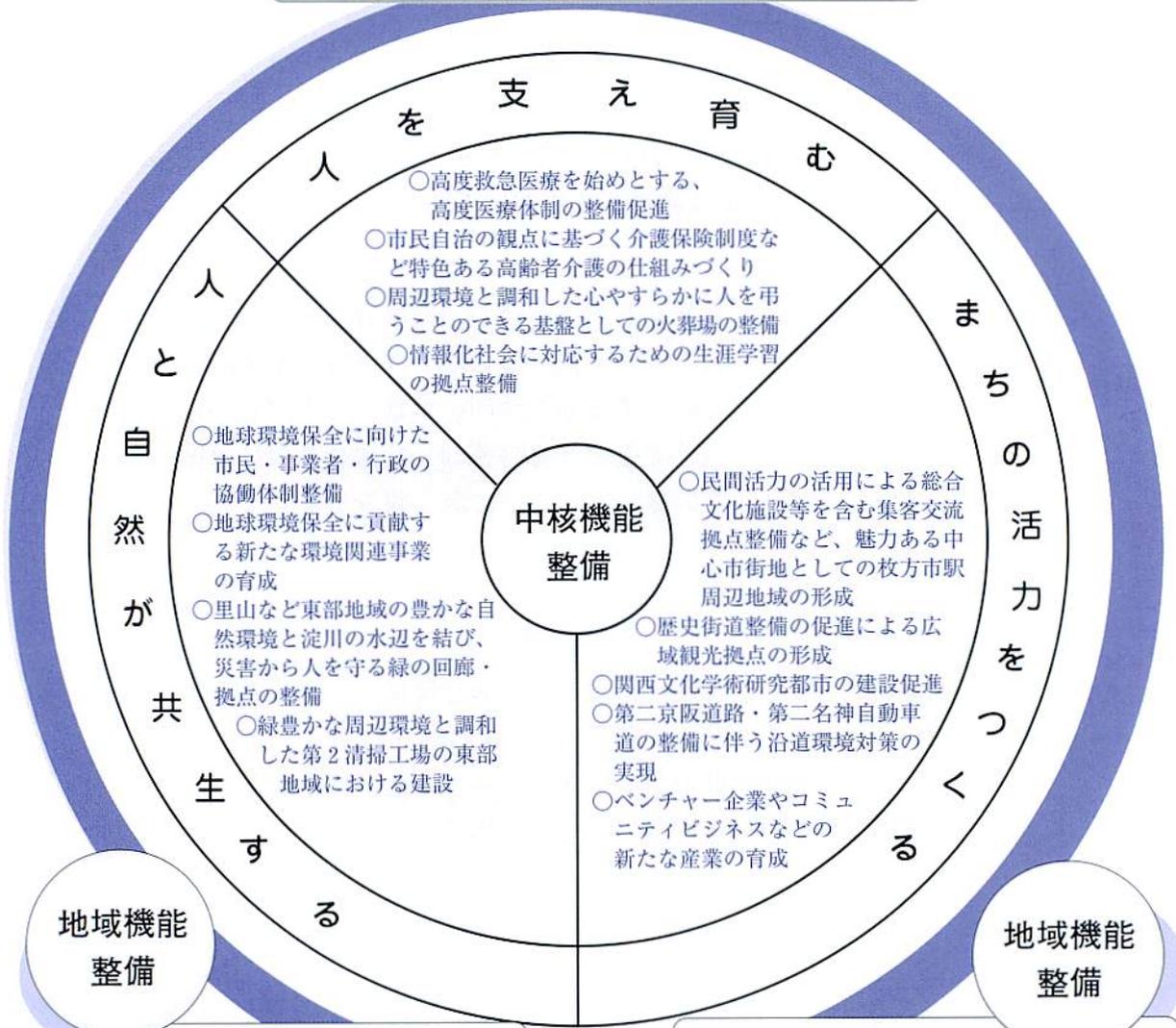
自然を大切にし、地球環境を守るまちづくりを進めるため、資源循環型社会形成に向けたごみ問題の解決、里山など東部の豊かな自然と淀川の水辺を結ぶ緑の回廊整備、環境関連事業の育成などに取り組みます。

### まちの活力をつくる 機能の整備

愛着と誇りがもてる、活力あるまちづくりを進めるため、枚方市駅周辺地域を魅力ある中心市街地として整備するとともに、市内移動を円滑にするための交通基盤を整備します。また、関西文化学術研究都市の建設を促進し、まちの魅力と活力を創造する「学園都市」の機能を整備するとともに、市内企業の情報化対応への支援、ベンチャー企業・コミュニティービジネスなど新たな産業の育成に取り組みます。

**地域機能整備**

- \* 市民の健康づくりや病診連携の強化など地域保険医療体制の整備促進
- \* 子育てや介護を支えあう地域社会の創出、新たな高齢者サービス事業の育成
- \* 地域における生涯学習基盤の整備、地域教育の高揚



**地域機能整備**

- \* 環境課題を重視するグリーン・コンシューマー（消費者）の育成
- \* 環境への配慮を重視する行政活動・事業活動の促進
- \* 環境課題解決のためルールを守り、身近な緑をつくるまちの形成
- \* 焼却ごみの半減化をめざした取り組みの推進

**地域機能整備**

- \* 東部地域の長尾駅・藤阪駅における交通結節点の機能整備促進。市内移動のための公共交通システムの充実
- \* 地域におけるまちづくりの活性化
- \* 市内大学が持つ情報・人材・施設などの機能を活用し、まちの魅力と活力を創造する「学園都市」機能の整備
- \* 広域幹線道路整備と連携した市内幹線道路の整備促進
- \* 市内企業の情報化対応の促進

## 第2章 まちづくり指標

第1編第4章で述べたように、市民・事業者・行政が協働して効果的にまちづくりを進めるためには、それが「何のために行われるのか」という実現すべき目標を設定し、その効果を測る基準を明確にすることが必要です。

また、可能な限り量的に評価可能な、具体的でわかりやすい指標を設定することが、市民・事業者のまちづくりへの主体的な参加を促し、それぞれの主体的な取り組みを一層効果的なものにすると期待されます。

ここでは、まちづくりにかかわる政策・施策についての重点的な指標とその考え方を例示します。指標の整備、現況・達成度の調査、具体的な目標数値の設定、政策評価・施策評価手法の確立等については、市民参加による検討組織等を設置し、速やかに具体化を図ることが必要です。

### □ まちづくり指標例

#### 基本目標1 人と自然が共生する環境保全のまち

項 目	概 要
1人あたりのごみ排出量/日	・1人あたり1日に出すごみの量。ごみの減量化状況を知る指標
1人あたりのエネルギー使用量	・1人あたりの電気・ガスなどのエネルギー使用量。省資源・省エネルギーの達成状況を知る指標
グリーン・コンシューマである市民の割合	・環境課題を意識し行動する市民の割合を知るための指標
1人当たりCO <sub>2</sub> 排出量	・地球温暖化防止のため、二酸化炭素の排出量の状況を知る指標
大気環境基準適合率	・大気質の悪化は市民の健康に影響を及ぼすため、その環境基準適合状況を知る指標
水質環境基準適合率	・水質（地下水を含む）の環境基準適合状況を知る指標
大気有害物質濃度	・大気質の悪化は市民の健康に影響を及ぼすため、その環境基準適合状況を知る指標
水質有害物質濃度	・水質（地下水を含む）の環境基準適合状況を知る指標
騒音環境基準適合率	・騒音の影響により、市民の生活環境が悪化していないかを知る指標
ダイオキシン濃度	・新たな環境公害として危惧されているダイオキシン類の環境基準の達成状況を知る指標
水道水に対する市民満足度	・市民が水道水を安全でおいしいと感じているかを知る指標

項 目	概 要
保全担保性の高い緑地面積	・緑地空間は環境保全効果とともに、市民生活に潤いをもたらす。保全担保性の高い緑地の面積を知る指標
緑被率、公園整備率	・樹林地、草地等の緑の空間がどれくらいあるか、公園がどれくらい整備されているかを知る指標

### 基本目標2 やすらぎのなか、世代をつないで住み続けるまち

項 目	概 要
新築住宅に係る1戸あたりの住宅敷地面積	・住宅の居住水準、ゆとりのある住宅空間の実現状況を知る指標
新築住宅に係る住宅1戸あたりの床面積	・住宅の居住水準を知る指標
* 建築協定締結数、* 地区計画数	・締結に至った建築協定や決定に至った地区計画の数。地域住民によるまち並みの保全等を図るための主体的な取り組み状況を知る指標
下水道普及率	・下水道整備による生活環境の改善の状況を知る指標
住んでいる地域が安全・安心であると感じている人の割合	・住んでいる地域が安全・安心であるということは快適な生活を送っていくうえで基本であり、その割合を示す指標
枚方で住み続けたいと感じる市民の割合	・住み続けたいと感じる市民の割合。将来の人口減少が予想されるなかで、定住魅力の高まりを知る指標
公共施設・道路・鉄道等のユニバーサルデザイン化の割合	・ハートビル法や大阪府福祉のまちづくり条例により認定された施設数。公共施設等を誰もが不自由なく使用できると感じる人がどれくらいいるかを知る指標
高齢者や障害者向けの公営住宅の戸数	・高齢者や障害者に配慮した公営住宅がどのくらいあるかを知る指標
農地面積減少率の推移	・農地がどのくらい保全されているかを知る指標
「農」に意欲的に取り組んでいる従事者数	・農地を守るには、多様な「農」の担い手が必要であることから、「農」に意欲的に取り組んでいる人材の数を知る指標
市内移動に関する市民の満足度	・交通渋滞、交通混雑に不満を持つ人の割合。総合的な交通対策による交通の円滑化の達成状況を知る指標

項 目	概 要
交通事故（人身）件数	・年間交通事故による死傷者数。交通事故防止の状況を知る指標
公共交通の利用者数・利用割合	・公共交通の利用状況。自動車公害の軽減に向け、自動車交通から公共交通への転換状況を知る指標

### 基本目標3 魅力にあふれ生き生きとしたまち

項 目	概 要
夜間人口に対する昼間人口の比率	・通勤や通学で他の市町村からどの程度人が流れ込んできているのか、他の市町村へ流れているのかを示す。集客交流の活発さを知る指標
小売流出入比率	・購買力の他市への流出度合い。商業の活性化状況を知る指標
枚方が魅力にあふれ、楽しいまちだと思っている人の割合	・枚方が魅力にあふれ、楽しいまちだという意識を持っている市民の割合。まちづくりの効果をj知る指標
産・学と行政の連携によるプロジェクト数	・産・学と行政の連携によるプロジェクト数。学園都市としての機能の発揮状況を知る指標
ベンチャー企業数	・専門技術を駆使して新事業を開発する創造的企業の数。新たな産業の発生を知る指標
新規創業数	・意欲のある起業家などが興した新たな事業数。産業振興の状況を知る指標

### 基本目標4 健康で心豊かな自立と共生のまち

項 目	概 要
人権が守られていると感じている人の割合	・人権が守られていると感じている人の割合。基本的人権の実現状況を知る指標
市内外国人の満足度	・外国人市民が暮らしやすいまちづくりとなっているかを知る指標
地域コミュニティの活動状況	・地域コミュニティ活動へ参加した人の数。支えあう地域社会の実現のために重要な役割を担う地域コミュニティの活力を知る指標
ボランティア・NPOの活動実績	・市民による主体的なまちづくりへの参加状況を知る指標
救急医療に対する患者（家族）の意識	・初期、二次、三次救急医療機関の機能分担に基づき、救急時に患者が混乱することなく適切かつ迅速に救急医療を受けることができる体制の整備状況を知る指標

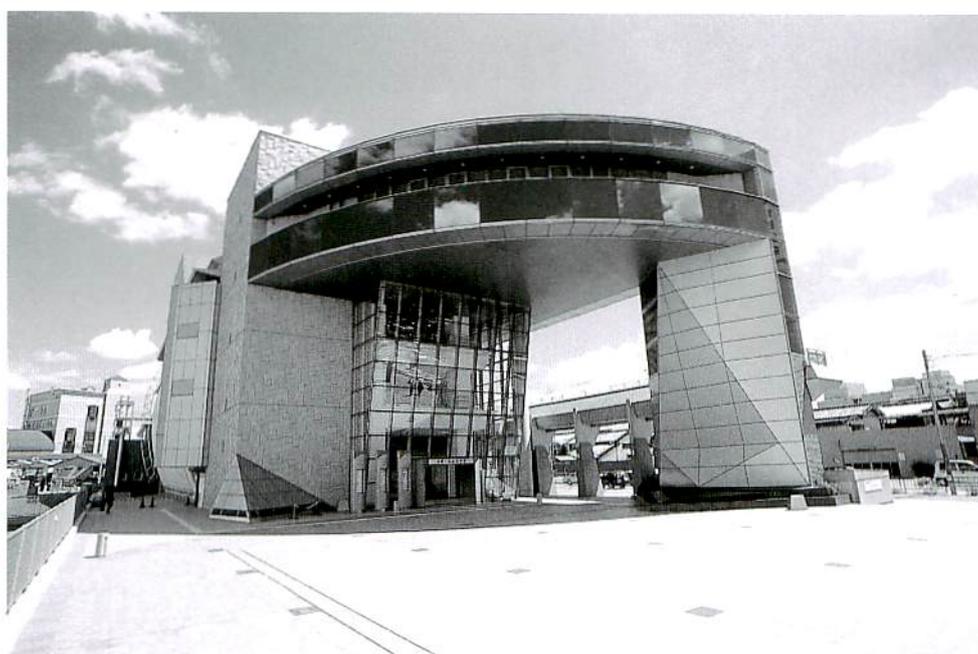
項 目	概 要
老後も枚方で住みたいと思う人の割合	・本市における高齢者に対する施策体系の効果を 知る指標
生きがいを持ち、楽しく生きていると感じている高齢者の割合	・高齢者が就労や社会参加により、生きがいを感じているかを知る指標
枚方が住みやすいと感じている障害者の割合	・障害者の自立した生活や社会参加ができるようなまちづくりが行われているかを知る指標

### 基本目標5 ふれあい、学びあい、感動できるまち

項 目	概 要
枚方で子どもを育てたい・育てて良かったと思う人の割合	・枚方で安心して子どもを生み、育てたい、もしくは育てて良かったと思う人の割合。本市における子育て環境の状況を知る指標
小中学生の長期欠席率	・学校を年間30日以上欠席した長期欠席者数。不登校の状況を知る指標
将来に希望や夢を持っている青少年の割合	・地域に活力や活気が生まれるためには、青少年が将来に希望や夢を持てる社会であることが必要で、その状況を知る指標
地域での教育環境が良いと思っている人の割合	・地域における教育環境の状況を知る指標
図書館利用件数・満足度	・図書館が市民に対する情報提供機能をどの程度果たしているかを知る指標
生涯学習に取り組んでいる市民の割合	・市民の生涯学習活動状況を知る指標
スポーツ活動に参加したことのある人の割合	・スポーツ活動に対する参加度合い。活動環境がどれくらい整っているかを知る指標
市内で美術や音楽・舞台等の芸術作品を鑑賞したことのある人の割合	・本市における芸術文化環境がどの程度充実しているかを知る指標
枚方の歴史文化資源の認知度	・どれくらい枚方の歴史文化資源を知っているか。ふるさ意識の状況を知る指標
小中学生の基礎学力	・小中学生の基礎学力の習熟度を知る指標

## 基本目標6 みんなでつくる分権・市民参加のまち

項 目	概 要
市政に参加したいと思っている市民の割合	・市民と行政の協働意識を知る指標
ワークショップの開催件数	・市民と行政の協働作業の状況を知る指標
審議会等における市民公募委員の比率	・行政への市民の参加割合を知る指標
NPOやボランティア活動等の市民活動団体数	・自主的な市民活動を行う団体数。計画実現主体としての市民の力を知る指標
全国に発信できる新たな地域政策数	・独創的な地域政策の数。地域の政策形成能力を知る指標
人口千人あたりの職員数	・人口千人あたりの職員数。「小さくても仕事のできる市役所」の達成度合を知る指標
経常収支比率	・市の財政健全度を知る指標
市民1人あたりの地方債残高	・市民1人当たりの市債残高を表し、市の財政健全度を知る指標
審議会等における女性の構成比率	・市行政における意思決定過程への女性の参画割合を知る指標
管理職に占める女性の割合	・経営や政策の方針決定への女性の参画割合を知る指標





# HIRAKATA CITY

## 付 属 資 料

- 資料1 諮問書
- ゝ 2 答申書  
(別紙) 第4次枚方市総合計画の答申にあたって
- ゝ 3 総合計画審議会条例及び関係規則、規程
  - 枚方市総合計画審議会条例
  - 枚方市総合計画の策定に関する規則
  - 枚方市総合計画の策定組織に関する規程
  - 審議会等の会議の公開に関する指針
- ゝ 4 第4次枚方市総合計画策定までの経過
- ゝ 5 枚方市総合計画審議会委員名簿
- ゝ 6 用語解説



## 諮問書

公 企 第 2 4 8 号  
平成 1 1 年 1 1 月 1 1 日

枚方市総合計画審議会  
会 長 澤 井 勝 様

枚方市長 中 司 宏

### 第 4 次枚方市総合計画（基本構想・基本計画）について（諮問）

標記の件につきまして、枚方市総合計画審議会条例(昭和58年枚方市条例第20号)第2条及び枚方市総合計画の策定に関する規則(昭和59年枚方市規則第32号)第3条の規定に基づき、第4次枚方市総合計画(基本構想・基本計画)について貴審議会に諮問します。

## 答申書

平成12年11月7日

枚方市長 中 司 宏 殿

枚方市総合計画審議会  
会長 澤 井 勝

### 第4次枚方市総合計画の答申について

本審議会に対して諮問のあった第4次枚方市総合計画について、慎重に審議した結果、別添のとおり答申する。

なお、本審議会においては、答申をまとめる過程で様々な意見交換がなされたが、当該審議を踏まえ、別紙のとおり、答申を行うにあたって留意すべき主な事項をまとめた。

市においては、答申および答申にあたっての留意事項を十分に尊重し、第4次総合計画の策定および展開にあたられるよう強く要請する。

(別紙)

## 第4次枚方市総合計画の答申にあたって

枚方市総合計画審議会  
会長 澤 井 勝

本答申に基づき、市が第4次枚方市総合計画を策定し、また、これを展開するにあたっては、以下の諸事項について十分留意されるよう要請するものである。

### 1. 状況理解について

現在、枚方市が置かれている状況は、今後の市政展開において、基本的な発想の転換を求めるような性格を持っている。それは、端的に表現すれば、「成長の限界」を前提とすべき時代に入ったということである。

具体的には、地球環境の保全と持続を重視し、人口や経済の成長を前提とせず、子どもたちの将来に不合理な負担をもたらしなないまちづくりが求められていること。また、行政と市民の協働でまちづくりを行う時代へと変化し、行政領域の見直しが求められていること。さらに、従来のような右肩上がりの税収増を前提とした増分主義的な政策展開から、政策の優先度を明確にした戦略的で、弛むことなき改革を志向する政策展開が求められていること、である。こうした状況を十分に理解されたい。

### 2. 計画期間と計画の見直しについて

本答申においては、総合計画に係る計画期間について、基本構想15年、基本計画10年、実施計画3年とした。これらは、それぞれの計画のレベルや役割に基づいて、長中短期の期間を設定したものであるが、審議においては計画期間が長期に過ぎるとの指摘もあった。

時代状況が急激に変化し、近い将来についての予測も極めて困難と思える状況に直面している中で、現時点で確立した計画を固定的に捉えることには弊害が大きいことから、基本計画については5年をめぐりに計画の達成状況を検証し、見直しを行う必要がある。また、基本構想についても、見直しが必要であれば、基本計画と同時に見直すことが必要である。

### 3. 行政評価の重要性について

本答申においては、1に述べた状況認識にもとづき、第4次枚方市総合計画を新たな時代の総合計画とする試みとして、「行政評価システム」との連携を強く志向した。今後、総合計画に即してあらゆる行政政策を評価しつつ、不断の改革を重ねていく体制を確立することが必要である。そのために、現在、すでに構築に向けた作業が開始されている事務事業評価システムを軌道に乗せるとともに、早期に政策・施策レベルの評価を行い得る仕組みを整備されたい。

また、政策・施策の効果を計るための基準として「まちづくり指標」を確立するため

に、本審議会においても具体化のための審議を重ねたところであるが、十分な議論が行えず指標としては確定するには至らなかった。本答申においては、基本計画第3編に重点的な指標とその考え方を例示しているが、今後、速やかに指標策定のための検討組織を設置し、具体化を図る必要がある。

なお、審議においては、指標の策定作業や評価活動が行政だけで行われることについて、極めて強い懸念が指摘されたことから、必要な情報の公開はもとより、指標策定および評価過程における市民や専門家の参加を保障されたい。

#### 4. 市民・事業者・行政の協働について

本答申においては、これからの市政運営の基本として、市民・事業者・行政の協働を明確に位置づけた。これは、環境問題をはじめ我々が直面している数多くの課題が、従来のように行政のみが引き受けて解決できるものではなく、また、税等の負担を考慮すると、行政組織のスリム化を図るとともに、新しい需要に必要な資源を振り向ける必要があるからである。

審議においては、市民・事業者・行政による協働の強調が行政責任の後退を招くのではないかという懸念も指摘されたが、三者の協働は地域の自治を豊かにするためのものであって、行政が果たすべき責任を回避するための方便となるものではないことは言うまでもない。

むしろ、協働を発展させながら、市民生活の向上と魅力あるまちづくりのための諸課題を解決するためには、行政が一層重大な責任を負うことになることを十分に理解されたい。

#### 5. 重点プランの展開について

本答申においては、審議の中で特に重要性に関する指摘が多かった「人を支え、育む」「人と自然が共生する」「まちの活力をつくる」という3つのテーマに即して、この10年間に重点的に展開すべき取り組みを重点プランとして整理した。

審議においては、地域社会教育施設の整備など前基本計画期間内において達成できなかった諸事業についての指摘も数多くなされたが、一方では、極めて悪化している本市財政の健全化が当面の最優先課題であるとの指摘もあった。

今後、新たな状況を踏まえ、施策の目標を効果的・効率的に達成する方途を見出すことを基本に、行政と議会の責任において、一定の確度を持った財政見通しを前提とした実施計画のレベルで、実施すべき事業を具体化していく必要がある。

なお、農地の保全については、その重要性に鑑み、重点プランとして位置づけることを検討したが、理念にとどまらない取り組み方向を打ち出すには政策的な成熟度に不足があり、答申に明記するには至らなかった。しかし、農地減少率の早さを踏まえると、これを漫然と放置することは極めて重大な問題であり、実効性のある施策体系を早急に確立する必要がある。

## 6. 行政改革について

本答申においては、市民・事業者・行政の協働を豊富化しつつ、また、行政評価システムの構築などにもとづく不断の行政改革により健全な財政を確保する中で、重点プランをはじめとした計画の実現を図ることが必要であるとの基調を明確にしている。

そして、行政改革の方向性を「小さくても仕事のできる市役所の確立」と表現したが、審議の中では、行政が担うべき範囲をどこまで小さくするかについてあらかじめ市民的な合意があるわけではないとの指摘もあった。この理念は、行政組織を小さくすべきであるとの方向性を示しているものであって、具体的な行政の役割や責務との関係において、行政組織をどこまで小さくするか、あるいはできるかについては、議会を中心に市民的な議論が必要である。

また、行政組織が小さくなくても、市民にとって、いざという時に頼りになるとともに、効果的・効率的で市民の納得のいく仕事ができる組織でなければならないことは、当然の前提であることを十分に理解されたい。

## 7. 地方分権の推進について

本年4月、地方分権一括法の施行により、本格的な地方分権の時代に入ったといえる。第4次枚方市総合計画は、まさに地方分権の内実を形づくるものとして認識される必要がある。

審議においては、本市の財政悪化の要因として、国と地方の税財源配分の不十分さとともに、国庫負担率の削減や地方単独事業の増加など国の財政運営が本市に与えた影響についての指摘もなされた。

また、現在、本市は特例市指定の進捗を進めているが、特例市となることによって、従来とは違った特色をどう打ち出せるのかが重要であるとの指摘もなされた。

さらに、今後進展する市町村合併について多角的な検討を進める一方、広域的な連携を強化すべきであるとの指摘もなされた。

今後、他の自治体とともに国に対して税財源の移譲を求めていくとともに、自ら新たな財源を確保する真剣な努力が一層必要である。さらに様々な状況や市民のニーズを的確に把握し、適切な政策展開や財政運営が行えるよう行政能力の向上に努めるとともに、市民の自治能力が十分に展開できるよう、コミュニティの発展的な整備にも力を尽くされたい。このことを通じて、国や府との間に対等な関係をつくり、また、市民・事業者と行政が協働できるための仕組みづくり、仕掛けづくりに取り組むことが地方分権の内実をつくることになるからである。

以上

◎枚方市総合計画審議会条例

〔昭和58年10月 6日 条例第20号〕

枚方市総合建設計画審議会設置条例（昭和42年枚方市条例第29号）の全部を改正する。

（設置）

**第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として枚方市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任務）

**第2条** 審議会は、市長の諮問に応じて、枚方市総合計画の策定に関する重要事項について審議し、答申する。

（組織）

**第3条** 審議会は、委員24人以内で組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

（委員の任期）

**第4条** 委員の任期は、当該諮問に係る答申を終了する時までとする。

（会長及び副会長）

**第5条** 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

（会議）

**第6条** 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議の議長となる。

（部会）

**第7条** 審議会に必要な応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置く。

4 第5条及び第6条の規定は、部会について準用する。

（意見の聴取）

**第8条** 審議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その者に説明を求め、又は意見を聴くことができる。

（委任）

**第9条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

## ◎枚方市総合計画の策定に関する規則

[昭和59年7月16日 規則第32号]

(趣旨)

**第1条** この規則は、本市の基本的施策を総合的かつ体系的に示す総合計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画で構成する市政の基本的な計画をいう。
- (2) 基本構想 地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条4項に定める基本構想で、本市の将来の目標及び基本的施策の大綱を明らかにするものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、基本的施策を体系的に示すおおむね10年間の計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画で示した目標を達成するために必要な事業を具体的に示したおおむね3年間の計画をいう。

(策定)

**第3条** 基本構想及び基本計画は、別に定める策定組織で試案を策定した後、枚方市総合計画審議会に諮問し、その答申を経て市長が決定する。

2 実施計画は、基本計画に従い市長が決定する。

3 総合計画は、社会情勢の変化等により見直しをすることがある。

(事務の担当)

**第4条** 総合計画の策定に関する事務は、市長公室で行う。

(策定助言者等)

**第5条** 総合計画の策定に当たり、市長が必要と認めるときは、策定助言者を置くことがある。

(補則)

**第6条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

## ◎枚方市総合計画の策定組織に関する規程 [平成10年9月4日 訓令第27号]

総合計画策定委員会規程（昭和59年枚方市訓令第14号）の全部を改正する。

(目的)

**第1条** この訓令は、本市における総合計画の策定を能率的に遂行するための組織を定めることを目的とする。

(委員会)

**第2条** 本市における総合計画の策定を円滑に進めるため、総合計画策定委員会(以下「委

員会」という。)を置く。

(委員会の担当事務)

**第3条** 委員会は、市長の求めに応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 基本構想及び基本計画の試案の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、総合計画の策定に関する重要な事項に関すること。

(委員会の構成)

**第4条** 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

2 委員長、副委員長及び委員には、次の表に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長	市長公室担当助役
副委員長	委員長でない助役
委員	収入役、教育長、水道事業管理者、理事、部長（行財再建緊急対策室長、市長公室長、福祉事務所長、第一事業所長及び市民病院事務局長を含み診療科部長、中央検査科部長及び薬剤部長を除く。）、水道局長、市議会事務局長、教育委員会教育次長、教育委員会部長（枚方図書館長を含む。）、監査委員事務局長、政策推進担当参事

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の表に掲げる委員のほか、部長相当職以上にある者のうちから委員を任命することがある。

(委員長の職務等)

**第5条** 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(委員会の会議)

**第6条** 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の総意に基づき決するものとする。

(部会)

**第7条** 委員会は、特定の項目について調査をさせるため、部会を設けることができる。

(部会の構成)

**第8条** 部会は部会員で構成する。

2 部会員は、第4条第2項の表に規定する委員のうちから委員長が指名する。

3 市長は、前項に定める者のほか、特に必要があると認めるときは、課長相当職以上の職にある者のうちから部会員を任命することがある。

(幹事会)

**第9条** 委員会の運営を円滑に行うため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事長、副幹事長及び幹事には、以下の表に掲げる職にある者をもって充てる。

幹事長	企画政策課長
副幹事長	都市計画課長
幹事	行財政再建緊急対策室課長、総務担当課長、市民病院総務課長、水道局総務課長、市議会庶務課長、教育委員会総務課長、教育委員会学務課長、教育委員会社会教育課長、枚方図書館事務長

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の表に掲げる幹事のほか、課長相当職以上の職にある者のうちから幹事を任命することがある。

(幹事長の職務等)

**第10条** 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会における審議の状況及び結果を委員会に報告する。

2 第5条第2項の規程は、副幹事長について準用する。

(幹事会の会議)

**第11条** 第6条第1項及び第2項の規程は、幹事会の会議について準用する。

(研究チーム)

**第12条** 市長は、委員会のほか、総合計画の策定における職員の参加を促進するため、研究チームを置くことがある。

2 研究チームの定数は若干名とし、職員のうちから市長が任命する。

3 研究チームは、市長公室長の命を受け、次に掲げる事項について調査し、及び研究する。

(1) 基本構想に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市長公室長が特に必要と認める事項

(企画主任)

**第13条** 課(課に相当するものを含む。以下同じ。)の長(以下「課長」という。)の命を受け、課の事務事業に係る総合計画の策定に関する事務を処理させるため、各課に企画主任を置く。

2 企画主任は、所属職員のうちから課長が指名する。

3 課長は、企画主任を指名したときは、市長公室長に報告する。

(庶務)

**第14条** 総合計画の策定組織に係る庶務は、市長公室企画政策課が担当する。

(補則)

**第15条** この訓令に定めるもののほか、総合計画の策定組織に関し必要な事項は、市長が定める。

# 審議会等の会議の公開に関する指針

通 達 第 8 号

平成11年7月2日

市 長

## 枚方市における審議会等の会議の公開に関する指針について

この指針は、本市における情報公開制度の基本理念に基づき、市長等の下に設置する附属機関たる審議会等及び専門委員で構成する協議会の会議の公開に関して、その取扱いを示すものである。

なお、公開・非公開の決定に当たっては、会議の審議状況を市民に明らかにすることにより、会議の透明性を高め会議の公正な運営の確保に資するとともに、市民参加による市政の推進に寄与するために行うものであることに特に留意されたい。

### 1. 対象機関

この指針の対象となる機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する審議会等の附属機関（以下「審議会等」という。）及び地方自治法第174条に規定する専門委員で構成する協議会（以下「専門委員協議会」という。）とする。

### 2. 公開の基準

審議会等及び専門委員協議会の会議は、原則として公開する。ただし、当該会議が次のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

- 1 当該会議において、枚方市情報公開条例（平成9年枚方市条例第67号）第6条の規定に該当する情報に関する審議をする場合
- 2 前号に定める場合のほか、会議を公開することにより公正・円滑な審議が著しく阻害され、当該会議の目的が達成できないと認められる場合

### 3. 公開・非公開の決定

審議会等及び専門委員協議会の会議の公開・非公開の決定は、あらかじめ審議会等及び専門委員協議会の会長又は委員長が会議に諮って決定する。

### 4. 公開の方法等

公開で行う審議会等及び専門委員協議会の会議については、市民の傍聴を認めるものとする。この場合において、審議会等及び専門委員協議会の会長又は委員長は、その会議の円滑な運営を図るため会場における秩序の維持に努めるものとする。

### 5. 開催の周知

公開で行う審議会等及び専門委員協議会の会議に係る開催の周知は、市役所別館1階の情報公開コーナーに掲示することにより行う。この場合における掲示事項は、当該会議の名称、案件名、開催日時及び場所並びに担当課とする。

## 第4次枚方市総合計画策定の経過

日 時	経 過		
	庁内策定手続	審議会・市民参加手続	
平成10年	7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●助役を委員長とした部長級職員による「総合計画策定委員会」を開催（第1回） <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定の基本方針等を確認</li> </ul> </li> <li>●庁内若手職員による総合計画研究チームを組織 <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会、市長との意見交換会を経て6グループで研究を開始</li> <li>・それぞれ最終報告に至るまで十数回のチーム検討を行う</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まちづくり市民研究会募集 <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報、市ホームページで（17団体の登録）</li> <li>・研究会への職員派遣（計5回）、資料提供（計2回）</li> </ul> </li> </ul>
	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合計画研究チーム <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間報告会開催</li> <li>・最終報告に向けての技術研修</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民意識調査（アンケート） <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内在住の満20歳以上の市民4,960人対象</li> <li>・回収数：3,008（60.6%）</li> </ul> </li> </ul>
	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合計画研究チーム <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終報告に向けての技術研修</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学生意識調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内6大学と11の高等学校の在学学生 2,210人対象</li> </ul> </li> </ul>
	12月		<ul style="list-style-type: none"> <li>●まちづくり市民研究会登録団体研修会「市民の政策提言－手づくりのまちづくりへ－」（参加者45名）</li> </ul>
平成11年	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基礎資料、人口推計調査等のまとめ</li> <li>●総合計画研究チーム研究報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書提出</li> <li>・市長、助役を交えた報告会</li> </ul> </li> </ul>	
	4月		<ul style="list-style-type: none"> <li>●まちづくり市民研究会登録団体政策提言発表会（参加者60名）</li> </ul>
	5月		<ul style="list-style-type: none"> <li>●広報で「まちづくり市民研究会登録団体提言等発表会」を特集</li> </ul>
	7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第2回総合計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究チーム報告に基づく「基本構想（素案）」について議論</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●枚方市まちづくり市民研究会政策提言集のまとめ</li> </ul>
	8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第3回総合計画策定委員会</li> </ul>	
	9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第4回総合計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画審議会へ諮る「基本構想（試案）」確定</li> </ul> </li> </ul>	
	11月		<ul style="list-style-type: none"> <li>●枚方市総合計画審議会立ち上げ</li> <li>●第1回総合計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次総合計画について諮問</li> </ul> </li> <li>●総合計画審議会委員研究会</li> </ul>
	12月		<ul style="list-style-type: none"> <li>●第2回総合計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「基本構想（試案）」について審議を開始</li> </ul> </li> </ul>
平成12年	1月		<ul style="list-style-type: none"> <li>●広報、ホームページで基本構想試案に対する市民意見募集</li> </ul>
	2月		<ul style="list-style-type: none"> <li>●第3回総合計画審議会</li> <li>●第4回総合計画審議会</li> </ul>
	3月		<ul style="list-style-type: none"> <li>●第5回総合計画審議会</li> </ul>
	4月		<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合計画審議会委員研究会</li> </ul>
	5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第5回総合計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「基本計画（素案）」について議論</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第6回総合計画審議会</li> </ul>
	6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第6回総合計画策定委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第7回総合計画審議会</li> </ul>
	7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>●第8回総合計画審議会</li> </ul>
	8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第7回総合計画策定委員会</li> <li>●第8回総合計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画審議会に諮る「基本計画（試案）」の確定</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第9回総合計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「基本計画（試案）」について審議を開始</li> </ul> </li> </ul>
	9月		<ul style="list-style-type: none"> <li>●第10回総合計画審議会</li> <li>●広報、ホームページで基本計画試案に対する市民意見募集</li> <li>●ポスターセッション（市内4地区で基本計画試案に対する市民意見聞き取り）</li> </ul>
	10月		<ul style="list-style-type: none"> <li>●第11回総合計画審議会</li> <li>●第12回総合計画審議会</li> <li>●第13回総合計画審議会</li> </ul>
	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第9回総合計画策定委員会（最終回）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第14回総合計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>（答申書の決定及び答申）</li> </ul> </li> </ul>
	12月		<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本構想を市議会に上程 <ul style="list-style-type: none"> <li>・可決</li> </ul> </li> </ul>
平成13年	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第4次枚方市総合計画 基本構想・基本計画策定</li> </ul>	

## 総合計画策定に係る関係経費（除人件費）

(円)

### 平成10年度

7,545,000

○総合計画研究チーム関係経費

- ・政策形成研修の一環として学識経験者等を助言者として招く  
講師7名 合計22回（全体研修会、発表会等を含む）

○まちづくり市民研究会関係経費

- ・全体研修会及び発表会に学識経験者を講師として招く  
合計2回

○総合計画基礎調査委託経費（平成10年～13年の継続費）

- ・人口推計、市民意識調査、学生意識調査、基礎資料集の編集等
- ・総合計画策定委員会用資料等作成補助

### 平成11年度

6,303,120

○総合計画審議会市民委員選考会議経費

- ・委員報酬 学識経験者2名分

○総合計画審議会開催経費（委員研究会を含む）

審議会5回 委員研究会1回

○総合計画基礎調査委託経費（平成10年～13年の継続費）

- ・人口推計、市民意識調査、学生意識調査、基礎資料集等の印刷製本（総合計画審議会用）
- ・総合計画策定委員会用資料等作成補助
- ・総合計画審議会用資料等作成補助

### 平成12年度

11,269,420

○総合計画審議会開催経費（委員研究会を含む）

審議会9回 研究会1回 答申調整会議2回

○総合計画基礎調査委託経費（平成10年～13年の継続費）

- ・総合計画策定委員会用資料等作成補助
- ・総合計画審議会用資料等作成補助
- ・ポスターセッション開催補助
- ・総合計画印刷製本等

### 3ヶ年合計

25,117,540

●総合計画基礎調査委託経費（平成10年～13年の合計）

22,050,000

●総合計画審議会開催経費（合計）

2,347,540

●その他

720,000

## 枚方市総合計画審議会委員名簿

(委員氏名は区分別・五十音順)

氏名	性別	所属	区分
池上典子	女	市議会議員(フロンティア枚方)	市議会
梅崎利貴	男	市議会議員(市政会議員団) 平成12年6月～	
小野裕行	男	市議会議員(公明党議員団)	
中村巧	男	市議会議員(新進議員クラブ)平成12年6月～	
広瀬ひとみ	女	市議会議員(日本共産党議員団)	
堀井勝	男	市議会議員(民主市民議員団)	
三木静夫	男	市議会議員(連合市民クラブ)平成12年6月～	
森崎武史	男	市議会議員(自民党清和会)	
阿部功	男	大阪薬科大学助教授	学識経験者
榮樂徹	男	滋賀県立近代美術館長	
岡本祐三	男	神戸市看護大学教授	
小林芳郎	男	大阪教育大学名誉教授	
(会長)澤井勝	男	奈良女子大学教授	
瀬渡章子	女	奈良女子大学助教授	
高瀬久美子	女	弁護士	
三星昭宏	男	近畿大学教授	
宮田秀明	男	摂南大学教授	
(副会長)本沢巳代子	女	大阪府立大学教授	
新井幸雄	男	北大阪商工会議所理事・中小企業相談所所長	市民代表 (産業等)
木南正則	男	枚方市農業協同組合副組合長	
十河宏輔	男	枚方青年会議所総務室長兼事務局長	
塩見勝	男	市民公募委員	市民代表 (公募)
末岡妙子	女	市民公募委員	
藤原敬二	男	大阪府企画調整部企画室主幹	大阪府
前委員			
大槻哲也	男	市議会議員(連合市民クラブ)～平成12年5月	市議会
田村好市	男	市議会議員(新進議員クラブ)～平成12年5月	
山原富明	男	市議会議員(市政会議員団) ～平成12年5月	

### ISO14001 (環境マネジメントシステム) → P 59

国際標準化機構(ISO)で制定した環境管理に関する一連の国際規格であるISO14000シリーズのひとつで、環境マネジメントシステムに関する規格。組織が環境に関する方針及び環境目的・目標を策定し、これに基づいた環境マネジメントプログラムを策定することによって継続的改善を行うことができるように要求事項を定めている。組織の環境マネジメントシステムがISO14001の要求事項に適合しているかについて審査登録機関の審査を受けて、合格すれば認証が与えられ認定機関に登録される。

### アメニティ → P 16

快適で魅力ある生活環境の意。自然環境から歴史環境に至る環境全体を総合的に捉え、全体としての快適性を追求しようというところに特徴がある。

### インターンシップ → P 42

学生が在学中に自らの選考や将来のキャリアに関連した就業体験を行うことで、学校と企業（非営利団体含む）との連携によって行われるものをいう。

### NPO (non-profit-organization) → P 11

「自発的に」「利益のためでなく」「社会に貢献する」活動をしている団体。福祉、環境、国際支援、まちづくりなどを目的とする民間非営利団体、民間ボランティア活動団体。

1998年に日本にもNPO法（特定非営利活動促進法）が施行され、ボランティア活動をはじめとする社会貢献活動を行う団体に、法人格を取得する道が開かれた。

### LRT (Light Rail Transit) → P 71

ハイテク路面電車、スーパー市電、高速路面電車などと訳される、次世代路面電車。従来の路面電車の進化型。計量車体ながら路面のみならず地下、高架も走行でき、市街地では歩行者との共存、郊外では専用化された軌道を高速走行する近代的な車両を使用するシステム。

建設・導入コストが他の交通システムと比較して安いことや、専用軌道化により、定時性・高速性の確保が可能。振動騒音が少なく、低床構造により高齢者や身体障害者の乗降が容易などのメリットも多いといわれている。

### オゾン層の破壊や地球温暖化、酸性雨問題 → P 1

#### 〈オゾン層の破壊〉

オゾン層は、地上から約15～30km上空の成層圏下層に存在するオゾン濃度が比較的高い領域で、生物に有害な紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を守っている。このオゾン層が、フロン等のオゾン層破壊物質により破壊されていることが明らかになっている。オゾン層が破壊されると、地上に達する有害な紫外線が増加し、皮膚がんの増加や生態系

への影響が懸念される。

#### 〈地球温暖化〉

化石燃料の大量使用などに伴って排出量が増えた二酸化炭素、メタン、フロンなどの温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、気温が上昇すること。地球温暖化が進めば、人類の生活環境や生物の生息環境に広範で深刻な影響が生じる恐れがある。

#### 〈酸性雨問題〉

酸性雨は、化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などから生成した硫酸や硝酸が溶解した酸性の強い（pHの低い）雨、あるいは酸性の強い霧や雪及びガスや粒子状（エアロゾル）の形態で沈着するものをいう。湖沼や森林などの生態系への影響、建造物や文化財への影響が懸念されている。

#### 環境基準 → P 38

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。公害対策を進めていく上で、行政上の目標として定められるものであり、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音について定められている。

#### 換地 → P 41

土地区画整理事業などで、施行地区内の土地について、従前の土地に代わるものとして交付される土地。従前の土地に道路や公園が整備されるため、土地の所有者は事業の進捗にあわせ新しく整備された地に移動する必要がある。この新しく整備された土地を、従前の宅地と同等の価格相当分の土地に分割し、それぞれの土地の所有者に割り振り交付する。

#### 行政評価システム → P 9

政策や施策、事務事業について、成果指標などを用いて有効性又は効率性などを評価するシステム。Plan（計画）－Do（実践）－See（評価）。行政の現状を認識し、行政課題を発見するためのツール（道具）といわれている。

#### 協働 → P 1

まちづくりや環境に関する協力体制を示す用語で、ここでは市民・事業者・行政が、環境改善についてともに考え、ともに取組みを進めていくことを表す。

#### クリーンエネルギー → P 58

太陽エネルギー、風力エネルギーなどの自然エネルギーやメタノール、天然ガスなど燃焼時に有害物質の排出が相対的に少ないエネルギーは、環境への負荷が少ないことからクリーンエネルギーと呼ばれている。

#### グリーンコンシューマー → P 42

環境に負荷の少ない商品やサービスを買う消費者をさす。

## 建築協定 → P 104

建築基準法に基づくもので、建築基準法で定められた基準に上乘せする形で地域の特性等に基づく一定の制限を地域住民等が自ら設け、お互いに守り合っていくことを確認する制度。建築協定を結ぶには、協定を結ぼうとする区域内の土地所有者等の全員の合意が必要であり、市長の認可を得て成立することになる。

## 交通需要マネジメント（TDM：Transportation Demand Management） → P 70

車利用者の交通行動の変更を促すことにより、道路交通混雑を緩和する手法。市街地の外縁部の駐車場に自動車を止めて、鉄道やバスなどの公共交通機関に乗り換えるパークアンドライドや通勤ラッシュなどの交通のピークをならす時差出勤などがある。

## コーホート要因法 → P 45

ある男女・年齢別人口を基準人口として、これに将来の出生率、将来の生残率、将来の純移動率、将来の出生性比の4つの要因について仮定値をあてはめて将来人口を計算する方法。

国立社会保障人口問題研究所において、日本の将来人口を推計する際にも使用されている。

## コミュニティバスシステム → P 71

通常の路線バスではカバーしにくい比較的少量のきめ細かい地域の公共交通需要に対応するために運行するバス。自治体の支援を受けて導入されることが多い。

特徴としては、小型バスにより、病院や公共施設を結んだり、住宅地の内部まで入るなど地域住民の日常的な移動のための短距離交通サービス路線であること、乗降のしやすい車両の使用、停留所の間隔を短くしたり、自由乗降を取り入れるなど高齢者などに利用しやすい工夫をしていることにある。

## 里山（さとやま） → P 8

人里近くにあり、二次林（雑木林）を中心に周辺の田畑やため池などを含んだ地域。従来、薪や炭の生産に利用されてきたが、化石燃料の普及に伴い経済的価値が低下し、宅地化が進められた。また、宅地化されなかったものについても、所有者による適切な維持管理が困難になっていることから、荒廃が見られる。近年、身近な緑、生物の生育・生息空間としての価値が見直され、その保全・活用が課題となっている。

## 事務事業評価システム → P 43

市民の視点に立った効果的・効率的な行政運営をめざして、市が行う全ての事業に市民の視点での成果目標を設定し、限られた行政資源を有効に活用するためのマネジメント（経営）の仕組み。行政評価システムは政策・施策・事務事業すべての評価の仕組みであり、事務事業評価はその構成要素のひとつ。本市においても今後、政策・施策に関する評価の仕組みについて検討し、総合的な行政評価システムをめざす。

## スペシャルトランスポート → P 71

なんらかのハンディにより通常の交通機関が使えない層のために提供される公共交通のひとつであり、高齢者や障害のある人が移動まちの中で移動できるようにするもの。福祉タクシー型、ノンステップバスやリフト付きバス等による定時定路線型、ドア・ツー・ドア型ミニバスなどがある。

## 生産年齢人口 → P 4

人口の年齢構造は、経済活動の見地から、年少人口、生産年齢人口、老年人口に分けられる。生産年齢人口は、労働市場にあらわれる可能性を含む人口で、15歳以上65歳未満の人口をいう。

## 生産緑地 → P 37

都市部における農地の環境保全、災害防止面の役割を評価し、その一部を生産緑地として計画的に残そうというもの。通常、市街化区域内の農地は宅地並課税となるが、30年以上農業継続の意思がある場合においてのみ、生産緑地法に基づき、生産緑地として申請でき、この場合においては低税率の農地課税となる。

## ダイオキシン問題 → P 14

ダイオキシンとは「ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン」の略語で、75種ある異性体の総称。ダイオキシンと毒性、性質が似ているポリ塩化ジベンゾフランとコプラナーPCBを含めてダイオキシン類と呼ばれている。ダイオキシン類は極めて強い毒性があり、分解されにくい。このうち2,3,7,8-TCDD(2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-ジオキシン)が最も毒性が強く、慢性毒性では発ガン性、肝臓障害、生殖障害が懸念される。ごみ焼却場において塩化ビニル製品などの塩素を含む廃棄物を燃やしたときに生成されることが確認され、大きな社会問題となっている。

## 地区計画 → P 104

良好な市街地環境の形成や保全を図るため、地区の特性に応じ、道路・公園などの配置・規模や建築物の用途・敷地・形態等について、当該地区の住民等の意向を十分反映した計画を定め、土地利用や建築物の規制・誘導を図る都市計画の手法。

## 地方分権一括法 → P 4

平成11年7月に成立した「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」のことで、平成12年4月に施行された。これに伴い、国と地方公共団体は対等・協力の新しい関係に立つことになり、各地方公共団体は自らの判断と責任の下に地域の実情に沿った行政を実践していくことが期待されている。

### 特例市 → P 43

地方分権を推進するため、20万以上の人口を有する市からの申出に基づき、福祉、衛生、まちづくり等、都道府県が一体的に処理するほうがより効率的な事務を除き、16法律20項目の事務権限を委譲する制度。全国で対象市は59市ある。

### 都市・生活型公害 → P 4

都市化の進展により、活発な都市活動や日常生活に伴う環境への負荷が原因となって起きる自動車交通公害や河川の水質汚濁、近隣騒音などの公害。産業公害と異なり、多くの場合、原因者が被害者にもなるという特徴をもっている。

### 農業振興地域 → P 41

農業の振興を図る区域を明らかにして、これを保全するとともに、農業投資を集中することにより、優良農地の確保と農業の振興を図ろうとするもの。

### ノーマライゼーション → P 15

障害のある人もない人も、高齢者も若者も、共に住み共に生活できるような社会にすること。これは、障害のある人の人権、価値、尊厳性は障害のない人のそれらと何ら変わるところがないという考え方に立つもので、現代の社会福祉においても重要な基本理念となっている。

### バリアフリー → P 15

障害のある人も高齢者も、社会を構成する一員として個々の能力に応じた役割を担いながら、共に生きる社会の実現を目指すため、障害者・高齢者を取り巻く物理的環境や社会的偏見などのバリア（障壁、障害、不便）を除去して、社会参加の可能性を高めようという考え方をいう。「バリアフリー化」としたときは、主として建築物等の段差解消など物理的環境整備を指すことが多い。

### PFI (Private Finance Initiative) → P 34

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新たな手法。

民間の資金、能力を活用することにより、国や自治体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供することをめざす。財政負担の軽減を迫られる自治体に注目されている。

### 福祉オンブズパーソン制度 → P 84

福祉サービスに関する市民の不服、苦情などを受け、自治体との調整を行う苦情調整委員によって市民との特に福祉サービスに関する人権を擁護する制度。

### 圃場（ほじょう）整備 → P 41

既成の水田、畑の土地及び労働生産性を向上させ、農地基盤の改良整備を行う一連の土地改良事業。

### ポスターセッション → P 51

壁面またはホワイトボードなどに、図表やキーワードを書いた資料を並べて張り出し、参加者に対して個別に説明を行うという報告形式。報告者と聞き手の距離が近く、気楽に質問しやすい等の利点がある。

### まちづくりリーディングプラン・CCスクエア21 → P 37

第2期基本計画の主要施策としてまちづくりリーディングプランが定められ、その中で枚方市駅周辺地域はCCスクエア21として位置付けられている。これは枚方市の中心市街地である枚方市駅周辺地域を、淀川や天野川という水辺区間とのかかわりや宿場町として発展してきた枚方市の歴史を生かした特色ある地域として再形成するというものである。

### ユニバーサルデザイン → P 15

障害のある人や高齢者、外国人、男女など、それぞれの違いを超えて、できる限りすべての人々が暮らしやすいように、商品、建物、環境をデザインすること。バリアフリーは、障害者や高齢者に対して、特別な設備や表示方法などで、生活していく上でのバリア（障壁、障害、不便）を取り除いていこうとする考え方をいう。ユニバーサルデザインはバリアフリーをさらに進めて、施設建設や商品開発にあたり、はじめからできる限りすべての人が利用できるようにしていこうとする考え方。

### ワークショップ → P 34

地域に係わる多様な立場の人々が参加し、コミュニティの諸問題をお互いに協力して解決し、さらに快適なものにしていくために、各種の共同作業を通じて計画づくりなどを進めていく方法。





# 第4次枚方市総合計画

## 基本構想・基本計画

HIRAKATA CITY

発行年月／平成13年(2001年)3月

発行／枚方市

〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1-20

Tel 072-841-1221

編集／市長公室企画政策課



表紙作品：「いろんなみらいせかい」

平成12年 枚方市マイページコンテスト

テーマ1 小学校高学年の部最優秀賞

桜丘小学校 西 萌花

R100

※本資料については100%再生紙を使用しています。